

みんなでつくる みんなで暮らせるまち かしわ

ノーマライゼーションかしわプラン

～第3期柏市障害者基本計画（後期計画）・第5期障害福祉計画～

2018年度
(平成30年度)

2020年度

地域循環ネットワークシステムの構築に向けて
共生のまちづくり

KASHIWA

2018年3月
(平成30年3月)

柏市

ごあいさつ

A 6x20 grid of circles. The top row has 19 circles, with the first position (top-left) missing. All other rows (rows 2 through 6) are complete, each containing 20 circles. The circles are arranged in a regular grid pattern.

写真

[illegible][illegible][illegible][illegible]

2018年3月
柏市長

秋山 浩保

目次

第1章・総論	1
第1節 計画の策定にあたって	2
第2節 計画の位置づけと構成	4
第3節 障害福祉を取り巻く状況	6
第4節 第3期中期計画（2015～2017年度）の評価と課題	10
 第2章・計画の推進体制	 31
第1節 計画の評価・見直し	32
第2節 評価・進捗管理体制の確立	34
 第3章・各論	 37
重点目標 地域循環ネットワークシステムの構築	38
重点施策1 相談支援・権利擁護体制の充実	40
重点施策2 地域生活を支える基盤整備	42
重点施策3 就労支援体制の充実	44
重点施策4 子どもの健やかな育成のための支援体制の充実	46
 柱1 福祉意識の醸成と支え合いの環境づくりの推進	 49
施策1 啓発・広報活動の充実	50
施策2 協働による福祉活動の充実	54
施策3 障害理解推進を支える拠点機能の整備	57
評価・進捗管理（障害福祉計画 数値指標）	58
 柱2 情報提供・相談、権利擁護体制の確立	 59
施策1 情報提供・意思疎通支援の充実	60
施策2 相談支援・ケアマネジメント体制の充実	63
施策3 権利擁護体制の充実	67
評価・進捗管理（障害福祉計画 数値指標）	71
 柱3 暮らしを支えるサービスの充実	 75
施策1 地域生活を支える場の拡充	76
施策2 日常生活の支援	79
評価・進捗管理（障害福祉計画 数値指標）	83

柱4 誰もが働きやすく、活動しやすい環境づくりの推進	91
施策1 就労支援体制の充実	92
施策2 スポーツ・芸術文化活動の推進	96
評価・進捗管理（障害福祉計画 数値指標）	99
柱5 子どもの成長への支援	101
施策1 保健・療育等の充実	102
施策2 学齢期への支援の充実	107
評価・進捗管理（障害福祉計画 数値指標）	113
柱6 健康・医療体制の充実	117
施策1 健康管理等の支援	118
施策2 医療・ケア体制の充実	120
施策3 精神保健の充実	123
評価・進捗管理（障害福祉計画 数値指標）	127
柱7 安全・安心な生活環境の整備	129
施策1 安全対策（防災、防犯等）の推進	130
施策2 福祉のまちづくり	134
 第4章・障害福祉計画	 137
第1節 障害福祉計画の基本指針	139
第2節 成果目標	142
第3節 活動指標（障害福祉サービスの見込み）	149
第4節 地域生活支援事業の見込み	160
 付属資料	 169
1 計画の策定体制・策定経過	170
2 計画策定のための基礎調査等	172
3 用語説明	174

第 1 章・総論

ノーマライゼーションかしわプラン 第3期柏市障害者基本計画（後期計画）・第5期障害福祉計画

第1節	計画の策定にあたって……………	2
第2節	計画の位置づけと構成……………	4
第3節	障害福祉を取り巻く状況……………	6
第4節	第3期中期計画（2015～2017年度）の評価と課題…	10

第1節 計画の策定にあたって

(1) 計画策定の背景

本市では、計画期間を1期9年とする「柏市障害者基本計画（前期・中期・後期）」と、1期3年とする「柏市障害福祉計画」を一体的に「ノーマライゼーションかしわプラン」として、障害の有無に関わらず地域で暮らしやすい環境づくりに向けた施策を展開しています。

国においては、2016年に障害を理由とする差別の解消を推進することを目的とした「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行されました。また、障害者総合支援法等の関係法令の改正など、より一層の障害者支援を推進しています。

このたび、本市ではノーマライゼーションのまちづくりを進めるために、これら国や県の指針や近年の動向を踏まえ、さらにこれまでの施策の進捗状況、実績評価、ニーズ等を検証して施策の見直しを行い、2018年度から2020年度を計画期間とする「ノーマライゼーションかしわプラン（第3期柏市障害者基本計画（後期計画）及び第5期柏市障害福祉計画）」を策定しました。



(2) 国・県及び柏市の施策動向

近年、我が国における障害者支援は、2014年の「障害者権利条約」の批准を契機として、法制度や施策が大きく変化しています。

また、計画策定に関わるものとしては、2018年度から新たな「障害者総合支援法」「児童福祉法」が施行されることに伴い、計画の根拠法や構成等に変更が生じています。

■ 障害福祉に関する法制度の動向

年	国・県	柏市
2014	【国】○障害者の権利に関する条約批准	
2015	【国】○第4期障害福祉計画策定 ・地域生活支援拠点の推進 ○障害者総合支援法 ・難病の対象疾病拡大 【県】○第五次千葉県障害者計画策定 ○重度心身障害者（児）医療給付制度改正	○ノーマライゼーションかしわプラン策定 ○地域生活支援拠点候補者公募・決定 ○特定疾病療養者見舞金制度改正（対象疾病拡大） ○重度心身障害者医療費の現物給付化
2016	【国】○障害者差別解消法施行 ○障害者雇用促進法改正 ○発達障害者支援法改正 ○ニッポン一億総活躍プラン策定	○障害を理由とする差別の解消の推進に関する柏市職員対応要領の施行 ○障害者差別解消支援地域協議会設置 ○児童発達支援センター開設（市内2か所目）
2017		○地域生活支援拠点開設（2か所） ○地域生活支援拠点運営協議会設置
2018	【国】○第4次障害者基本計画策定 ○第5期障害福祉計画策定 ・地域生活支援拠点の整備 ・医療的ケア児に対する支援 ・精神障害者の地域移行 ・発達障害者（児）の支援 ・障害者の就労支援 ○障害者総合支援法改正 ・自立生活援助新設 ・就労定着支援新設 ○児童福祉法改正 ・居宅訪問型児童発達支援新設 ・障害児福祉計画策定 【県】○第六次千葉県障害者計画策定	○新ノーマライゼーションかしわプラン策定 ○わかたけキッズ（福祉型障害児入所施設）の開所（予定）

第2節 計画の位置づけと構成

(1) 計画の位置づけ

障害者基本計画は、障害者基本法第 11 条第3項に基づく「市町村障害者計画」として位置付けられるもので、市の障害者施策の総合的かつ計画的な推進を図るための理念や方針、取組施策・事業を定める計画です。

また、障害福祉計画は、障害者総合支援法第 88 条に基づく「市町村障害福祉計画」として位置付けられるもので、障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施の確保を図るための供給見込み量や確保方策を定める計画です。

また、市の最上位計画となる「柏市総合計画」をはじめ、福祉の上位計画となる「柏市地域健康福祉計画」の部門計画として策定します。

(2) 計画期間

計画の期間は、2018 年度から 2020 年度までの3年間とし、今回の見直しは9年間の「第3期柏市障害者基本計画」の後期計画と「第5期柏市障害福祉計画」に当たる部分を一体的に策定するものです。

なお、計画期間中であっても、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて内容を見直すものとします。

	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
総 合 計 画	第 4 次 (2001～2015)				第 5 次 (2016～2025)				
地域健康福祉計画	第 2 期 (2009～ 2013)	第 3 期 (2014～2018)						第 4 期 (2019～ 2024)	
ノーマライゼーシ ョンかしわプラン	第 3 期柏市障害者基本計画 (2012～2020)								
	前期 (2012～2014)			中期 (2015～2017)			後期 (2018～2020)		
	柏市障害福祉計画								
	第 3 期 (2012～2014)			第 4 期 (2015～2017)			第 5 期 (2018～2020)		

2018～2020 年度 新ノーマライゼーションかしわプラン

(3) 上位計画との関係

本計画の策定における、計画の役割（法的根拠等）、及び上位計画との関係は、次の通りとなります。

柏市第五次総合計画【市の最上位計画】

〔将来都市像〕

「未来へつづく先進住環境都市・柏 ～ 笑顔と元気が輪となり広がる交流拠点」

＜自立と支えあいの地域福祉の推進＞

- 障害者の在宅生活を支える基盤整備
- 障害者の自立、社会・地域参加の支援
- 相談支援体制の充実
- 権利擁護体制の充実

＜医療・介護及び支援体制の充実＞

- 医療的ケアが必要な患者や家族等への支援

第3期柏市地域福祉健康計画【健康・福祉の部門計画】

〔地域健康福祉像〕

「だれもが、その人らしく、住み慣れた地域で、共に、いきいきと暮らせるまち 柏」

＜施策の展開＞

- 情報発信の充実、相談体制の充実、権利擁護体制の充実

ノーマライゼーションかしわプラン【障害福祉の部門計画】

〔基本理念〕「みんなでつくる みんなで暮らせるまち かしわ」

第3期柏市障害者基本計画（後期計画）

根拠法：障害者基本法
第11条第3項

＜重点施策＞

- 1 相談支援・権利擁護体制の充実
- 2 地域生活を支える基盤整備
- 3 就労支援体制の充実
- 4 子どもの健やかな育成のための支援体制の充実

- 柱1 福祉意識の醸成と支えあいの環境づくりの推進
- 柱2 情報提供・相談、権利擁護体制の確立
- 柱3 暮らしを支えるサービスの充実
- 柱4 誰もが働きやすく、活動しやすい環境づくりの推進
- 柱5 子どもの成長への支援
- 柱6 健康・医療体制の充実
- 柱7 安全・安心な生活環境の整備

第5期柏市障害福祉計画（第1期障害児福祉計画）

根拠法：障害者総合支援法
第88条

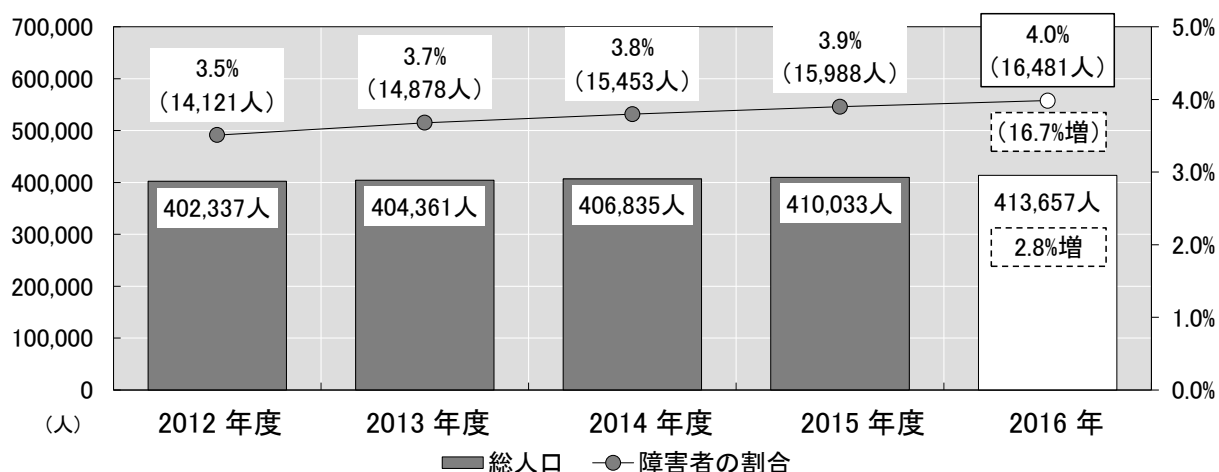
- ・国が示す障害福祉サービス等のサービス量の見込みと確保の方策
- ・障害児福祉計画（根拠法：児童福祉法第33条の20）を内包

第3節 障害福祉を取り巻く状況

(1) 柏の概況

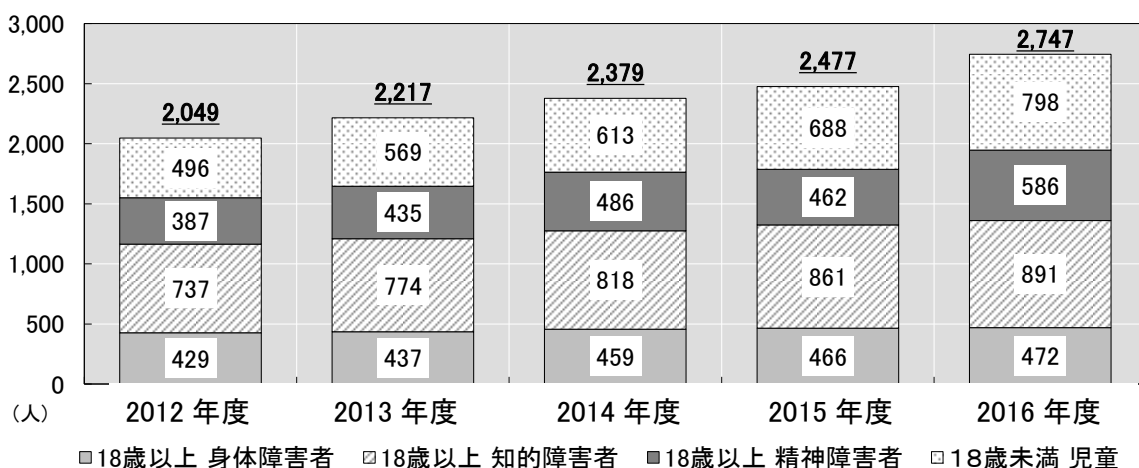
① 本市の総人口と障害者の推移

2012年度から2016年度期間での総人口に占める障害者手帳所持者の構成は、実数では2,360人増と増加状況にあります。また、増加割合が総人口は2.8%増であるのに対して、障害者は16.7%増となっています。



② 福祉サービス受給者証所持者数の推移

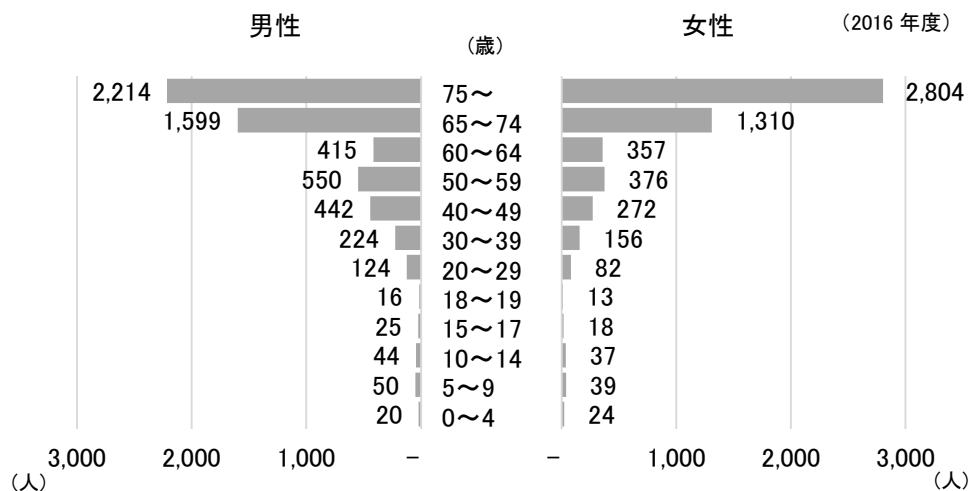
受給者証の所持者数は年々増加しています。特に18歳未満の児童の取得が増加しており、障害児の支援ニーズが高まっています。



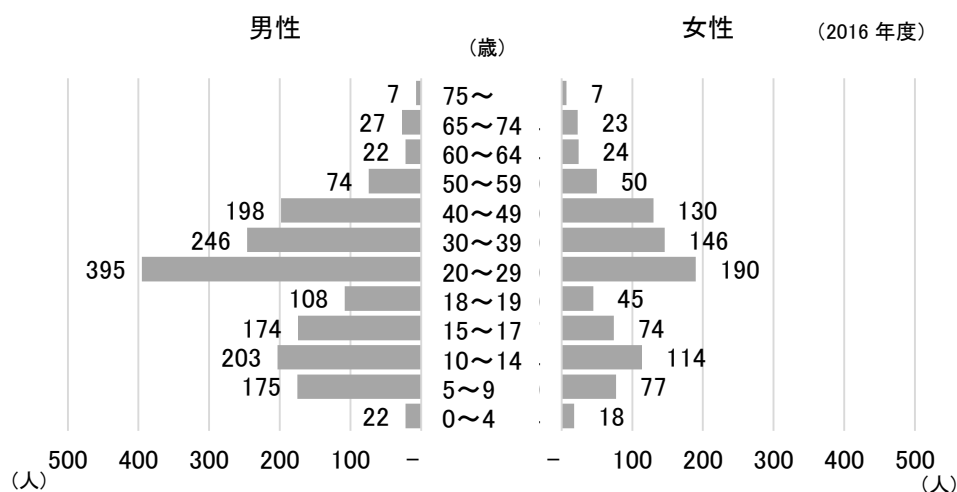
(2013年度 18歳以上難病2人, 2014年度 18歳以上難病3人)

③ 手帳所持者の年齢分布

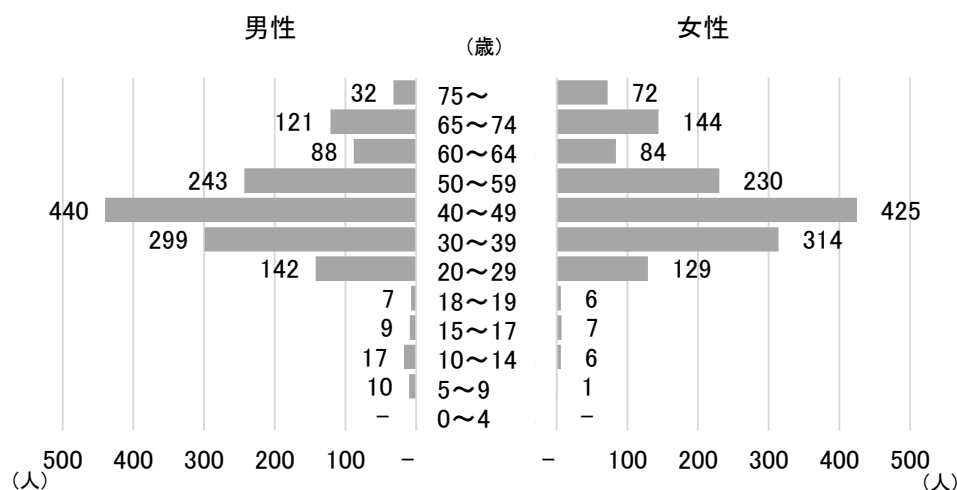
図表-1 身体障害者手帳所持者の年齢分布



図表-2 療育手帳所持者の年齢分布



図表-3 精神障害者保健福祉手帳所持者の年齢分布

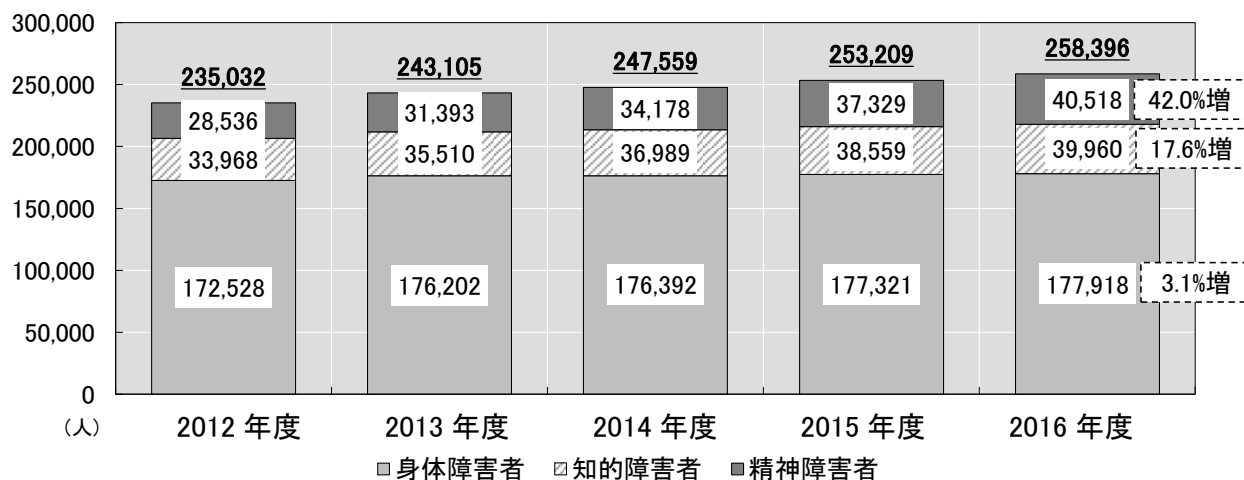


④ 千葉県と本市の障害者の推移

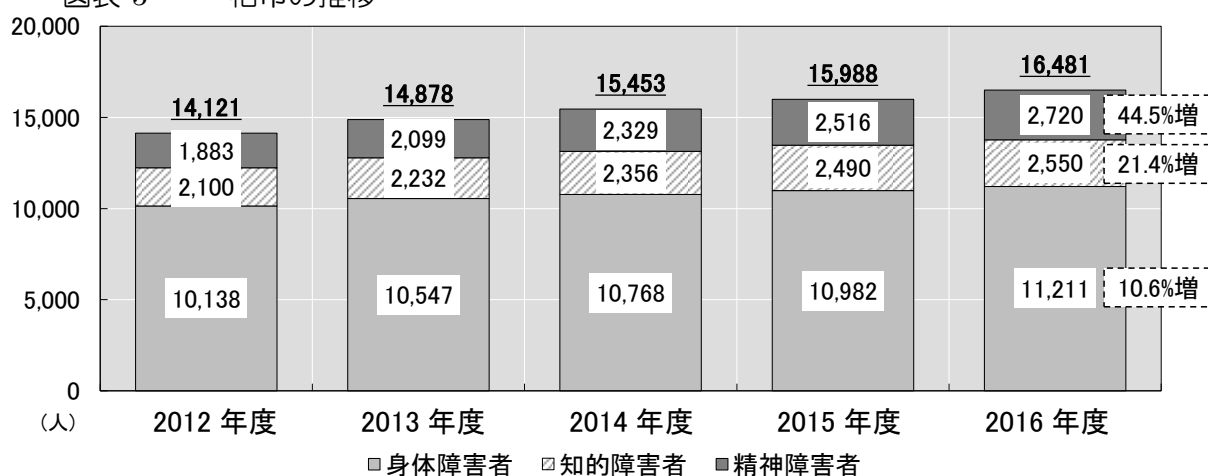
千葉県全体および本市におけるの障害者手帳所持者数は、いずれも増加傾向にあります。

全体の手帳所持者数は、5年間で県が23,364人、市が2,360人増えており、特に精神障害者の増加率が大きくなっています。

図表-4 千葉県の推移

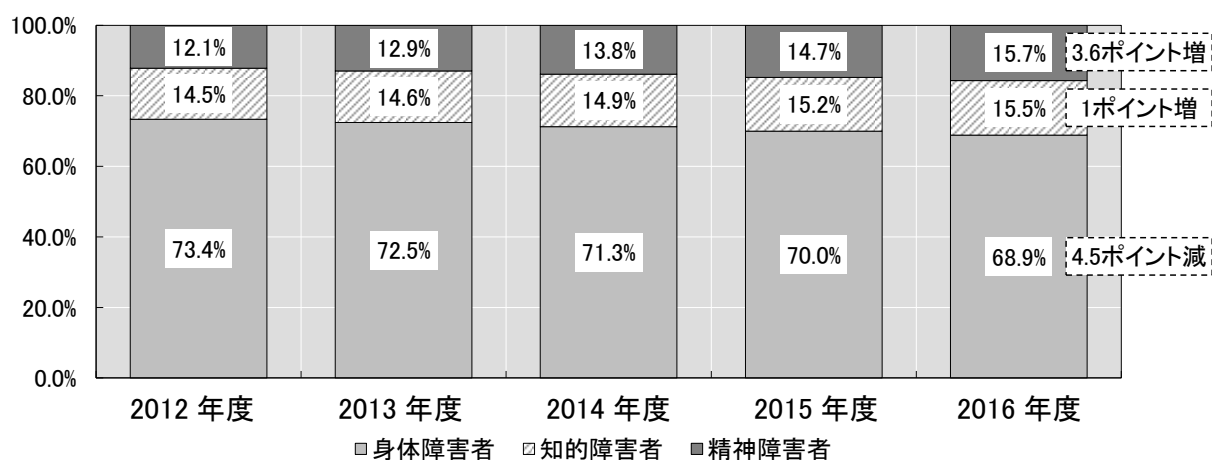


図表-5 柏市の推移

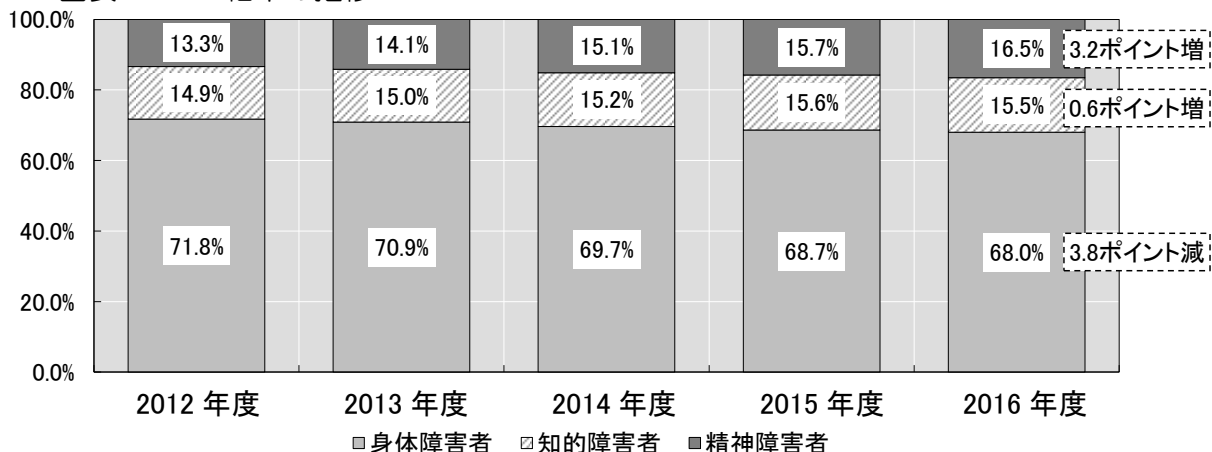


⑤ 千葉県と本市の障害別構成比の推移

図表-6 千葉県の推移



図表-7 柏市の推移



⑥ 障害福祉関係費 決算額（歳出）

障害福祉関係の決算額（歳出）は、この5年間で約35%、21億7千万円増えていきます。歳出の伸びが顕著となっており、これは、高齢障害者の自然増や、放課後等デイサービス等をはじめとする事業所増により、障害福祉サービスの利用者が増加したこと等が要因であると考えられます。

今後は限られた財源を効果的、計画的に活用するための制度の見直しや、優先的・重点的に取り組む施策を考えていく必要があります。

図表-8 障害福祉関係費決算額（歳出）（単位：千円）

	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
合計金額	6,162,647	6,723,968	6,972,106	7,776,516	8,335,478
前年度比	—	+9.1%	+3.7%	+11.5%	+7.2%

第4節 第3期中期計画（2015～2017年度）の評価と課題

第3期中期計画では、3つの重点施策や7つの柱に沿った障害福祉施策を進めてきました。市の取組については、PDCAサイクルのプロセスで、内部（庁内）評価と、市民の代表や関係団体により構成される健康福祉審議会障害者健康福祉専門分科会等による外部評価を実施しました。また、アンケート調査及びヒアリング調査においても、障害者、障害関係団体および障害福祉サービス事業者からご意見を伺いました。

以上を踏まえ、市の実績と市民目線からの評価を合わせて、重点施策の進捗を中心に、障害福祉全般における課題と、柱ごとの課題と方向性を取りまとめました。

（1）重点施策の進捗状況

重点施策1 相談支援体制の充実

市の取組

① 基幹相談支援センターを中心とした障害者相談支援体制の強化

基幹相談支援センター（障害者相談支援室）に専門職を配置し、民間の相談支援事業所と連携して多様な相談に対応しています。

また、身近な相談支援に対応するため、相談支援事業所数の増加や24時間対応の拠点を整備しましたが、相談支援員の確保と質の向上が継続課題となっています。

事業所	2014年度末	2016年度末
委託相談支援事業所	4 箇所	5 箇所
指定相談支援事業所	24 箇所	30 箇所

② こども発達センターを中心とした障害児に関する療育支援体制の強化

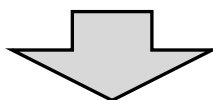
未就学児から療育が必要なこどもが年々増えており、幼稚園や保育園に在籍しながら児童発達支援や保育所等訪問支援を併用する児童が増加しています。こども発達センター等での児童発達支援の利用者数も増加しています。

今後さらに就園や就学時、就学後のライフステージごとに相談支援や適切な福祉サービス、発達支援、療育支援が必要となることから、市の関係機関が連携して重点的に取り組むべき課題となっています。

③ 障害者の虐待防止・権利擁護の推進

虐待に関しては、障害者虐待防止センターが中心となり、相談支援・通報受付に加え、虐待防止に関して職員向けの研修を行っています。

障害差別がなく、権利が保護され安心して地域で生活できるよう、日常生活自立支援事業や成年後見制度の普及啓発を図る等体制を充実させる必要があります。



目指す方向性

障害者が地域で安心して生活できるよう、相談支援体制と権利擁護体制を一体的に取り組み、施策を推進します。

1 相談支援・権利擁護体制の充実

- ① 相談支援・ケアマネジメント体制の充実
- ② 権利擁護体制の充実

◎子どもの健やかな育成のための支援体制の充実

子どもに関する発達支援については、発達の段階に応じて一人ひとりの個性と能力に応じた支援が必要です。発達相談、保育所・幼稚園・学校での療育や福祉サービスの充実など、ライフステージに応じて切れ目の無い様々な支援と各段階に応じた関係者の連携（縦横連携）を充実させることが求められています。また、早期の保護者支援・家族支援も併せて充実させていく必要があります。

さらに、医療的ケアが必要な子どもに対しての支援を充実させるための障害児施設の拡充や放課後等デイサービスの質の向上も課題となっています。

国の障害児福祉計画策定の指針などから、これまで以上に各関係機関と連携して包括的な支援体制の強化を目指し、新たに重点施策の1つとして取り組んでいきます。

4 子どもの健やかな育成のための支援体制の充実

⇒重点施策 1

40～41ページ



⇒重点施策 4

46～47ページ



重点施策２ 在宅生活を支える基盤整備

市の取組

① 居住の場の拡充

グループホームの整備に取り組み、市内の定員の総数を増加しました。

	2014 年度末実績	2016 年度末実績
市内グループホームの定員の総数	199 人	249 人（計画値 221 人）

しかし、計画数は上回っているものの空きはほぼ無く、障害者の高齢化、重度化、親亡き後といった問題から潜在的にグループホームの入所希望者が多いため、グループホーム数は著しく不足しています。今後も計画的に整備していく必要があります。

② 障害者（児）の家族支援の強化

家族介護者の負担を軽減し、障害者の在宅生活を支援するため、今後も緊急時やレスパイト対応の基盤整備・強化を継続する必要があります。

また、喀痰吸引可能なヘルパー養成を含め、医療と福祉が連携し、医療的ケアが必要な障害者（児）の在宅生活支援の体制づくりは重要となります。

③ 障害者の地域生活を支える拠点の整備

2017 年 4 月に千葉県で初の障害者の地域生活を一体的に支える施設「地域生活支援拠点あおば」を開設し、また、同年 11 月には、第 2 の拠点施設「地域生活支援拠点たんぽぽ」を開設しました。これらの施設は、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、相談、体験の機会、緊急の対応等の必要な機能を備えています。

また、障害者の活動、社会参加、自立サポートを推進する体制や、精神障害者等が地域で安心して自分らしく暮らせるための基盤づくりも求められています。

今後は、これらの拠点施設を軸とした関係機関との連携支援体制を構築していく必要があります。

目指す方向性

自宅に限らず、住み慣れた地域での生活を望む声が多いことから、「地域生活を支える基盤整備」を推進します。

また、障害者の活動支援等の場づくりや、精神障害者の地域移行支援を推進します。

2 地域生活を支える基盤整備

- ① 地域生活支援拠点の整備と体制の構築
- ② 多様な住まいの確保と居住の支援
- ③ 障害理解推進を支える拠点機能の整備

⇒ 重点施策 2

42～43 ページ



重点施策3 就労支援体制の充実

市の取組

① 就労支援体制の充実

障害者の多様なニーズに対応できる就労支援事業所を拡充するとともに、自立支援協議会はたらく部会を通じ行政と民間の役割整理を進め、就労系事業所等とのネットワークの構築を進めてきました。今後は、精神障害者が法定雇用率の算定に加わり、就労を継続する上で生活面の支援等も必要となることから、関係機関との連携が重要となります。

② 就職後の支援の充実

2015年度に雇用率が上昇したものの、2016年度は下降しており、就職後の定着率の向上が大きな課題となっています。離職を防ぐための職場定着支援を充実させる必要があります。

	2014年度	2015年度	2016年度
市内企業における障害者雇用率	1.69	2.02	1.81

③ 多様な就労形態への支援

障害者が生きがいを持って働けるように、就労系事業所等の品質向上研修の開催や販売会を開催するなど工賃向上の支援をしました。また、市では障害者優先調達推進法から、障害者就労施設等への物品等の発注拡大に努め、庁内の物品調達部署数が着実に増えてきました。

しかしながら、就労系事業所の工賃が未だ低いことが課題となっており、工賃向上に向けた取組を強化する必要があります。

目指す方向性

民間と連携し、障害に応じた就労支援体制を充実していきます。また、就職後の定着支援の強化や、就労系事業所の工賃向上にも積極的に取り組んでいきます。

3 就労支援体制の充実

- ① 就労支援体制の充実
- ② 職場定着支援の充実
- ③ 工賃向上の取組強化

⇒ 重点施策3

44～45ページ

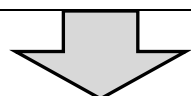


(2) 柱ごとにみる評価・課題と今後の方向性

柱1 福祉意識の醸成と支え合いの環境づくりの推進

市の取組と課題

- ◇ アンケートでは障害者差別解消法を知らない人が7割以上という結果でした。障害への理解がまだ十分でないことから、今後も障害理解イベントや啓発冊子等を活用した啓発活動を継続していく必要があります。
- ◇ 障害者を支援するボランティアの個人登録者数は増加傾向にあります。引き続き、関係機関と連携して福祉人材の確保と育成を進めます。
- ◇ 障害者団体の活動の場、障害の有無に関わらず市民が交流できる場の環境づくりが求められています。



目指す方向性

- ① 啓発・広報活動の充実
- ② 協働による福祉活動の充実
- ③ 障害理解推進を支える拠点機能の整備

⇒各論 柱1

49～58ページ

柱2 情報提供・相談、権利擁護体制の確立

市の取組と課題

- ◇ アンケートから情報提供の充実や身近な相談の場を求める声が多く挙がりました。今後はしおりの内容の充実や、手話通訳者の派遣・窓口対応など、適切な情報伝達とともに、あらゆる障害に対応できる相談の場の拡充と相談員の質の向上が課題となっています。
- ◇ 基幹相談支援センターを中心に、障害者の権利擁護・虐待の防止に努めてきました。2018年度より委託によりさらに専門的な体制で支援を強化していきます。



目指す方向性

- ① 情報提供・意思疎通支援の充実
- ② 相談支援・ケアマネジメント体制の充実
- ③ 権利擁護体制の充実

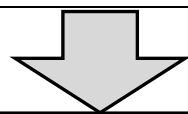
⇒各論 柱2

59～74ページ

柱3 暮らしを支えるサービスの充実

市の取組と課題

- ◇ グループホームの利用ニーズが増えていることから、計画的にグループホームの拡充と運営支援に取り組んでいます。今後もさらに居住の場の確保を進めていきます。
- ◇ 2017年度に2つの地域生活支援拠点を開設しました。今後も重度障害や医療的ケアが必要とされる方の対応、緊急対応の受け入れなど、様々なケースの対応が求められていることから、拠点を中心として関係機関と連携した支援体制の構築を目指していきます。
- ◇ 自宅での生活を希望する人も多く、在宅サービスの充実が求められています。



目指す方向性

- ① 地域生活を支える場の拡充
- ② 日常生活の支援

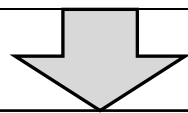
⇒各論 柱3

75～90ページ

柱4 誰もが働きやすく、活動しやすい環境づくりの推進

市の取組と課題

- ◇ 障害者の就労支援を推進するため、支援者のスキルアップや企業による障害の理解を深めてもらうための取り組みが必要となります。また、職場定着を推進するため、福祉・医療、そして雇用関係部署等との連携体制をより充実させる必要があります。
- ◇ 就労系事業所での工賃の向上が大きな課題となっています。
- ◇ 障害者が社会参加するための芸術文化活動の振興や、2020年の東京パラリンピック開催にも関連して障害者のスポーツ活動が推奨されている昨今、市でも、障害者が生き生きとスポーツ・芸術文化活動等ができるような環境づくりを推進していきます。



目指す方向性

- ① 就労支援体制の充実
- ② スポーツ・芸術文化活動等の推進

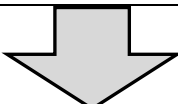
⇒各論 柱4

91～100ページ

柱5 子どもの成長への支援

市の取組と課題

- ◇ 障害の早期発見から健やかな育成のために、母子保健事業等の充実及び、こども発達センターを中心とした療育支援事業を推進します。また、こども園・幼稚園・保育園等での療育支援も充実させるとともに、乳幼児期から成人期まで、ライフステージに応じた切れ目のない支援体制を整備するため、各関係機関とのさらなる連携強化を図る必要があります。
- ◇ 学齢期では、福祉教育の充実や教職員の専門性を望む声が多く挙がっており、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築を推進していきます。また、放課後等デイサービスや短期入所等のサービス利用のニーズの増加から受け入れ体制の整備に取り組んでいますが、質の向上が課題となっています。



目指す方向性

- ① 保健・療育等の充実
- ② 学齢期への支援の充実

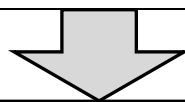
⇒各論 柱5

101～116ページ

柱6 健康・医療体制の充実

市の取組と課題

- ◇ 障害の重度化や二次障害の予防のため、健康づくりや介護予防が重要です。
- ◇ 医療的ケアの必要な方への支援が課題となっています。市では、喀痰吸引や経管栄養の医療的ケアに対応できるヘルパーを増やすため、市内の事業所に研修の委託をしましたが、さらなる具体的な支援体制の構築が求められています。
- ◇ 精神障害者保健福祉手帳の所持者や精神通院における自立支援医療制度の利用者が増加していることから、精神障害者の地域生活の促進・支援の拡充が必要となっています。



目指す方向性

- ① 健康管理等の支援
- ② 医療・ケア体制の充実
- ③ 精神保健の充実

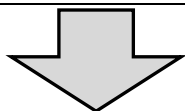
⇒各論 柱6

117～127ページ

柱7 安全・安心な生活環境の整備

市の取組と課題

- ☆ アンケートでは、災害時や緊急時の対応に力を入れてほしいという意見が多く挙がりました。避難行動要支援者への支援システム「柏市防災福祉K-Net」の取り組みを地域の町会・自治会等と連携して実施していますが、まだこのシステムの認知度が低いため、今後も積極的に周知するとともに、町会・自治会等での取り組みについて支援をします。
- ☆ 施設等のバリアフリー化の推進や、点字ブロック周辺の障害物の除去の呼びかけを行いました。今後も、誰もが安心して過ごせる福祉のまちづくりを推進します。

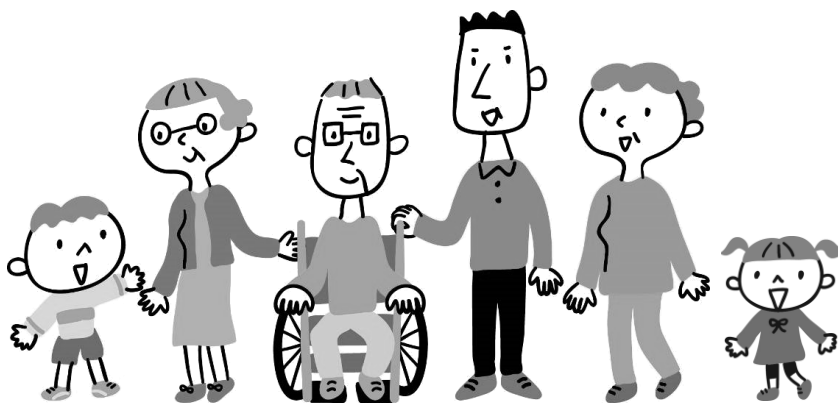


目指す方向性

- ① 安全対策（防災，防犯等）の推進
- ② 福祉のまちづくり

⇒各論 柱7

129～136ページ



(3) 障害福祉全般にみるニーズと課題

① アンケート結果

未就学児



■お子さんのことで、現在悩んでいることや困っていることは何ですか

- 1位 発育や発達の遅れ
- 2位 就学への不安がある
- 3位 心身が疲れる

「発育や発達の遅れ」と「就学への不安」という回答が7割以上でした。

また、特に知的・発達障害については「心身が疲れる」という回答率が高い結果となりました。

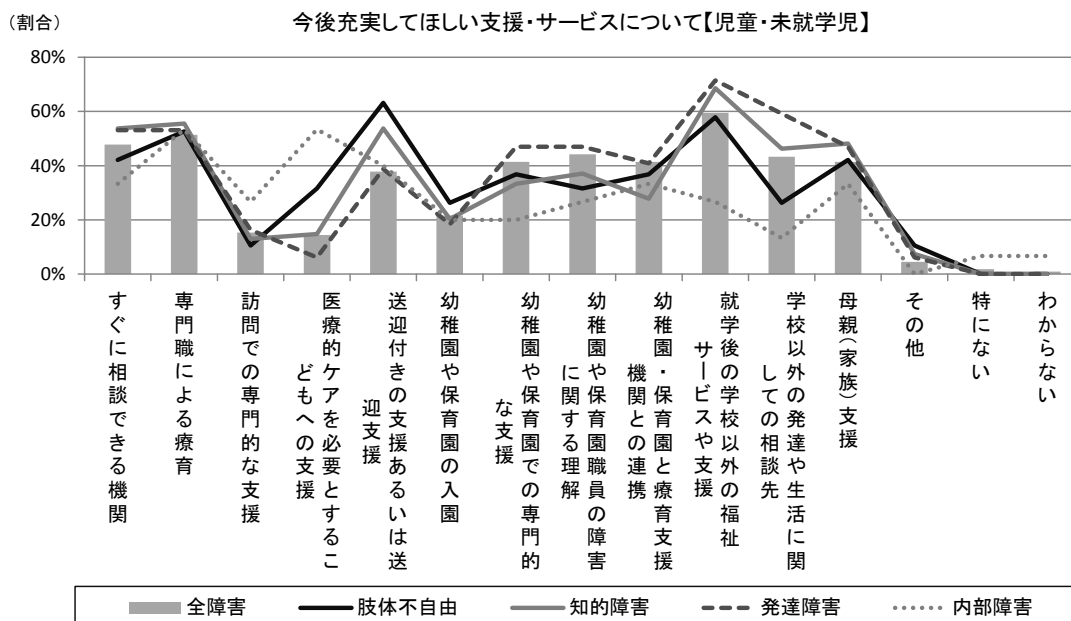
■今後充実してほしい支援・サービスは何ですか

- 1位 就学後の学校以外の福祉サービスや支援
- 2位 専門職による療育
- 3位 すぐに相談できる機関

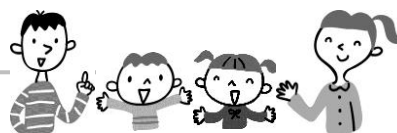
「就学後の学校以外の福祉サービスや支援」と回答した保護者が約6割でした。なかでも知的や発達障害においては約7割と高い回答率でした。未就学児の頃から就学後を見据えて継続した支援を求めていることがわかります。

また、「専門職による療育」は障害の別に関わらず約5割の人が回答しました。

内部障害では、「医療的ケアを必要とすることもへの支援」が多く、肢体不自由・知的障害については、「送迎付きの支援あるいは送迎支援」が多くなっています。



学齢期（小学校入学～17歳以下）



■学齢期に子育てをする上でどんなことに不安がありますか

- 1位 自立
2位 学力
3位 こどもの友人関係

「自立」について全体の6割弱が回答しました。
次いで、「学力」、「こどもの友人関係」についても約5割が回答しています。

■学校生活を送る上でどんな援助を希望していますか

（小学生）

- 1位 教職員の専門性
2位 支援員の増員
3位 学習支援

（中学生）

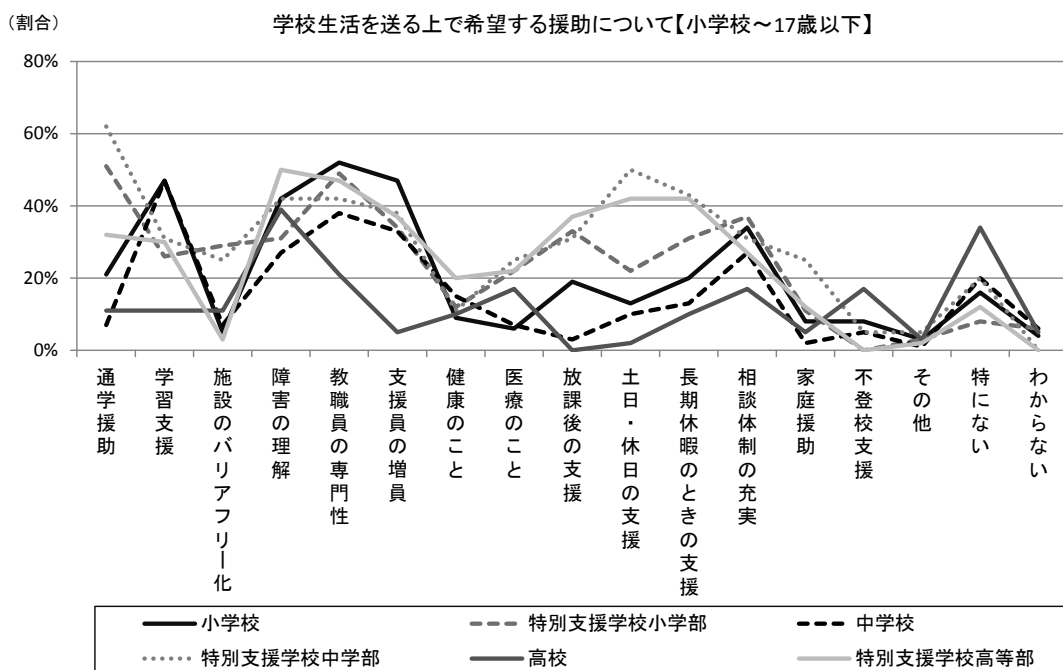
- 1位 学習支援
2位 教職員の専門性
3位 障害の理解

（高校生）

- 1位 障害の理解
2位 教職員の専門性
3位 土日・休日の支援
3位 長期休暇のときの支援

どの時期においても「教職員の専門性」が求められています。また、「学習支援」や「障害の理解」を希望する声も多く挙がりました。

特別支援学校では、「通学援助」、「放課後の支援」、「土日・休日の支援」、「長期休暇の支援」の割合が多く、他の学校との顕著な違いがみられました。



成人（18歳以上～64歳以下）

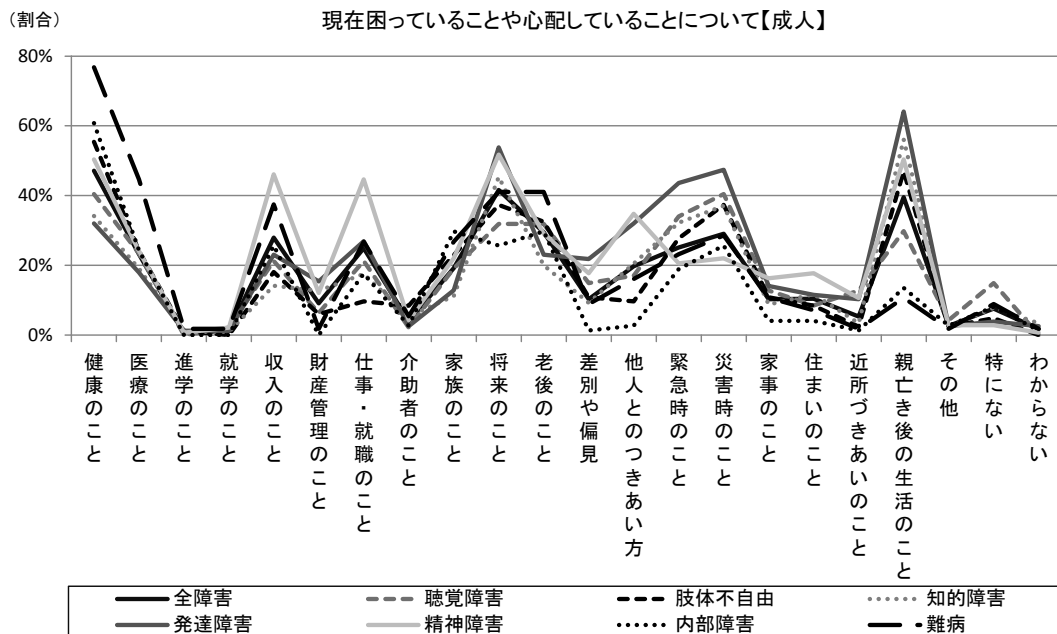


■現在困っていることや心配していることは何ですか

- 1位 健康のこと
- 2位 将来のこと
- 3位 親亡き後の生活のこと

「健康のこと」が1番多く、約5割の人が回答しました。特に、障害別でみると難病の人の8割が回答しました。また、精神障害は他と比べて「収入のこと」や「仕事・就職のこと」と回答した人の割合が多くなっています。

親亡き後を含めて将来の生活を不安に思う人が多いことがわかりました。



■何の施策に力を入れてほしいですか

- 1位 災害時の対応
- 2位 相談支援体制の強化
- 3位 情報提供の充実

1位の「災害時の対応」と3位の「情報提供の充実」は、障害の別に関わらず回答が多くありました。

2位の「相談支援体制の強化」は、特に発達障害と精神障害からの回答率が高くなりました。

■今後どのような福祉サービスを利用したいですか

- 1位 特にない
- 2位 移動支援
- 3位 共同生活援助（グループホーム）

高齢者（65歳以上）



■何の施策に力を入れてほしいですか

- 1位 災害時の対応
- 2位 緊急時の対応
- 3位 情報提供の充実

市に望む施策としては、災害時や緊急時の対応が最も多く、具体的には、災害が起きたときの食糧や水の支援、生活必需品の支援という回答でした。

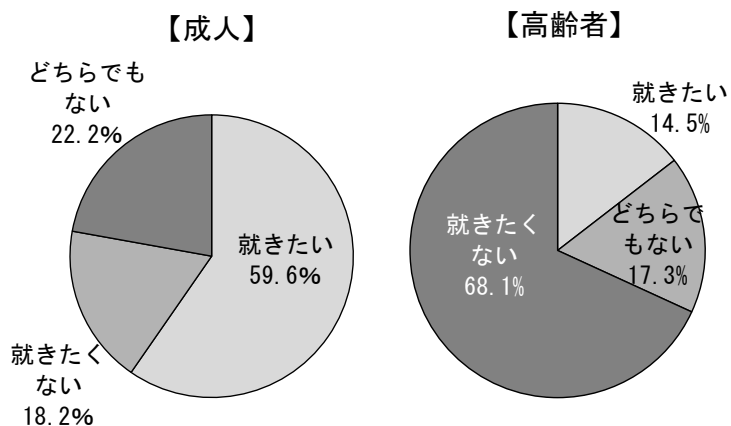
■意見・要望（自由記述）

- ・社会的に、障害者への理解がまだ十分だと思えないことがある。
- ・福祉従事者の知識を高め、質を向上してほしい。
- ・各サービスの手続きを簡素化してほしい。
- ・市街地のバリアフリー化推進と障害者用トイレを拡充してほしい。

就労について（成人・高齢者）



■仕事に就きたいと思いますか



成人については、「就きたい」人が約6割に対し、高齢者は「就きたくない」人が6割以上でした。

また、「現在仕事に就いていますか」という問いに対して、就いている人は成人では約5割、高齢者では約1割でした。

■長期的に働くためにはどのようなことが必要ですか

- 1位 周囲の理解
- 2位 能力にあった仕事
- 3位 体調にあった勤務体制

② 障害者団体・障害福祉サービス事業所の主な意見



■ 障害理解と権利擁護

- ・各障害ともにまだまだ理解が進んでいない。
- ・地域の人々と市の職員に障害の理解について勉強してほしい。
- ・誰もが参加，参画し，誰もが人間としての尊厳と権利を保障される地域社会を実現したい。

■ 相談支援体制と人材育成

- ・相談したくてもどこに相談したらいいかわからないことが多い。
- ・専門的な知識を持っている支援員がいない。人の確保と質の向上を目指してほしい。
- ・総合的に色々な相談をうけてくれる場所もほしい。

■ 居住環境の整備

- ・グループホームが増えてきているが，相対的にはまだ足りていない。グループホームの整備と同時に，夜間や緊急時の対応ができるような体制づくりや，医療的ケアに対応したグループホームや地域生活支援拠点も必要。

■ 高齢化

- ・障害者の高齢化に対応した支援，介護世代の高齢障害者に対応した支援が必要。

■ サービスに結びついていない人への支援

- ・サービスに結びついていない人や，ひきこもり，不登校児への支援を充実させてほしい。

■ 関係機関との連携

- ・行政の関係各課，保健医療関係機関，教育機関，就労機関，児童支援機関，警察などの関係機関との緊密に連携した支援体制を整えなければならない。

(4) 計画の基本的な考え方

① 基本理念

本市では、2004年度から障害福祉像を『みんなでつくる みんなで暮らせるまち かしわ』と定めています。

「みんなでつくる」には、市民や地域社会との協働と当事者が社会参画している共生社会を表し、「みんなで暮らせる」には、自己決定を尊重した自立生活の実現とノーマライゼーション社会という柏市のあり方を表しています。

この障害福祉像は、各分野別計画が地域で施策を展開する際の共有すべき理念として、引き続き、位置付けます。

〔障害福祉像〕

みんなでつくる みんなで暮らせるまち かしわ

② 基本方針

「基本理念」の内容を実現するため、基本方針を次の3つとします。

本計画では、中期計画において見直された基本方針を踏襲するものとします。

《基本方針1》共生社会の実現に向けた相互理解の促進 ⇒ 柱1・2

障害の有無にかかわらず、市民誰もが互いに人格と個性を尊重し、支え合って共生する社会を目指します。

《基本方針2》暮らしやすい環境づくりの推進 ⇒ 柱3・4・7

誰もが生き生きとその人らしく地域の中で暮らせる環境づくりを進めていくまちを目指します。

《基本方針3》健やかに暮らせる地域づくりの推進 ⇒ 柱5・6

保健・医療・教育との連携を密にし、健やかな心身を保ち暮らせる地域づくりを進めるまちを目指します。

③ 重点目標

基本理念，基本方針に沿って各施策を展開するためには，関係事業者・医療機関・関係団体・機関等と行政がそれぞれ連携体制を強化して包括的に取り組む必要があります。

本市では，相談，体験の機会，緊急の対応等，障害者の地域生活を一体的に支える「地域生活支援拠点」を計画的に配置し，一方通行とならない循環した障害者支援体制「地域循環ネットワークシステム」の構築を重点目標と定めます。

〔重点目標〕

地域循環ネットワークシステム

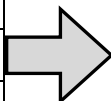
④ 重点施策

中期計画では，7本の柱を推進していくなかで特に重きを置く3つの施策を「重点施策」と位置づけて取り組んできました。

後期計画では，市の課題，国の動向，市民や関係団体のニーズ等を踏まえてこれらの重点施策の基本的な方針を推進し，さらなる発展のために各施策の強化及び，「子どもの健やかな育成のための支援体制の充実」を追加した次の4つを新たな重点施策として推進します。

中期計画（2015～2017 年度）

1 相談支援体制の充実
2 在宅生活を支える基盤整備
3 就労支援体制の充実



後期計画（2018～2020 年度）

1 相談支援・ <u>権利擁護</u> 体制の充実
2 <u>地域</u> 生活を支える基盤整備
3 就労支援体制の充実
4 <u>子どもの健やかな育成のための支援体制の充実</u>

第3期柏市障害者基本計画（後期計画）

重点目標

地域循環ネットワークシステムの構築

重点施策

- | | |
|------------------|-------------------------|
| 1 相談支援・権利擁護体制の充実 | 3 就労支援体制の充実 |
| 2 地域生活を支える基盤整備 | 4 子どもの健やかな育成のための支援体制の充実 |

■ 重点施策1 相談支援・権利擁護体制の充実

障害者が地域で安心して生活できるよう、ネットワークによる相談支援・ケアマネジメント体制を充実させます。また、障害の差別や虐待防止のために、権利擁護体制の充実も併せて重点施策として取り組んでいきます。

■ 重点施策2 地域生活を支える基盤整備

住み慣れた地域での生活を望む声が多いことから、基盤としての地域生活拠点や、グループホーム、短期入所の計画的な整備を推進します。また、障害者の活動支援等の場づくりや、精神障害者の地域移行支援を推進します。

■ 重点施策3 就労支援体制の充実

ニーズ調査でも能力や体調に合った就労を望む声が多かったことから、民間と連携し、障害に応じた就労支援体制を充実していきます。また、就職後の定着支援を強化し、就労系事業所の工賃向上にも積極的に取り組んでいきます。

■ 重点施策4 子どもの健やかな育成のための支援体制の充実

各関係機関の連携体制を強化して、ライフステージに応じた切れ目のない支援体制を推進します。また、医療的ケアが必要な子どもに対しての支援を充実させるための障害児施設の拡充や放課後等デイサービスの質の向上にも取り組んでいきます。



障害者施策のさらなる発展のために各施策の強化及び、「子どもの健やかな育成のための支援体制の充実」を新しく追加しました。これにより、児童福祉分野との連携を図っていきます。

⑤ 基本目標

本計画の基本目標を柱に併せて設け、7つの柱として具体的に障害福祉施策を展開していきます。

■ 基本目標1 <柱1 福祉意識の醸成と支え合いの環境づくりの推進>



「ノーマライゼーション社会」を実現していくためには、市民一人ひとりの意識づくりが必要であることから、障害理解を深めるための啓発、広報活動や福祉教育の充実を図っていきます。

また、市民障害関係団体との連携を強化するなど協働による福祉活動の充実を図り、ボランティア活動、障害者団体の活動、市民交流の推進及び場の整備を行います。

■ 基本目標2 <柱2 情報提供・相談、権利擁護体制の確立>



ニーズ調査から、情報提供の充実や身近な相談の場を求める声が多く挙がりました。障害者が悩みや不安を抱えたときに、できるだけ身近な場所で気軽に相談でき、問題の解決が図れるよう相談支援・ケアマネジメント体制の充実を図ります。

また、障害者の虐待防止や成年後見制度の利用促進など障害者の権利擁護体制の充実を図ります。

■ 基本目標3 <柱3 暮らしを支えるサービスの充実>



障害者が住み慣れた地域で安心して暮らすためのグループホーム等の居住の場の拡充や障害者の地域生活を支える拠点機能の整備を図ります。

また、通所施設などの日中活動の場の充実や、緊急時対応サービスやレスパイトの強化など障害者の地域生活を支える基盤の整備を推進します。

■ 基本目標4 <柱4 誰もが働きやすく、活動しやすい環境づくりの推進>



障害者の自立した生活を実現するため就労支援体制の充実と法定雇用率の向上への支援並びに職場定着に向けた就職後の支援体制を充実させていきます。併せて、福祉的就労における工賃の向上にも積極的に取り組んでいきます。

また、障害者が、地域で元気にその人らしく生き生きとスポーツ・芸術文化活動等ができるような環境づくりを推進していきます。

■ 基本目標5 <柱5 子どもの成長への支援>



障害や疾病等の早期発見や早期療育につながるよう，母子保健事業及び児童福祉事業のさらなる充実を図ります。

さらに，乳幼児期から学齢期までの障害の特性，育ちのニーズに応じた切れ目のない支援を行うため，保健・福祉・医療・教育の支援体制の強化を図ります。

■ 基本目標6 <柱6 健康・医療体制の充実>



障害者（児）の健やかな心身を保てるよう，医療と福祉の連携を進めます。併せて，医療的ケア体制が必要な障害者（児）への支援の充実を図ります。

また，精神障害者の地域生活を促進・支援の拡充を図ります。

■ 基本目標7 <柱7 安全・安心な生活環境の整備>



災害時や緊急時の対応を求める声が多いことから，これまで以上に防災・防犯や災害時等における支援体制の整備・確立を図り，地域で安全に・安心して暮らしていけるまちづくりを推進します。

また，障害者だけでなく，すべての人が住みやすい「福祉のまちづくり」を推進します。

(5) 施策の体系図

2018 年度～2020 年度

ノーマライゼーションかしわプラン

(第3期柏市障害者基本計画(後期計画)・第5期柏市障害福祉計画)

基本理念

みんなでつくる
みんなで暮らせるまち
かしわ

基本方針

- 1 共生社会の実現に向けた相互理解の促進
(柱1・柱2)
- 2 暮らしやすい環境づくりの推進
(柱3・柱4・柱7)
- 3 健やかに暮らせる地域づくりの推進
(柱5・柱6)

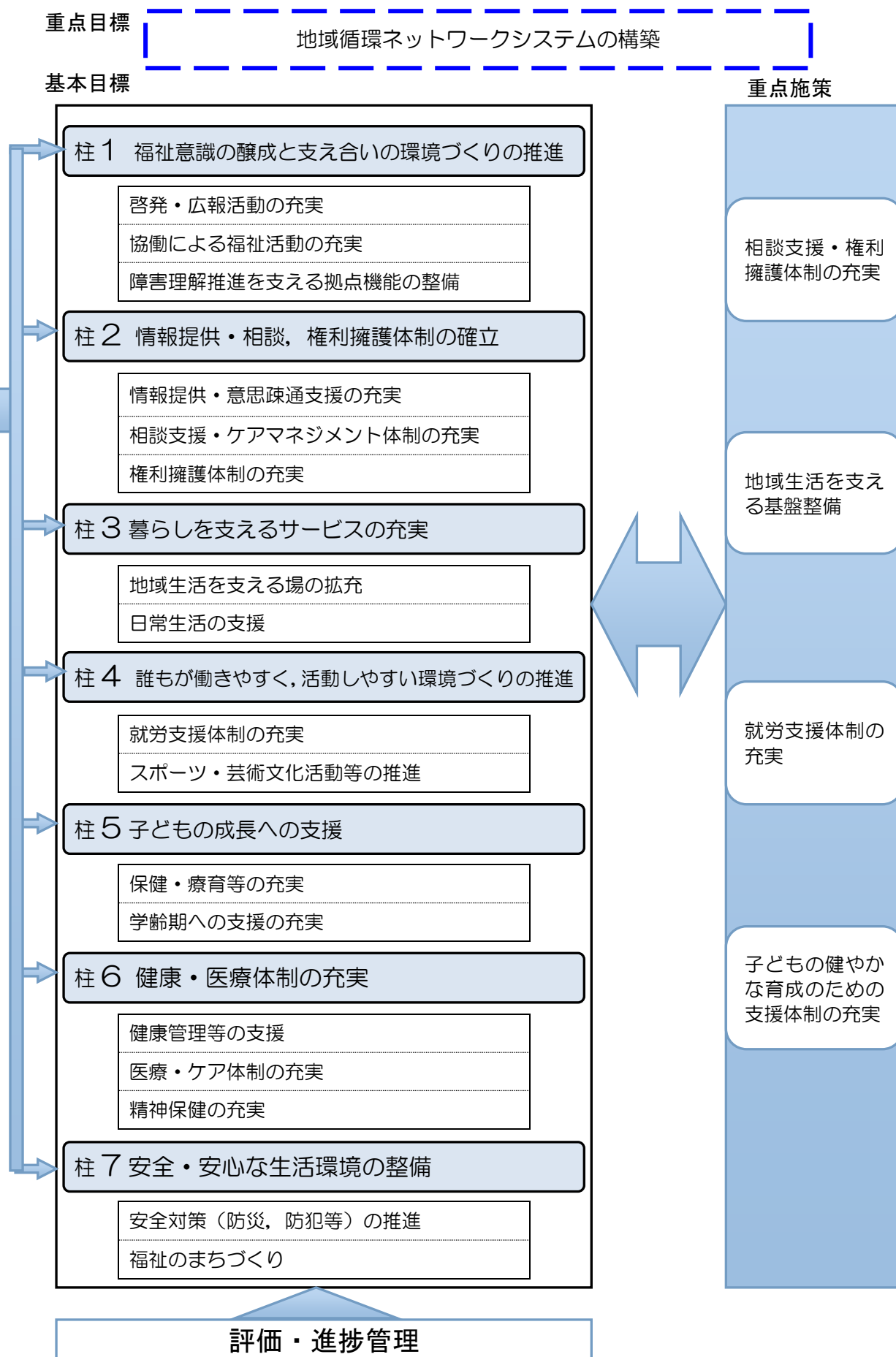
障害福祉サービスの目標(障害福祉計画)

<成果目標>

- 1 福祉施設入所者の地域生活への移行
- 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 3 障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた地域生活支援拠点等の整備
- 4 福祉施設から一般就労への移行等
- 5 障害児支援提供体制の整備等

<活動指標>

- | | |
|----------------|------------------------------|
| 1 障害福祉サービスの見込み | 2 障害児福祉サービスの見込み
(障害児福祉計画) |
| ① 訪問系サービス | ① 障害児通所支援 |
| ② 日中活動系サービス | ② 障害児入所支援 |
| ③ 居住支援・施設系サービス | ③ 障害児相談支援 |
| ④ 相談支援関連 | |
| ⑤ 発達障害者支援 | 3 地域生活支援事業の見込み |
| | ① 必須事業 |
| | ② その他 |



第 2 章・計画の推進体制

ノーマライゼーションかしわプラン 第3期柏市障害者基本計画（後期計画）・第5期障害福祉計画

第1節	計画の評価・見直し	32
第2節	評価・進捗管理体制の確立	34

第1節 計画の評価・見直し

(1) 計画におけるPDCAサイクル

本計画では、基本指針に即して定めた数値目標を「成果目標」とし、各サービスの見込量を「活動指標」としています。

これらはPDCAサイクルに沿って事業を実施し、少なくとも1年に1回その実績を把握し、障害福祉計画の中間評価として分析・評価を行い、必要があると認めるときは、障害福祉計画の変更や事業の見直し等の措置を講じます。

そのため、作成した計画については、3年ごとにその進捗を把握するだけでなく、定期的にその進捗を把握し、分析・評価の上、随時、対応していくことになり、本市では健康福祉審議会障害者健康福祉専門分科会が協議の場となります。

なお、協議における確認事項は次の通りとなります。

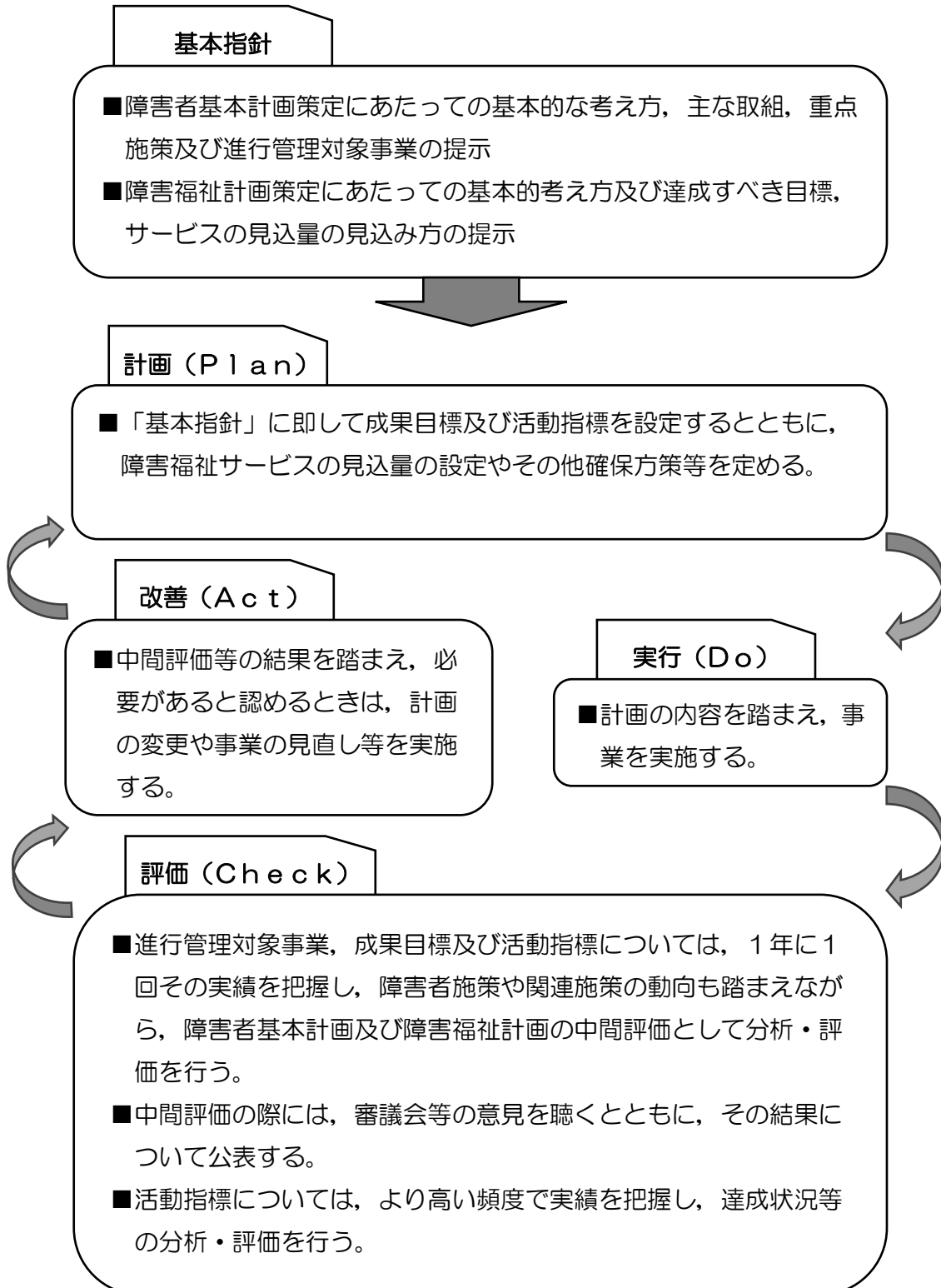
年 度	確 認 事 項
2018 年度	・第3期障害者基本計画（中期計画）の検証 ・重点施策の実施状況検証 ・第4期障害福祉計画の検証
2019 年度	・障害者基本計画進行管理対象事業の検証 ・重点施策の進捗状況 ・第5期障害福祉計画 2018 年度実績の検証 ・次期計画策定に向けての市民意向調査の実施
2020 年度	・障害者基本計画進行管理対象事業の検証 ・重点施策の進捗状況 ・第5期障害福祉計画 2019 年度実績の検証 ・次期計画策定のための審議会等による検討

(2) 点検・評価結果の反映

健康福祉審議会障害者健康福祉専門分科会から、計画の進捗状況や、計画を推進していくための方策について意見・提案等を受け、計画の見直し等、施策に反映します。

その上で、PDCA サイクルのプロセスは、次のとおりとします。

◇ PDCAサイクルのプロセスのイメージ



第2節 評価・進捗管理体制の確立

(1) 推進体制の確保

計画の推進にあたっては、庁内や国・県の関係行政機関との連携を強化します。

また、柏市自立支援協議会等の関係機関・団体等との連絡・調整を行うとともに、市、相談支援事業者、サービス事業者、さらには雇用分野、教育分野等の関係者によるネットワークを活用し、計画の推進を図ります。

◇ 評価・進捗管理体制



(2) 障害福祉サービスや計画に関する情報の提供

必要とする障害福祉サービスを誰もが適切に利用できるよう、サービス内容や利用手続き等の情報提供に努めるとともに、計画の周知を図ります。

また、地域の住民・企業に対して、障害に関する正しい知識の啓発に努め、障害者理解の促進を図るとともに、共に生きる社会の実現を目指して地域の力を活用します。

(3) サービスの質の確保と経営基盤の安定化

市町村の事業である地域生活支援事業の実施にあたっては、事業者に対しては一定の基準を設けるとともに、苦情処理体制を整備、確立するなど、質の確保を図ることにより、制度の円滑な運営につなげます。

また、県の指定を受けた事業者についても、県との連携を図り、質の確保に努めます。なお、こうしたサービスの質の確保に加えて、障害者等が継続的にサービスを利用できるよう、担い手である事業者の経営基盤の安定化を図る必要があることから、行政としての支援のあり方について検討を進めます。

第 3 章・各論

ノーマライゼーションかしわプラン 第3期柏市障害者基本計画（後期計画）・第5期障害福祉計画

【重点目標】

重点目標	地域循環ネットワークシステムの構築……………	38
重点施策1	相談支援・権利擁護体制の充実……………	40
重点施策2	地域生活を支える基盤整備……………	42
重点施策3	就労支援体制の充実……………	44
重点施策4	子どもの健やかな育成のための支援体制の充実…	46

【基本目標】

柱1	福祉意識の醸成と支え合いの環境づくりの推進……………	49
柱2	情報提供・相談、権利擁護体制の確立……………	59
柱3	暮らしを支えるサービスの充実……………	75
柱4	誰もが働きやすく、活動しやすい環境づくりの推進……	91
柱5	子どもの成長への支援……………	101
柱6	健康・医療体制の充実……………	117
柱7	安全・安心な生活環境の整備……………	129

重点目標

地域循環ネットワークシステムの構築

「基本方針」「柱」に基づいた施策を推進するためには、目標を掲げ各種事業を効率的かつ効果的に推進する必要があります。そこで、柱体系とともに、社会背景、法制度や課題等を踏まえて、本計画における重点目標を設定します。

(1) 目標設定の背景

「地域共生社会の実現」については、2016年6月に閣議決定されたニッポン一億総活躍プランにて目指すことが定められました。また、本市上位計画となる「総合計画」及び「地域健康福祉計画」でも実現を図ることとされています。

そこで、国の政策や本市上位計画との整合性を図り、取組を進めている「地域循環ネットワークシステムの構築」を地域共生社会構築のための重要施策と位置付ける必要があります。

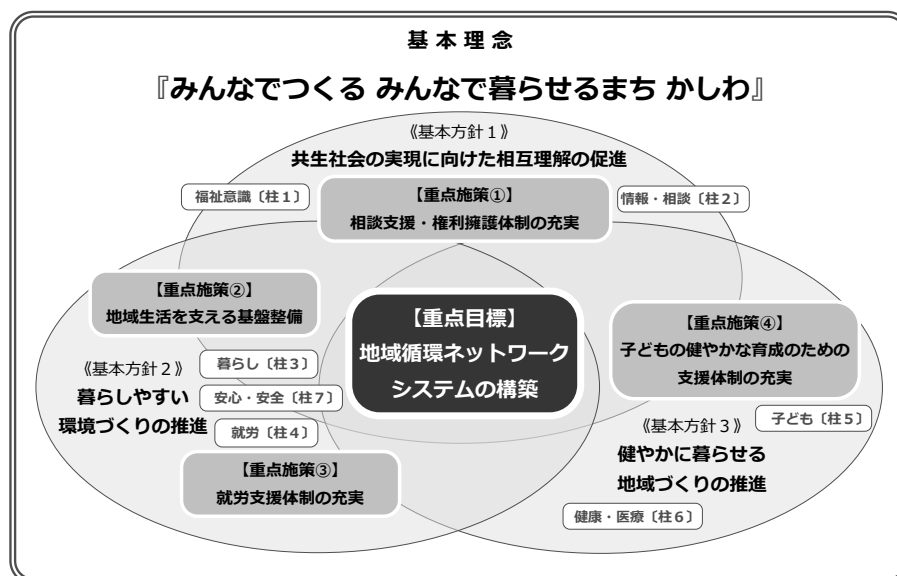
(2) 目標方針

本市では、基幹相談支援センターを中心とした地域生活支援拠点の計画的配置を図ることと、市内における障害福祉の支援拠点を整備します。

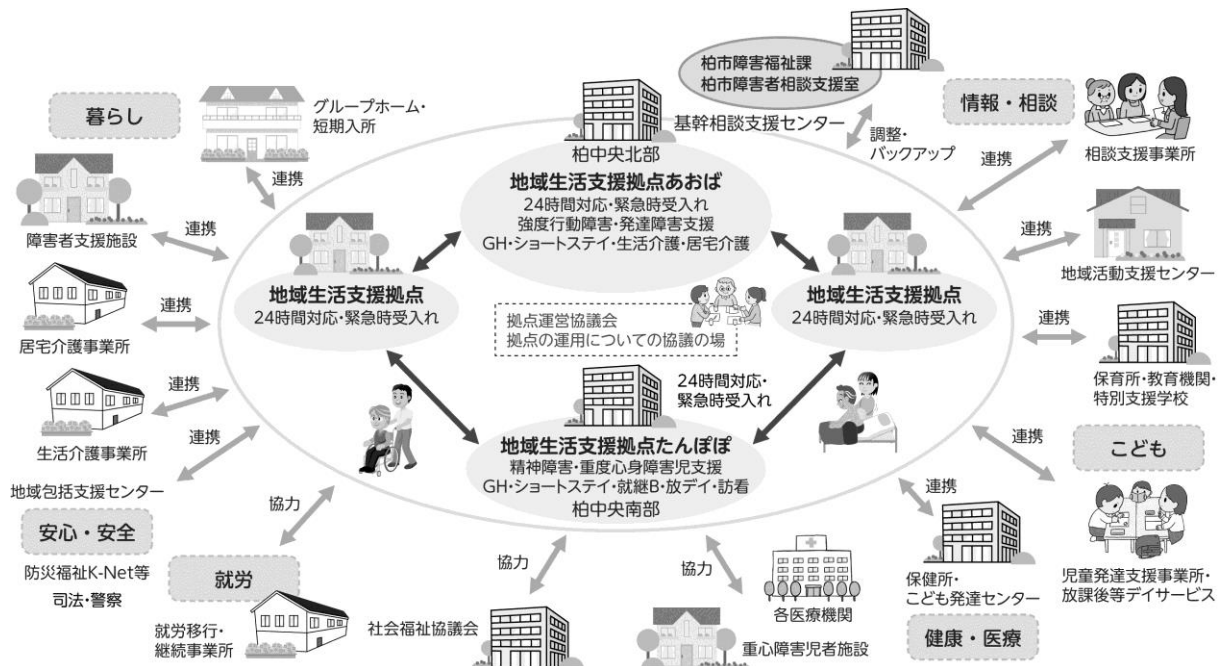
また、市内の関係事業者・医療機関・関係団体、機関等との連携体制を構築し、都市型障害福祉ネットワーク「かしわネットワーク」の整備を図ります。

これにより、地域共生・地域包括ケアの理念に基づく、市内における障害者を支える地域支援体制を構築します。

なお、その整備にあたり、重要な要素となる「相談支援・権利擁護体制」「地域生活基盤整備」「就労支援体制」「障害児支援」の4分野については、重点施策として設定します。



地域循環ネットワーク（イメージ）



＜重点施策内容＞

1 相談支援・権利擁護体制の充実

- ① 相談支援・ケアマネジメント体制の充実
- ② 権利擁護体制の充実



相談支援事業所

2 地域生活を支える基盤整備

- ① 地域生活支援拠点の整備と体制の構築
- ② 多様な住まいの確保と居住の支援
- ③ 障害理解推進を支える拠点機能の整備



3 就労支援体制の充実

- ① 就労支援体制の充実
- ② 職場定着支援の充実
- ③ 工賃向上の取組強化



4 子どもの健やかな育成のための支援体制の充実

- ① 保健・療育等の充実
- ② 学齢期への支援の充実



児童発達支援事業所・放課後等デイサービス

重点施策 1 相談支援・権利擁護体制の充実

(1) 背景

市では基幹相談支援センター（障害者相談支援室）に専門職を配置し、民間の相談支援事業所と連携して多様な相談に対応しています。

身近な相談支援に対応するため、相談支援事業所数の増加や24時間相談対応の地域生活支援拠点を整備してきましたが、相談支援員の確保と質の向上が継続課題となっています。また、障害者の地域移行等を進めるためのケアマネジメントが重要となっています。

障害者の虐待防止・権利擁護については、2012年度の虐待防止法施行に伴い、障害者虐待防止センターを設置し、関係機関との連携のもと、相談対応や支援を実施していますが、相談件数の増加や多様な相談に対応する必要があります。

また、2016年度の障害者差別解消法施行に伴い、障害理解の推進や成年後見制度の普及など権利擁護体制の推進が必要です。

(2) 目指すべき方向性

障害者が地域で安心して生活できるよう、相談支援・ケアマネジメント体制と権利擁護体制を一体的に取り組み、施策を推進します。



24 時間相談支援
に対応する拠点や
専門員が増加する
と安心だわ。

障害があっても、
堂々と生きてい
きたいな。



(3) 市の取り組み

① 相談支援・ケアマネジメント体制の充実

地域における身近な相談窓口を確保するため、24 時間対応の地域生活支援拠点など、地域で様々な障害に関する相談支援に対応できる体制の充実を推進します。

また、質の高い相談支援を提供するために、相談支援従事者の質を高める取組、ケアマネジメントに従事する相談支援専門員の増加や研修などを通じた人材の養成・確保を図るなど、より適切な体制の構築を進めていきます。

主な事業	
○障害者相談支援・コーディネート事業 24 時間 365 日障害者の様々な相談支援に対応する地域生活支援拠点をはじめとする委託相談支援事業所を増加し、地域の相談支援の多様なニーズに対応します。	〔各種相談・協議〕 
◇自立支援協議会相談支援部会の運営支援 相談支援体制強化のため、相談支援専門員の支援スキル向上に資する研修会等の企画・運営を支援し、ケアマネジメントに従事する質の高い相談支援人材についての養成・確保を図ります。	〔自立支援協議会で人材育成や関係機関の連携について協議〕 
◇相談支援事業所及び相談支援専門員増加の取組 地域資源が有機的に結びつくよう、相談支援事業所や専門員の増加に向けて取り組みます。	

② 権利擁護体制の充実

障害者虐待防止センターが中心となり、虐待等に関する相談体制の拡充や、研修等を通じた啓発活動を推進し、虐待防止を図ります。また、虐待の早期発見・保護を図る体制を構築するため、生活支援の体制をさらに整備していきます。

主な事業	
◇権利擁護ネットワーク会議の開催 障害者虐待防止センターを中心に関係機関が連携を図り、虐待相談、通報の受付、問題解決を図るための会議を開催し、権利擁護に係る議題について協議し、虐待の早期発見・保護を図る体制を構築します。	〔障害者虐待防止センター〕 
◇虐待防止に関する研修会の実施 現場で障害者を支援する事業所職員等に向けた定期的な研修会を開催するなど、虐待防止等に関する理解啓発を進め、虐待防止と早期発見のための意識の向上を図ります。	〔研修会を通じた意識の向上〕 

重点施策２ 地域生活を支える基盤整備

（１） 背景

障害者が地域の中で安心して生活するためのグループホーム等の居住の場の拡充や在宅サービスの充実が求められています。

本市では障害者の重度化・高齢化や親亡き後といった課題から、２０１７年度に２つの地域生活支援拠点を開設しました。今後も重度障害や医療的ケアが必要とされる方の対応、緊急対応の受け入れなど、様々なケースの対応が求められていることから、拠点を中心として関係機関と連携した支援体制の構築が必要です。



（２） 目指すべき方向性

自宅に限らず、住み慣れた地域での生活を望む声が多いことから、「地域生活を支える基盤整備」を推進します。

また、障害者の活動支援等の場づくりや精神障害者の地域移行支援を推進します。

（３） 市の取り組み

① 地域生活支援拠点の整備と体制の構築

グループホーム設置による居住支援機能や 24 時間対応の障害者の総合相談、緊急時の受入れ、体験といった、地域支援機能を一体的に持った地域生活支援拠点を障害者の特性や地域性等を考慮して複数整備し、さらに、地域資源と有機的に結びつくよう既存の拠点とネットワーク化して一体的に運用することで、障害者が地域で安心して暮らせるための支援を実施します。

主な事業

◇地域生活支援拠点整備事業

〔地域生活支援拠点あおば〕

地域生活を支える基盤としての「地域生活支援拠点」設置を推進します。

特に、要望の多い重症心身障害に対応する拠点や、現在整備されていないエリアへの拠点整備を推進します。



◇地域生活支援拠点運営協議会の開催

〔地域生活支援拠点たんぽぽ〕

拠点運営協議会を開催し、運営状況や今後の設置について意見交換を行います。



② 多様な住まいの確保と居住の支援

障害者の地域生活促進のためには、グループホームや一般住宅での生活など多様な住まいに対応する支援が必要ですが、特に自立生活の支援・促進のための生活拠点であるグループホームが不足しており、設置への要望も多く聞かれます。それらを解消するため、グループホームの拡充のための様々な支援を設置者に対し行います。

主な事業	
◇共同生活援助（グループホーム）の整備	〔グループホームの共有スペース〕
◇障害福祉サービス施設等改造等補助	
安全安心な住環境の構築のため、グループホーム設置や改造に対し支援します。	



③ 障害理解推進を支える拠点機能の整備

教育福祉会館について、耐震改修工事に併せ、障害があってもなくても、それぞれの世代が一堂に会して交流できる場としてや、就労が困難な方の自立支援を促進する施設となるよう整備します。また、施設の活用等により精神障害者等が安心して地域で生活するための地域移行を支援します。

主な事業	
◇教育福祉会館耐震改修等工事新規	〔教育福祉会館〕
教育福祉会館をこれからも継続して維持運営するために、耐震化工事を始め、交流や自立支援の場等、更なる福祉の向上に繋がる必要な改修を行います。	



「教育福祉会館 耐震補強・改修工事」

教育福祉会館は、1階2階の「福祉センター」と3階から5階までの「中央公民館」の複合施設として1981年（昭和56年）に建設され、多くの市民に利用されてきました。しかし、建築から37年経過しており、施設の老朽化や耐震上の問題、利用ニーズの多様化に加え、整備面での不具合が生じるなど、抜本的な施設改修による課題が避けられない状況にあります。

特に、耐震性の問題については、建築基準法による旧耐震基準に基づいた設計であったことから、耐震基準を満たす建築物ではなく、また、2009年（平成21年）に行った第三者機関による耐震診断評定でも補強が必要であると判断がなされています。耐震改修にとどめることなく、中央公民館及び福祉センターそれぞれの機能の見直しを踏まえた整備を検討することが求められています。

重点施策3 就労支援体制の充実

(1) 背景

柏市障害福祉就労支援センターを中心として進めてきた本市の障害者就労支援については、就労支援センターに加え、障害者就業・生活支援センターなど民間の就労支援機関からも積極的な支援が行なわれるようになりました。

官民の連携による相乗効果により、雇用率も着実に上昇してきましたが、2016年度は下降しており、就職後の定着支援率の向上や精神障害者の法定雇用などの課題があります。また、福祉的就労の場の工賃向上などの取組強化を進める必要があります。

(2) 目指すべき方向性

民間と連携し、障害に応じた就労支援体制を充実していきます。また、就職後の定着支援を強化し、就労系事業所の工賃向上にも積極的に取り組んでいきます。

(3) 市の取り組み

① 就労支援体制の充実

障害者のニーズや障害特性に応じた就労支援体制の充実を図るため、障害者就業・生活支援センターをはじめとする民間の就労支援機関の取り組みを支援するとともに、障害者が就労系事業所から一般企業就労へのステップアップを図れるよう、就労移行支援を充実させます。また、今後は精神障害者が法定雇用率の算定に加わることから、関係機関との連携体制を強化します。

主な事業

◇障害者就業・生活支援センターなどによる就労相談事業

障害者就業・生活支援センターや就労移行支援事業所が行う障害者への就労相談等を支援し、障害者の働きたいというニーズに応えます。

〔就労相談の様子〕



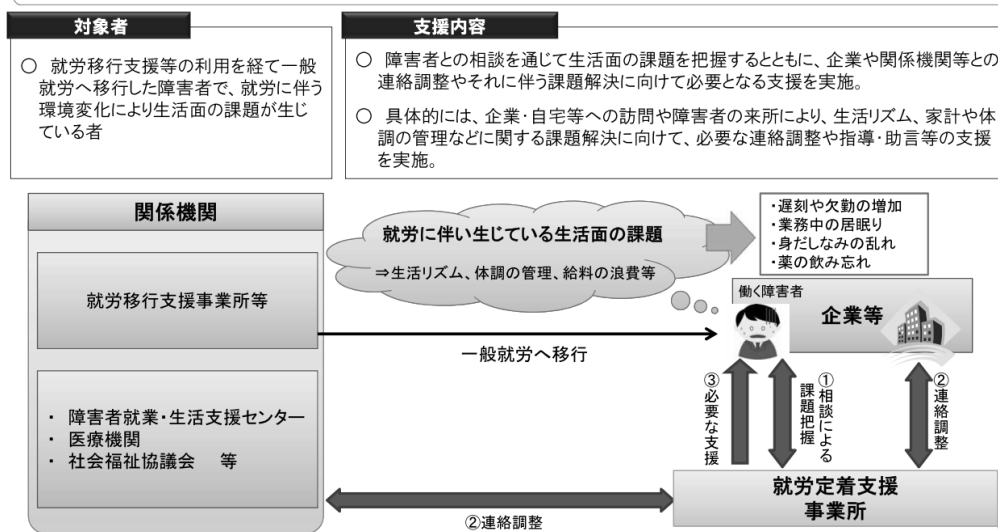
② 職場定着支援の充実

就職後の定着率が雇用率上昇の課題となっていることから、障害者就業・生活支援センターや市内の就労支援機関と連携し、働く障害者が気軽に相談できる場の確保や日常生活上の支援を受けられる体制の強化を図ります。また、比較的離職率が高い精神・発達障害者の生活面の支援など、新たに制定された就労定着支援サービスが円滑に実施されるよう人材育成を図ります。

主な事業	
◇就労定着支援新規	〔就労定着支援の様子〕
就労した障害者の様々な相談に対応し、生活面の課題を把握し必要な指導助言を行うことや、関係機関との連絡調整を行ない、障害者が安定して働き続けられるよう支援します。	

就労定着に向けた支援を行う新たなサービス（就労定着支援）の創設

- 就労移行支援等を利用し、一般就労に移行する障害者が増加している中で、今後、在職障害者の就労に伴う生活上の支援ニーズはより一層多様化かつ増大するものと考えられる。
- このため、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行うサービスを新たに創設する（「就労定着支援」）。



出典：障害保健福祉関係主管課長会議（2016年3月8日）

③ 工賃向上の取組強化

本市においては就労継続支援B型事業所の平均工賃が県内平均を下回る状況であるため、工賃向上の取り組みを積極的に進め、福祉的就労の場の工賃向上を図ります。

また、障害者が生きがいを持ち、安心して働く等の社会参加ができるように、就労継続支援事業所等の適切な運営を指導します。

主な事業	
◇就労継続支援（B型）事業所の支援	〔青和園での仕事〕
就労継続支援B型事業所等について、千葉県障害者就労事業振興センター等と連携し、受注業務の拡大や生産品の質の向上、新製品の開発に向けた支援を行い、事業所の工賃向上を目指します。	

重点施策4 子どもの健やかな育成のための支援体制の充実

(1) 目指すべき方向性

障害の早期発見から健やかな育成のため、保健・療育等の充実が求められています。また、学齢期の支援、医療・ケア体制の充実など、ライフステージに応じた切れ目のない支援及び障害の状況に応じたきめ細やかな支援体制を構築する必要があります。

(2) 目指すべき方向性

発達の段階に応じて一人ひとりの個性と能力に応じた支援を行うために、保健・療育等の充実を図ります。また、学校での療育や放課後等支援を図り、学齢期への支援を充実させます。これらを実現するため、各関係機関と連携し、切れ目のない包括的な支援体制の強化を図ります。さらに、医療的ケアが必要な児童への支援を行います。

(3) 市の取り組み

① 保健・療育等の充実

療育支援の必要な子どもを早期に発見し、支援につなげていけるよう、幼児健康検査をはじめとする母子保健事業を推進するとともに、支援が必要な児童については速やかにこども発達センターや児童発達支援センターにつなげ、センターを中核的に位置付け、適切な支援を提供します。

また、保育所等訪問支援、障害児等療育支援(巡回支援)の拡充に努めます。

主な事業

◇幼児健康検査

療育支援の必要な子どもを早期に発見して、支援につながるよう、母子保健事業を推進します。

◇外来療育相談支援(集団・個別)事業

こども発達センターや児童発達支援センターにおいて、多くの方に適切な支援を適切な頻度で提供するための外来療育支援の充実を図ります。併せて、保護者、家族向けの支援の充実を図ります。

〔外来療育相談〕



◇児童発達支援・医療型児童発達支援・居宅訪問型児童発達支援の充実

療育ニーズの増大に対応できるよう、就学前の療育支援の必要な子どもへの支援サービスを充実させます。

〔キッズルームこすもす〕



◇保育所等訪問支援事業

保育所等に在籍する療育支援の必要な子どもの集団生活への適応を図るため、保育所等訪問支援事業の充実を図ります。

② 学齢期への支援の充実

共生社会の形成に向けて、インクルーシブ教育システムの構築を進め障害のある児童生徒が社会参加に向け、その能力や可能性を伸ばせるよう特別支援教育の充実に努めます。

また、肢体不自由児や医療的ケアの必要な子ども達も通える放課後等デイサービスなどの放課後・休日支援を充実させます。同時に質の向上も目指します。

主な事業	
◇ライフサポートファイルの活用促進 入学・進学・進級などで環境が変わっても、適切な支援や指導が継続して受けられるように、ライフサポートファイルを活用し一貫した支援体制の構築を目指します。	〔ライフサポートファイル〕 
◇多様な学びの場の整備 障害のある児童生徒に対して、自立と社会参加を見据え、適切な支援や指導ができるよう、通常の学級における合理的配慮の提供、特別支援学級や通級指導教室の整備、教育支援員(医療的ケアのできる教育支援員を含む)の適正な配置等に努めます。	
◇放課後等デイサービスの充実 肢体不自由児や医療的ケアの必要な子ども達も通える放課後等デイサービスの充実を図るとともに、真に必要な放課後等デイサービス事業を推進します。	〔放課後等デイサービス〕 
◇障害児事業所の指定指導（2019年～） 放課後等デイサービス事業については、利用者のニーズに合った適切な支援が行えるよう、放課後等デイサービスガイドラインに基づき、その質の向上のための必要な指導を行います。	

③ 医療・ケア体制の充実

医療的ケアが必要な子どもへの支援体制を構築するために、喀痰吸引等の特定行為ができるホームヘルパーの育成や、医療的ケア児コーディネーターの配置を行います。

主な事業	
◇喀痰吸引等の特定行為ができるホームヘルパーの育成 医療的ケアを必要とする子どもや障害者が安心して地域生活を送れるよう、喀痰吸引等の特定行為ができるホームヘルパーを養成を支援します。	〔ホームヘルパーの育成〕 
◇医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置 医療的ケアを必要とする子どもに対し、様々な分野での必要な支援を調整するコーディネーターを配置します。	

本市では、以下の施策体系に基づき施策・事業等を進めます。

<基本目標>

大施策【柱】	中施策【施策】	小施策【取組】
柱1 福祉意識の醸成と支え合いの環境づくりの推進	1 啓発・広報活動の充実	1 障害への理解を深めるための啓発の充実 2 福祉教育の充実
	2 協働による福祉活動の充実	1 ボランティア活動の推進、福祉人材の育成 2 障害関係団体との連携強化
	3 障害理解推進を支える拠点機能の整備	1 障害理解推進を支える拠点機能の整備
柱2 情報提供・相談、権利擁護体制の確立	1 情報提供・意思疎通支援の充実	1 情報提供の充実 2 意思疎通支援の充実
	2 相談支援・ケアマネジメント体制の充実	1 相談支援体制の充実 2 ケアマネジメント体制の充実及び地域移行・地域定着の推進
	3 権利擁護体制の充実	1 虐待防止体制の充実 2 成年後見制度の利用支援 3 障害者差別解消法の周知及び相談体制の構築
柱3 暮らしを支えるサービスの充実	1 地域生活を支える場の拡充	1 地域生活支援拠点の整備と体制の構築 2 多様な住まいの確保と居住の支援
	2 日常生活の支援	1 在宅サービスの充実 2 障害者の外出支援の推進 3 緊急時対応サービスやレスパイトの強化
柱4 誰もが働きやすく、活動しやすい環境づくりの推進	1 就労支援体制の充実	1 支援体制の充実 2 職場定着支援の充実 3 工賃向上の取組支援
	2 スポーツ・芸術文化活動の推進	1 スポーツ・芸術文化活動への参加促進 2 生涯学習活動への参加促進
柱5 子どもの成長への支援	1 保健・療育等の充実	1 障害の早期発見から健やかな育成のための療育支援 2 こども園・幼稚園・保育園等支援の充実
	2 学齢期への支援の充実	1 インクルーシブ教育システムの構築 2 放課後等支援の充実
柱6 健康・医療体制の充実	1 健康管理等の支援	1 健康管理等の支援 2 専門職によるサービス利用・リハビリ相談
	2 医療・ケア体制の充実	1 医療的ケアの支援体制の構築 2 公費負担医療による負担軽減の実施 3 障害児者の歯科診療・歯科保健の実施
	3 精神保健の充実	1 専門的体制と相談支援の強化 2 精神疾患や精神保健に関する普及啓発
柱7 安全・安心な生活環境の整備	1 安全対策（防災、防犯等）の推進	1 災害や緊急時等の対策の推進 2 防犯体制の充実
	2 福祉のまちづくり	1 バリアフリー化等の推進 2 公共交通の利便性の確保

柱1

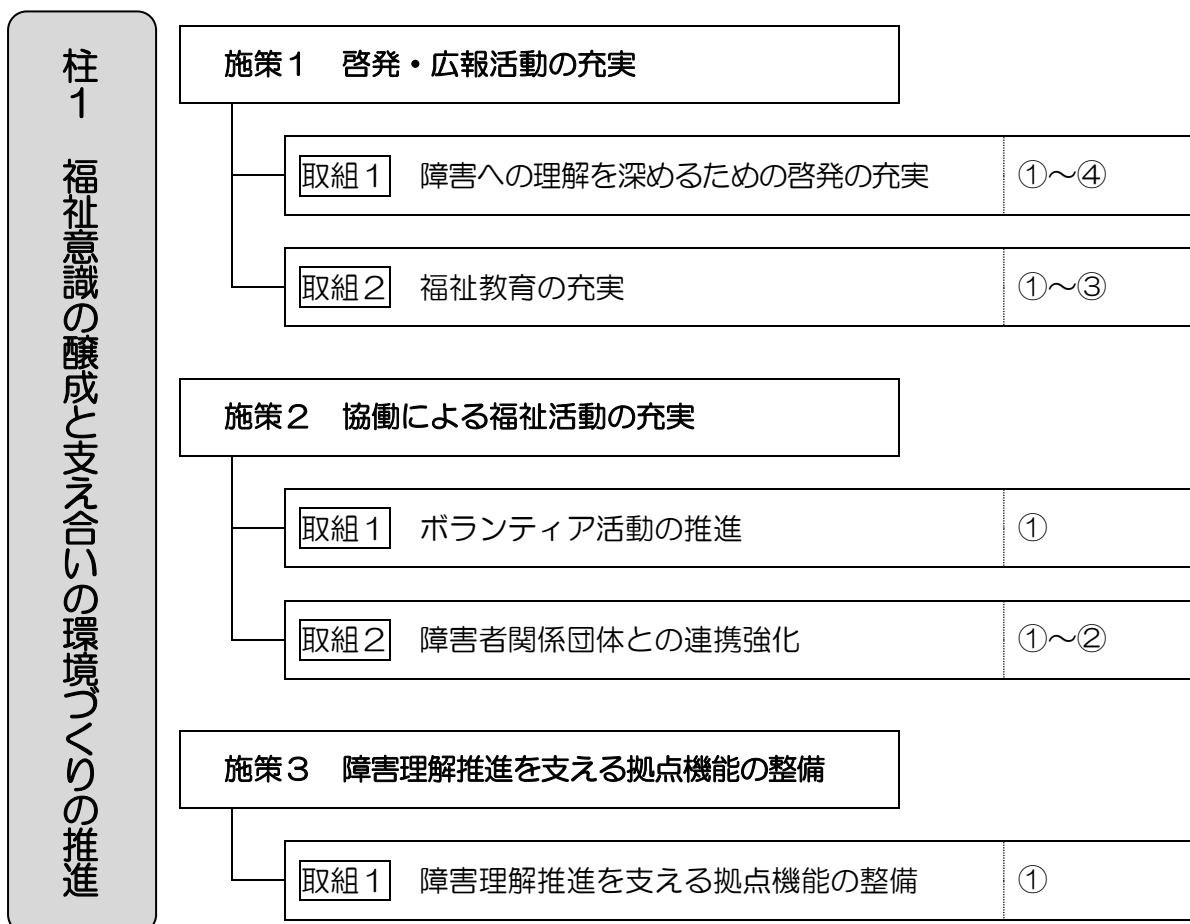
福祉意識の醸成と支え合いの環境づくりの推進

(1) 基本方針

障害者差別解消法の施行に伴い、差別の禁止が徹底されるとともに、「障害」に対する市民理解がより一層求められていることから、市民や事業者、行政等関係機関への「障害」の理解・普及啓発、広報活動や、福祉教育の充実を図ります。

また、身近な場所での福祉意識の醸成を図るため、学校等の教育部門や、地域活動を担う団体等と連携し、障害の有無にかかわらず、広く社会参加が果たせる環境づくりに取り組みます。

(2) 施策の体系



施策1 啓発・広報活動の充実

(1) 施策の目的

- ▶ 「障害」に対する理解促進・意識啓発を図り、「共生」の意識づくりを進めます。
- ▶ 福祉教育の充実等により、障害があっても差別を受けることなく、安心して地域で暮らせる環境づくりを推進します。

(2) 現状と主な課題

■ 障害への理解を深めるための啓発の充実

市では、啓発冊子の配布や障害者週間にあわせた障害理解を深めるための広報掲載等を実施していますが、アンケート調査では、7割以上の方が障害者差別解消法を知らないという結果になりました。また、障害への理解を深めるために、「市や社会福祉協議会等の情報誌の充実」を図って欲しいという意見があり、ヒアリング調査では、「市職員に対する障害理解を進める」ことへの必要性があげられています。

また、市や柏市社会福祉協議会では、障害への理解を深めるために、障害者理解・啓発イベント、障害者地域交流推進事業や障害関係団体との協働事業などを実施していますが、ヒアリング調査からは、地域での障害理解事業について促進を図ることを求められています。

以上から、障害への理解を深めるための啓発の充実が必要です。

⇒ **取組1 (51 ページ)**



障害者差別解消法は、2016年度から施行され、
(1)「差別的取扱い」の禁止、(2)合理的配慮不
提供の禁止、(3)具体的な対応と実効性の確保
などが求められています。

■ 福祉教育の充実

これまで福祉教育推進校の指定等を通じて、市内小中学校の特色に応じた福祉教育に取り組むなど交流や体験を通した福祉教育を実施してきましたが、アンケート調査では、差別や偏見をなくすために必要なこととして「学校での福祉教育の充実」という回答が全体の半数近くを占めていました。

従って、子どもの頃から福祉への理解を深める取組が必要です。

⇒ **取組2 (53 ページ)**

取組1 障害への理解を深めるための啓発の充実

本市では引き続き、障害の有無にとらわれない地域社会を目指すため、さまざまな媒体や手段を効果的に活用して、積極的な啓発活動を展開し、市民や団体、市職員等も含めた理解促進・意識啓発に取り組めます。

① 啓発冊子等の配布・活用

〔広報かしわ〕

概要と方針	広報紙、ホームページ、パンフレットなどにより、福祉情報の提供と理解促進を図ります。 
関連事業	
○広報紙、パンフレットなどによる福祉情報の提供	㊦障害福祉課
○広報紙、ホームページにおける障害啓発情報の提供	㊦障害福祉課
○災害時障害者支援ハンドブックの配布	㊦障害福祉課
○地域福祉の情報紙『紙ひこうき』の発行	㊦社会福祉協議会

② 地域での障害理解の推進

〔地域での交流を促進〕

概要と方針	地域における障害者との交流や理解を広げるための講座等を開催します。 
関連事業	
○地域出前講座の実施	㊦障害福祉課 ㊦障害者相談支援室
○交通事業者が実施するバリアフリー交通教室への支援	㊦交通政策課

障害の種類とは…

障害と一概に言っても、いろいろな種類があります。障害者と健常者が地域で一緒に暮らしていくために、何よりも大切なのが障害について理解すること。決して「変わっている人・みんなと違う人」ではないのです。

- ①身体障害…目や耳が不自由、手足の欠損、体が動かしにくい、体の内部機能が弱い
 - ②知的障害…知的な発達に遅れがあり、コミュニケーションが取りにくい
 - ③精神障害…不安を多く持っていたり、人付き合いの時に緊張したりすることがある
- その他の障害として、発達障害、高次脳機能障害、難病があります。

③ 障害者理解・啓発イベントの実施

〔夢コンサート〕

概要と方針	関係団体と協働で障害者理解を促進するイベントを実施します。また、関係団体、事業者が行うイベントを積極的に紹介し、後援します。	
主な事業	◇障害理解・啓発イベントの実施（㊦障害福祉課）	

関連事業

○「福祉の心」作品展

㊦社会福祉協議会

「福祉の心」作品展

本市では、市社会福祉協議会が主催する「福祉の心作品展」を開催しています。

作品展は、次世代を担う子どもたちに、福祉への関心や理解を深めてもらう機会とするとともに、優れた作品を展示することを通じて、地域社会に対しても、広く福祉の心を広げていくことを目的に開催しています。出品対象者は、柏市内の小学校及び中学校に在籍する児童・生徒となっており、毎年、柏市住民福祉大会において表彰が行われています。



④ 市職員や教職員の障害者理解の促進

〔保健福祉部勉強会〕

概要と方針	市職員や教職員の障害への理解を深めることを目的とした研修を実施します。	
-------	-------------------------------------	---

関連事業

○保健福祉部門職員研修

㊦福祉政策課

○市職員向け障害者差別解消研修

㊦人事課

○教職員向け特別支援教育に関する研修

㊦教育研究所

取組2 福祉教育の充実

障害の有無にとらわれない共生意識の醸成を図り、子どもから大人まで福祉への理解を深めていけるよう、交流や体験を通した福祉教育の充実を促進します。

① 学校、地域の場における福祉教育の充実

〔福祉体験学習〕

概要と方針	福祉施設への訪問、障害者との交流、ボランティア体験など、地域ぐるみで市内小・中・高等学校の特色に応じた福祉教育を充実します。	
関連事業		
○福祉教育指定校、福祉教育推進指定団体への支援（福祉教育パッケージ指定）		⑦指導課 ⑩地域支援課 ⑫社会福祉協議会
○福祉教育普及パンフレット「ふくしの種」の配布		⑫社会福祉協議会
○障害者スポーツ体験交流事業（2017年～3カ年の予定）		⑦教育研究所
○各学校における福祉教育の実施		⑦各学校

② 体験を通した障害理解の推進

〔光ケ丘地域ふれあい祭り〕

概要と方針	体験を通して障害理解を深めていきます。	
関連事業		
○福祉体験への支援		⑫社会福祉協議会
○夏季ボランティア体験（夏ボラのススメ）		⑫社会福祉協議会
○福祉体験講座		⑫社会福祉協議会
○釜のめしキャンプ、釜のめし・おもちゃ図書館		⑩子育て支援課

③ 生涯学習における福祉教育の充実

〔市民講座〕

概要と方針	公民館による市民講座等のメニューの一つとして、障害者福祉等に関する市民向けの講演会等を開催します。	
関連事業		
○市民講座等における講演会の開催		⑦公民館

施策2 協働による福祉活動の充実

(1) 施策の目的

- ▶ ボランティアの担い手を育成することで、市民の福祉への理解を深め、福祉活動への参加を促進します。
- ▶ 障害者や障害者団体の地域における理解と交流を促進し、「心のバリアフリー」の実現を図ります。

(2) 現状と主な課題

■ ボランティア活動の推進、福祉人材の育成

2016年6月に閣議決定されたニッポン一億総活躍プランにて、「地域共生社会の実現」を目指すことが定められました。アンケート調査でも、差別や偏見をなくすために必要なこととして、「福祉施設と地域の交流を深める」ことが求められています。

障害者が地域生活を続けていくうえで、保健・医療・福祉サービスの担い手とともに、ボランティアやNPOによる支えも不可欠です。

⇒ **取組1 (55 ページ)**



ニッポン一億総活躍プランとは、少子高齢化の問題に対して、「誰もが生きがいを感じられる社会」を創るため、あらゆる場で、誰もが活躍できる、いわば全員参加型の社会（地域共生社会）の仕組みづくりを目指す計画です。

■ 障害者団体等との連携強化

社会福祉協議会では、「地域健康福祉活動計画」に基づき、地区単位での懇談や行事等を通して、障害者団体と地域住民が関わるなど、相互の交流を図る機会を作っています。

一方で、障害者が社会参加を進める際や自分の意見を社会に向けて発信していく時にはお互いの立場や考えが分かり合える団体の存在が貴重で、障害者団体との連携を強化する必要があります。

⇒ **取組2 (56 ページ)**

取組1 ボランティア活動の推進

障害の有無にかかわらず、地域に暮らす誰もが自分らしく自立した生活を送るためには、地域の中でお互いに交流し、支え合っていくことが重要です。さまざまなボランティア講座を通じて障害があってもかけがえのない存在であることを認め、障害者に対して分け隔てなく接することができる人を増やしていきます。

また、地域の中で交流する場をつくることで、障害者の社会参加を促進します。

① 障害者支援ボランティアの担い手の育成

〔ボランティア養成講座〕

概要と方針	障害者を支援するボランティア育成のための各種講習会を実施するとともに、講習会修了者に活動への積極的な参加を働きかけ、ボランティアの担い手を確保します。	
主な事業	◇障害者支援ボランティア養成講座の開催(㊟障害福祉課, ㊟保健予防課, ㊟社会福祉協議会)	

「柏市ボランティアセンター」

柏市社会福祉協議会では、ボランティアセンターを設置しており、ボランティアに関するあらゆる相談窓口として機能しています。

また、福祉（障害等）について考える冊子として、「ふくしの種」の発行や、精神保健ボランティア講座の開催など、障害福祉に携わるボランティアの育成・発掘に取り組んでいます。



取組2 障害関係団体との連携強化

障害者団体の自主的な活動が円滑に行われ、団体から積極的に情報発信していけるよう実施事業に対する支援を継続していきます。

また、障害者、障害者団体が地域において参加・交流できる機会を設けていきます。

① 障害者団体への支援

概 要 と 方 針	市は、障害者団体による障害福祉の普及啓発事業、社会参加促進事業等を対象に事業費に係る補助をします。また、社会福祉協議会では、福祉意識の啓発や地域福祉の活動を実践する非営利団体に助成します。	
関連事業		
○障害者団体への支援		◎障害福祉課
○当事者団体・福祉団体活動助成		㊦社会福祉協議会
○地域課題解決活動助成		㊦社会福祉協議会

② 障害者団体との情報交換・連携強化

〔障害者団体連絡協議会〕

概要と方針	柏市中心身障害者福祉連絡協議会、かしわ障害者をむすぶ会、柏市障害関係施設連絡会等との懇談会等を開催し、各団体と市とで情報交換を行います。	
関連事業		
○障害者団体とのネットワークの形成		◎障害福祉課 ◎障害者相談支援室
○障害者団体連絡会運営支援事業		◎障害福祉課 ◎障害者相談支援室

「柏市中心身障害者福祉連絡協議会」と「かしわ障害者をむすぶ会」

「柏市中心身障害者福祉連絡協議会（柏障連）」とは、障害当事者や親の会である柏市手をつなぐ育成会、柏市肢体不自由児（者）を育てる会、柏市視覚障害者協会、柏市聴覚障害者協会、精神障害者家族会よつば会、柏市自閉症協会の6団体が集まった連合組織のことです。

「かしわ障害者をむすぶ会」とは、市内の障害者支援団体の連合会です。社会福祉法人から任意団体まで、本市で障害者支援に携わる様々な立場の方々が集まり、支援の現場としての意見の集約を図る場となっています。

施策3 障害理解推進を支える拠点機能の整備

(1) 施策の目的

- ▶ 障害者が活動し、障害への理解推進を支える拠点となる場の整備を行います。

(2) 現状と主な課題

■ 障害理解推進を支える拠点機能の整備

本市の福祉拠点の一つである教育福祉会館では、1階と2階を福祉会館として、社会福祉協議会ボランティアセンター、障害福祉就労支援センター、中央老人福祉センター、地域福祉センターが設置されています。

しかし、近年の調査により耐震性能が不足しており、本計画期間中に、耐震補強にあわせて、老朽化した設備などを更新した大規模改修を予定しています。

福祉会館はこれまで、各分野別に福祉活動を実施していましたが、リニューアルにあわせ、時代にあった新たな福祉事業を行う場として整備を行うことで、障害への理解推進を支える拠点として位置づけることを求められています。

⇒ 取組1 (57ページ)

取組1 障害理解推進を支える拠点機能の整備

共生社会に向けて、障害者が活動したり、障害への理解推進を地域へ発信する拠点の場として、教育福祉会館の整備を耐震改修工事に併せて行います。

① 障害理解推進を支える拠点機能の整備

〔教育福祉会館〕

概要と方針	教育福祉会館について、耐震改修工事に併せ、障害があってもなくても、それぞれの世代が一堂に会して交流できる施設となるよう整備します。	
主な事業	◇教育福祉会館耐震改修等工事 ^{新規} （㊦公民館、㊦社会福祉課、㊦高齢者支援課、㊦障害福祉課）	

評価・進捗管理（障害福祉計画 数値指標）

障害福祉計画 【柱1 福祉意識の醸成と支え合いの環境づくりの推進】

事業 No. 1	理解促進研修・啓発事業（第4章 障害福祉計画 p160）
事業種別	地域生活支援事業・必須事業
概要と方針	市民に対して、障害者等に対する理解を深めるため、講座開催、事業所訪問、イベント開催、広報活動などの研修・啓発事業を行います。
指標の説明	市民に対する障害理解促進研修・啓発の取組の充実度を計る指標です。

サービス見込み量		第4期実績		第5期推計		
サービス種別	単位	2015年度	2016年度	2018年度	2019年度	2020年度
理解促進研修・啓発事業	実施有無	有	有	有	有	有

事業 No. 2	自発的活動支援事業（第4章 障害福祉計画 p160）
事業種別	地域生活支援事業・必須事業
概要と方針	障害者等やその家族、市民等が自発的に行う活動（災害対策、孤立防止活動支援、社会活動支援、ボランティア活動支援）に対して支援を行います。
指標の説明	自発的活動支援の充実度を図る指標です。

サービス見込み量		第4期実績		第5期推計		
サービス種別	単位	2015年度	2016年度	2018年度	2019年度	2020年度
自発的活動支援事業	実施有無	有	有	有	有	有

柱2

情報提供・相談、権利擁護体制の確立

(1) 基本方針

障害者が一市民として地域で暮らし、社会参加していくためには、必要な情報を受けられるようさまざまな配慮が必要です。広報やホームページなどの情報伝達媒体を積極的に活用するとともに、意思疎通支援を充実させるなど、適切な情報提供を図ります。

また、生活上のさまざまな相談や福祉サービスの利用に関する相談など、身近な場所で気軽に相談でき、問題の解決が図れるよう相談支援・ケアマネジメント体制の構築を図り、地域内ネットワークとして包括的な支援につながる体制づくりを図ります。

さらに、障害者虐待の防止や早期発見に向けた相談体制の充実、意思決定が困難な障害のあるかたへの成年後見制度の利用促進、差別解消など、障害者の権利擁護体制の充実を図ります。

(2) 施策の体系

柱2
 情報提供・相談、
 権利擁護体制の確立

施策1 情報提供・意思疎通支援の充実

取組1	情報提供の充実	①～②
取組2	意思疎通支援の充実	①～②

施策2 相談支援・ケアマネジメント体制の充実

取組1	相談支援体制の充実	①～②
取組2	ケアマネジメント体制の充実及び地域移行・地域定着の推進	①～②

施策3 権利擁護体制の充実

取組1	虐待防止体制の充実	①～③
取組2	成年後見制度の利用支援	①～②
取組3	障害者差別解消法の周知及び相談体制の構築	①

施策 1 情報提供・意思疎通支援の充実

(1) 施策の目的

- ▶ 障害者に対して、適切な情報伝達を図ります。
- ▶ 障害者の意思疎通支援の充実を図ります。

(2) 現状と主な課題

■ 情報提供の充実

アンケート調査では、「市等の情報提供を充実させるために必要なこと」として、「障害福祉のしおりの内容を充実」「市や社会福祉協議会等の情報誌をより充実」「文字を大きくし、広報をより読みやすくする」という回答が多く挙げられています。

また、「情報を必要とするかたに確実に届く仕組み」と、「求められた情報を確実に提供できる仕組み」として、広報やホームページなどの情報伝達媒体を積極的に活用した情報提供を行うとともに、あらゆる障害に対応した適切な情報伝達を検討し、情報提供の内容を充実させる必要があります。

⇒ 取組 1 (61 ページ)

■ 意思疎通支援の充実

障害者総合支援法の施行により地域社会の共生の実現に向けて、意思疎通支援の強化が図られました。本市では、手話通訳者・要約筆記者の派遣や窓口への手話通訳者の設置を行うとともに、2014 年度からは、千葉県と千葉市、船橋市と協力し、盲ろう者向けに通訳・介助員の派遣事業を行っています。

地域社会の共生と合理的配慮の観点から、意思疎通支援の強化を図る必要があります。

⇒ 取組 2 (62 ページ)



聴覚に障害のある方の意思疎通のために使われる、手話等（手話、筆談等）を普及するための「千葉県手話言語等の普及の促進に関する条例」が、2017 年 6 月 28 日から施行されました。

取組1 情報提供の充実

紙媒体、インターネット、電話・ファックスなど多様な情報媒体を通じて積極的に情報提供を行います。また、社会福祉協議会をはじめ社会福祉法人、NPO法人など、サービス提供事業者が多様化していることに伴い、これらの団体と連携を密にし、適切な情報受発信に努めます。さらに、差別解消法の合理的配慮の理念に基づき、障害者に配慮した情報伝達を推進します。

① 情報提供の充実

〔障害福祉のしおり〕

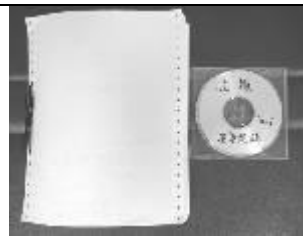
概要と方針	障害者やその家族に迅速にわかりやすく、正確な情報を提供します。 また、フェイスブックやツイッターなどを活用し、関係団体との情報受発信を密に行うよう努めていきます。	
主な事業	◇『障害福祉のしおり』の発行（㊦障害福祉課）	

関連事業

○団体・施設、事業所一覧の配布	㊦障害福祉課
○広報紙・インターネット等による多様な情報受発信	㊦障害福祉課 ㊦障害者相談支援室 ㊦広報広聴課
○地域福祉の情報紙『紙ひこうき』の発行（再掲）	㊦社会福祉協議会
○柏市地域生活支援センターあいネット広報紙『じんけん』の発行	㊦生活支援課

② 障害に配慮した情報提供の充実

〔点字広報・声の広報〕

概要と方針	『広報かしわ』では障害者に配慮した紙面構成を目指すとともに、ホームページでも障害者に向けて迅速でわかりやすい情報を発信するウェブアクセシビリティに配慮したページづくりを行います。 また、刊行物など障害に配慮した情報発信ルートを確保するとともに、専門的情報提供に従事する人材育成を図ります。	
-------	--	---

関連事業

○障害者にも見やすい広報紙づくり	㊦広報広聴課
○障害者も情報の得やすいホームページづくり	㊦広報広聴課
○音声版等の活用	㊦障害福祉課
○点字広報・声の広報の発行	㊦障害福祉課
○点訳奉仕員、朗読奉仕員養成講座の開催	㊦障害福祉課

取組2 意思疎通支援の充実

障害者の日常生活におけるスムーズなコミュニケーションのために、手話通訳者・要約筆記者の派遣などの意思疎通支援を推進します。

また、意思疎通支援に携わる人材の育成を充実させます。

① 意思疎通支援事業の推進

〔手話通訳・要約筆記対応窓口〕

概要と方針	聴覚，言語機能，音声機能，視覚その他の障害のため意思の疎通を図ることに支障がある人に手話通訳者，要約筆記者等の派遣等を行い，意思疎通の支援を行います。	
主な事業	◇手話通訳者・要約筆記者の派遣（㊦障害福祉課）	
関連事業		
○盲ろう者向け通訳・介助員の派遣		㊦障害福祉課
○窓口への手話通訳者の設置		㊦障害福祉課

② 意思疎通支援従事者の養成

〔手話通訳者養成講座〕

概要と方針	養成講座を開催し、意思疎通支援に従事する人材を養成します。	
関連事業		
○手話奉仕員養成講座の開催		㊦障害福祉課
○手話通訳者・要約筆記者養成講座の開催		㊦障害福祉課
○盲ろう者向け通訳・介助員養成研修の開催		㊦障害福祉課

意思疎通支援従事者とは…

障害者総合支援法及び関連法に規定する「意思疎通支援従事者」とは、「手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援」に従事する者を指します。

一般的には、「手話通訳者」「要約筆記者」「触手話及び指点字を行う者」とされています。

施策2 相談支援・ケアマネジメント体制の充実

(1) 施策の目的

- ▶ 相談の内容や相談者のニーズに応じて、適切な助言や支援ができるように、行政における専門性を向上させるとともに、民間事業者の専門性を活用しながら、地域で身近な相談窓口を確保します。
- ▶ 福祉サービスを必要とするかたに適切なケアマネジメントを提供できるように相談支援専門員の、確保や質を高める取組、介護保険事業者も含めたネットワークを構築する取組を行います。
- ▶ 障害者の地域生活を促進するために、地域相談支援(地域移行支援・地域定着支援)を推進します。

(2) 現状と主な課題

■ 相談支援体制の充実

アンケート調査では、相談機能の充実のためには「身近な場所に相談できるところがある」「専門的な知識を持った職員がいる」との回答があげられています。

障害者からの相談は、内容が多様化し、件数も増加しています。また、介護者の高齢化や虐待相談件数の増加から、緊急性の高い相談対応や支援の提供を必要とするケースが増加しています。

このことから、市役所での相談窓口の他、民間事業者の専門性を活用し、地域生活支援拠点における緊急時のコーディネート機能と一体化した地域における身近な相談場所を確保することが必要となっています。

⇒ 取組1 (65 ページ)



本市では、円滑な相談支援の一環として、障害福祉課の窓口で手話通訳者を配置しています。他部署で行う手続にも同行します。
また、円滑な意思の疎通が図れるよう、手話通訳者・要約筆記者を派遣しています。

■ ケアマネジメント体制の充実及び地域移行・地域定着の推進

2012 年度から「計画相談支援」、「障害児相談支援」が始まり、2015 年度からは障害福祉サービスや地域相談支援、障害児通所支援を利用しているかた全てに対して、サービス等利用計画、障害児支援利用計画の作成が必須化されました。

本市においても計画作成はほぼ完全実施されていますが、一方で一定の割合でセルフプランによる利用が見られます。

希望するかた全てに適切なケアマネジメントを提供するためには、相談支援専門員の確保とそのスキルアップを図るほか、サービス等利用計画案、障害児支援利用計画案の審査及び支給決定を行う行政職員の専門性の向上など、ケアマネジメント体制を充実させる取組が必要です。

「地域相談支援(地域移行支援・地域定着支援)」も 2012 年度から制度化されましたが、本市においては、関係機関での同制度に対する理解が浸透していなかったこともあり、十分に制度が活用されてきませんでした。

地域移行支援は、障害者支援施設入所者や精神科病院の長期入院患者等の地域生活への移行を促進するために、地域定着支援は、地域生活をおくる障害者の緊急時の訪問支援等を実施する地域生活支援拠点での活用を促進するために、関係機関も含めた取組が必要です。

⇒ **取組 2 (66 ページ)**

ケアマネジメントとは…

ケアマネジメントとは、「生活ニーズに基づいたケア計画にそって、さまざまなサービスを一体的・総合的に提供する支援方法」を指し、福祉分野において広く採用されている支援方法です。

そのなかで障害者ケアマネジメントは、以下の点を考慮しながら実施されます。

- (1) 障害者の地域生活を支援する
- (2) ケアマネジメントを希望する者の意向を尊重する
- (3) 利用者の幅広いニーズを把握する
- (4) 様々な地域の社会資源をニーズに適切に結びつける
- (5) 総合的かつ継続的なサービスの供給を確保する

取組1 相談支援体制の充実

市役所に精神保健福祉士，社会福祉士，保健師等の専門職を配置し，多様な相談に対応するとともに，民間事業者の専門性を活用しながら，地域で身近な相談窓口を確保するために，地域生活支援拠点を中心として，相談支援事業を委託する事業所の増加を図り，相談支援・コーディネート体制を構築します。

体制作りの中心となる複数の地域生活支援拠点及び基幹相談支援センターで，柏市自立支援協議会を活用した相談支援従事者に対する研修を実施し，ネットワークの構築に努めます。基幹相談支援センターも含めた委託相談支援事業所を市が育成・バックアップします。

① 障害者相談支援体制の強化

〔各種相談〕

概要と方針	市役所及び基幹相談支援センターを中心に、委託相談支援事業所、指定相談支援事業所と連携を図ることにより、多様な相談に対応し、安心して相談サービスを利用できる環境づくりに取り組みます。	
主な事業	◇障害者相談支援・コーディネート事業（㊤障害者相談支援室）	
関連事業		
○柏市地域生活支援センターにおける総合相談支援		㊤生活支援課
○総合相談事業・心配ごと相談事業		㊤社会福祉協議会
○地域活動拠点事業		㊤社会福祉協議会
○児童に関する相談		㊤こども福祉課
○発育や発達に関する相談		㊤こども発達センター
○就学に関する相談		㊤教育研究所
○難病相談支援事業		㊤保健予防課
○小児慢性特定疾病児童等自立支援事業		㊤地域保健課

② 専門的体制の強化

概 要 と 針 方	市役所及び基幹相談支援センター, 委託相談支援事業所に精神保健福祉士, 社会福祉士, 保健師等の専門職の配置を行い, 自立支援協議会を通じた相談支援体制の強化及び質の向上に努めます。	
主 事 業	◇自立支援協議会相談支援部会の運営支援（㊤障害者相談支援室）	
関連事業		
○専門職の配置		㊤障害者相談支援室

取組2 ケアマネジメント体制の充実及び地域移行・地域定着の推進

ケアマネジメントに従事する相談支援事業者や相談支援専門員の増加を図り、研修などを通じて人材の養成・確保を図るとともに、サービス等利用計画案、障害児支援利用計画案の審査及び支給決定を行う行政職員の専門性を向上し、適切なケアマネジメント体制の構築を進めていきます。介護保険事業者との連携も図ります。

精神障害者地域移行支援協議会を中心に、地域移行支援の利用を進めるとともに、地域生活支援拠点の緊急時の相談対応等で地域定着支援を活用を進めます。

① ケアマネジメント体制の充実

〔相談支援連絡会〕

概要と方針	相談からサービス利用まで一人ひとりが主体的に生活に関わるために持てる力を引き出す支援(エンパワメントの視点)を大切にし、障害特性に合わせ一貫して適切な支援が行えるよう、関係機関が連携するとともに、適切な人材育成を推進することにより、地域のケアマネジメント体制の充実を図ります。	
主な事業	◇相談支援事業所及び相談支援専門員増加の取組（㊦障害福祉課，㊦障害者相談支援室）	
関連事業		
○自立支援協議会相談支援連絡会(相談支援専門員の研修)の運営支援		㊦障害福祉課 ㊦障害者相談支援室
○計画案審査及び支給決定を行う職員の相談支援専門員資格取得の促進		㊦障害者相談支援室
○児童発達支援センターとして障害児利用計画の作成促進		㊦こども発達センター

② 地域移行・地域定着の推進

概要と方針	障害者支援施設入所者，精神科病院長期入院患者等の地域生活への移行及び地域生活を継続するための地域定着支援を地域生活支援拠点を中心に利用推進を図ります。	
関連事業		
○地域移行支援利用推進		㊦障害福祉課 ㊦障害者相談支援室
○地域生活支援拠点事業（地域定着支援の利用促進）		㊦障害福祉課 ㊦障害者相談支援室

施策3 権利擁護体制の充実

(1) 施策の目的

- ▶ 障害者の虐待を防止するための取組を進めるとともに、虐待の相談体制の充実を図ります。
- ▶ 障害者が安心して地域で生活できるよう成年後見制度の利用支援を実施します。
- ▶ 障害者差別解消に対する相談体制を充実し、制度周知のための取組を進めます。

(2) 現状と主な課題

■ 虐待防止体制の充実

本市では障害者虐待防止センターを中心に、関係機関との連携のもと、虐待の相談対応や支援を実施していますが、虐待事例は後を絶たない状況であり、養護者、障害福祉サービス事業者、その他広く関係機関、市民も含めた意識啓発が必要です。

⇒ **取組1 (68 ページ)**

■ 成年後見制度の利用支援

2016年に成年後見制度の利用の促進に関する法律が施行され、成年後見制度利用促進のための体制の整備が求められています。アンケート調査の「将来の生活で不安なこと」において、「親亡き後の生活」を心配する声が多くあがっていることから、親の高齢化や地域生活移行に伴い地域で生活する障害者が増えることが予想されるため、日常生活自立支援事業や成年後見制度の普及啓発を図る必要があります。

⇒ **取組2 (69 ページ)**

■ 障害者差別解消法の周知及び相談体制の構築

すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として「障害者差別解消法」が2016年4月に施行されました。アンケート調査の「障害者差別解消法を知っていますか」では、7割程度が「知らない」と回答していることから、制度周知の取組を進める必要があります。

⇒ **取組3 (70 ページ)**

取組1 虐待防止体制の充実

障害者虐待防止センターを中心に関係機関と連携を密にし、虐待の防止・早期発見を図るとともに、啓発や研修を実施するなど、虐待防止体制を構築します。

① 虐待の相談体制の充実

〔障害者虐待防止センター〕

概要と方針	障害者虐待防止センターを中心に関係機関が連携を図り、虐待相談・通報の受付、問題解決を図ります。また、相談事例のデータベース化による情報共有を図り、個々の事例に対して迅速、かつきめ細やかに対応します。	
主な事業	◇権利擁護ネットワーク会議の開催（㊤障害者相談支援室）	
関連事業		
○緊急保護時医療費等助成金		㊤障害者相談支援室
○要保護児童対策地域協議会の開催		㊤こども福祉課
○高齢者権利擁護ネットワーク運営会議の開催		㊤地域包括支援課

② 虐待防止に関する啓発や研修等の実施

〔研修会〕

概要と方針	障害福祉サービス事業所職員等に向けた定期的な研修会を開催するなど、虐待の防止と早期発見のための意識の向上を図ります。	
主な事業	◇虐待防止に関する研修会の実施（㊤障害者相談支援室）	
関連事業		
○広報紙やホームページによる啓発，周知		㊤障害者相談支援室

③ 障害福祉サービス事業者に対する監査体制の構築

〔実地指導〕

概要と方針	障害福祉サービス事業者に対する実地指導において、事業所職員及び利用者に対し虐待の状況及び権利擁護意識の聞き取りを実施します。	
関連事業		
○障害福祉サービス事業者に対する実地指導		㊤障害福祉課

取組② 成年後見制度の利用支援

成年後見制度の利用が必要な障害者に対して、手続方法等の情報を提供するなど必要な支援を行うとともに、成年後見人等の報酬に対する助成を行い、より利用しやすい環境を作ります。

体制の充実・強化にあたっては、かしわ福祉権利擁護センターを運営する社会福祉協議会と連携し、社会福祉協議会の独自事業である「日常生活自立支援事業」との役割分担を図りながら自己選択や金銭管理等を支援するとともに、市民後見人の育成と活動の支援等の体制整備を進めます。

① 成年後見制度の体制の充実

〔社会福祉協議会〕

概要と方針	自己の判断のみによる意思決定が困難であり、成年後見制度の利用が必要と認められる知的障害者・精神障害者等を対象に、制度についての情報提供や手続に関する支援、申立費用や後見人への報酬助成などを実施します。また、市民後見人として活動する市民を育成します。	
関連事業		
○かしわ福祉権利擁護センター事業		㊦社会福祉協議会
○成年後見制度利用支援事業		㊦障害者相談支援室
○市民後見人推進事業		㊦障害者相談支援室
		㊦地域包括支援課
		㊦社会福祉協議会

② 日常生活自立支援事業の利用促進

〔窓口相談〕

概要と方針	判断能力が十分でないために適切な福祉サービスを受けられない人のサービス利用、金銭の管理などに関するさまざまな相談や支援を行います。	
関連事業		
○日常生活自立支援事業		㊦社会福祉協議会

取組3 障害者差別解消法の周知及び相談体制の構築

障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進するため、障害者差別を解消するための体制を作ります。

① 障害者差別解消法の体制の構築

概要と方針	障害者差別解消法について、啓発や研修を実施し、法の周知と差別解消への理解を深めます。差別に関する相談に対応するとともに、障害者差別解消支援地域協議会を開催し、関係機関の連携を強化し、より良い改善策を検討します。	
関連事業		
○障害者差別解消支援地域協議会の開催 ○市職員向け障害者差別解消研修（再掲） ○教職員向け特別支援教育に関する研修（再掲） ○地域出前講座の実施（再掲）		◎障害福祉課 ◎障害者相談支援室 ◎人事課 ◎教育研究所 ◎障害福祉課 ◎障害者相談支援室



評価・進捗管理（障害福祉計画 数値指標）

障害福祉計画 【柱2 情報提供・相談、権利擁護体制の確立】

（1）障害福祉サービスの実績と見込み（活動指標）

事業 No. 1	計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援 (第4章 障害福祉計画 p156)
事業種別	相談支援関連
概要と今後	・計画相談支援 障害福祉サービス又は地域相談支援利用者のサービス等利用計画を作成し、ケアマネジメントを行います。 ・障害児相談支援 障害児通所支援利用者の障害児支援利用計画を作成し、ケアマネジメントを行います。 ・地域相談支援 地域移行支援・・・障害者支援施設入所者や病院に入院している精神障害者に対し、地域生活に移行するための相談や支援を行います。 地域定着支援・・・施設や病院から地域移行した人、単身や家族の状況等により支援が必要な障害者に対し、常時の連絡体制を確保し、緊急時の対応を行います。
指標の説明	計画相談支援・障害児相談支援・地域移行支援・地域定着支援の充実度を計る指標です。

サービス見込み量		第4期実績		第5期推計		
サービス種別	単位	2015年度	2016年度	2018年度	2019年度	2020年度
計画相談支援	人/月	284	305	336	353	370
障害児相談支援	人/月	97	103	113	119	125
地域移行支援	人/月	1	1	3	4	5
地域定着支援	人/月	2	1	20	30	40

事業 No. 2	相談支援事業（第4章 障害福祉計画 p161）
事業種別	地域生活支援事業・必須事業
概要と今後	障害者（児）やその家族などからの相談に適切に対応するために、地域生活支援拠点も含めた民間事業者の専門性を活用しながら、地域で身近な相談窓口を確保します（地域生活支援拠点では任意事業の「地域移行の安心生活支援」のコーディネート事業を活用して24時間の相談受付・コーディネートを実施します）。専門的な相談への対応や市内の相談支援体制の質の向上を図るため、体制作りの中心となる複数の地域生活支援拠点の中から1か所を基幹相談支援センターとして指定し、柏市自立支援協議会を活用してネットワークの構築に努めます。 また、障害者が安心して地域での生活を送れるよう、住宅入居の支援や後見制度の利用支援など、権利擁護を行うとともに、専門的な療育指導が受けられる体制を整備します。
指標の説明	相談支援事業の充実度を計る指標です。

サービス見込み量		第4期実績		第5期推計		
サービス種別	単位	2015年度	2016年度	2018年度	2019年度	2020年度
障害者相談支援事業	実施か所	6	6	6	7	8
基幹相談支援センター設置の有無	設置有無	有	有	有	有	有
相談支援機能強化事業	実施有無	有	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施有無	有	有	有	有	有
成年後見制度利用支援事業	人/年	5	5	20	22	24
成年後見制度法人後見支援事業	実施有無	有	有	有	有	有
障害児等療育支援事業	実施有無	有	有	有	有	有

事業 No. 3	意思疎通支援事業（第4章 障害福祉計画 p164）
事業種別	地域生活支援事業・必須事業
概要と今後	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思の疎通を図ることに支障がある障害者に、手話通訳者や要約筆記者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ります。
指標の説明	意思疎通支援事業の充実度を計る指標です。

サービス見込み量		第4期実績		第5期推計		
サービス種別	単位	2015年度	2016年度	2018年度	2019年度	2020年度
手話通訳者設置事業	通訳者数	3	3	3	3	3
	相談件数/年	2,222	1,588	2,000	2,050	2,100
手話通訳者派遣事業	通訳者数	15	16	16	18	18
	派遣件数/年	742	765	812	836	861
要約筆記者派遣事業	筆記者数	15	15	17	19	19
	派遣件数/年	130	123	120	125	130

事業 No. 4	手話奉仕員養成研修事業（第4章 障害福祉計画 p164）
事業種別	地域生活支援事業・必須事業
概要と今後	手話奉仕員を養成するための研修事業を実施します。
指標の説明	手話奉仕員養成研修事業の充実度を計る指標です。

サービス見込み量		第4期実績		第5期推計		
サービス種別	単位	2015年度	2016年度	2018年度	2019年度	2020年度
手話奉仕員養成研修事業	講習修了者	49	52	55	40	40

事業 No. 5	専門性の高い意思疎通支援事業（第4章 障害福祉計画 p165）
事業種別	地域生活支援事業・必須事業
概要と今後	福祉に関する知識や基本的な技術を身につけた手話通訳者や要約筆記者を養成します。また、広域的な派遣や市で実施が困難な派遣等を可能にするため、関係機関と連携を図り、手話通訳者や要約筆記者等の派遣を行います。 さらに、盲ろう者向け通訳・介助員の養成研修及び盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業を、千葉県、千葉市、船橋市と共同事業で行います。
指標の説明	専門性の高い意思疎通支援事業の充実度を計る指標です。

サービス見込み量		第4期実績		第5期推計		
サービス種別	単位	2015年度	2016年度	2018年度	2019年度	2020年度
手話通訳者養成研修事業	講習修了者	-	6	6	-	6
要約筆記者養成研修事業	講習修了者	-	6	6	-	6
盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業	講習修了者	2	2	2	2	2
手話通訳者派遣事業	人/年	1	0	1	1	1
要約筆記者派遣事業	人/年	0	0	1	1	1
盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	人/年	2	2	2	2	2

事業 No. 6	点字・声の広報等発行事業（第4章 障害福祉計画 p167）
事業種別	地域生活支援事業・その他の事業
概要と今後	視覚障害者向けに『点字・声の広報』の発行を行います。
指標の説明	点字・声の広報等発行事業の充実度を計る指標です。

サービス見込み量		第4期実績		第5期推計		
サービス種別	単位	2015年度	2016年度	2018年度	2019年度	2020年度
点字広報発行事業	発行部/月	30	28	20	20	20
声の広報発行事業	発行部/月	104	101	90	90	90

事業 No. 7	奉仕員養成・研修事業（第4章 障害福祉計画 p167）
事業種別	地域生活支援事業 その他の事業
概要と今後	点訳奉仕員，朗読奉仕員の養成・研修事業を行います。
指標の説明	奉仕員養成・研修事業の充実度を計る指標です。

サービス見込み量		第4期実績		第5期推計		
サービス種別	単位	2015 年度	2016 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
点訳奉仕員養成・研修事業	人/年	9	21	10	10	10
朗読奉仕員養成・研修事業（*）	人/年	-	-	-	-	10

（*）「朗読奉仕員養成・研修事業」は3年に1度行います。

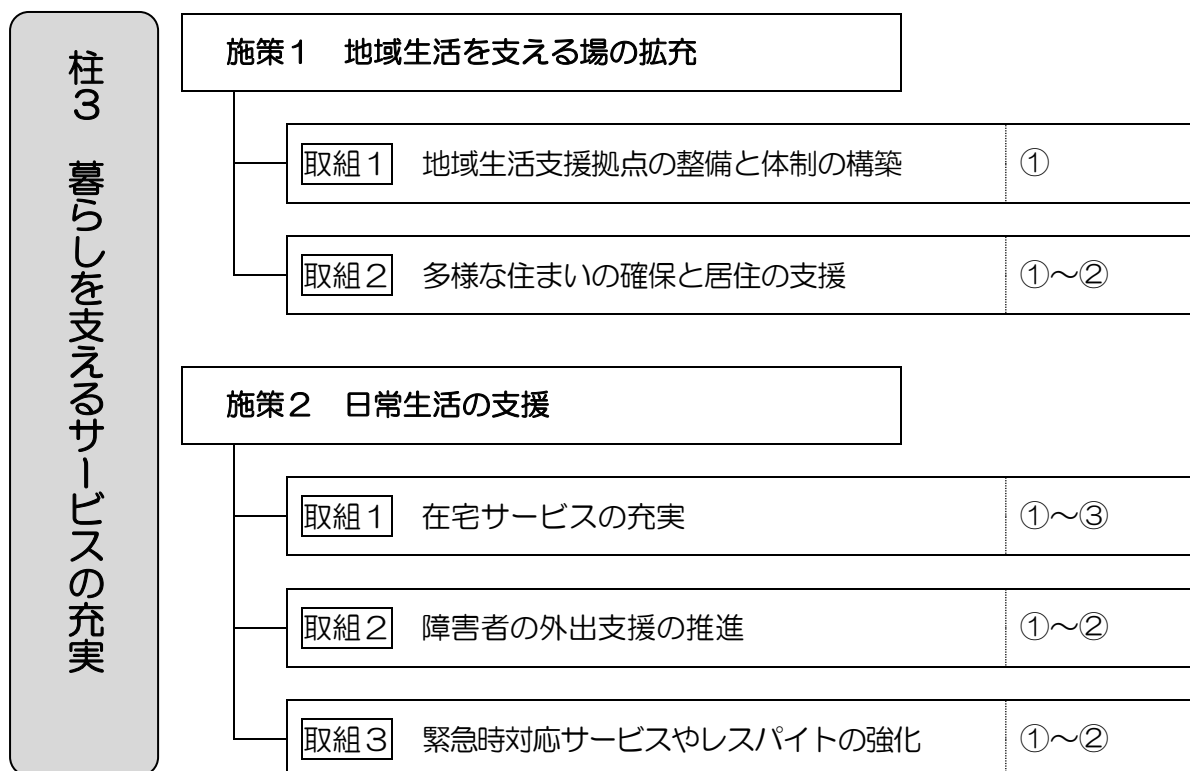
柱3

暮らしを支えるサービスの充実

(1) 基本方針

障害者が住み慣れた地域で安心して暮らすために、生活を支える拠点機能の整備を図ります。また、居住の場としてのグループホーム等の充実や、在宅生活を支えるホームヘルパーや訪問入浴サービスによる在宅介護、2018年度の障害者総合支援法改正により開始される自立生活援助、通所施設による日中活動支援や移動支援や同行援護等による外出支援、家族の病気などにより急に家族の介護が受けられなくなったときに支援できるように、短期入所や日中一時支援などのレスパイト支援等を総合的に展開します。

(2) 施策の体系



施策 1 地域生活を支える場の拡充

(1) 施策の目的

- ▶ 障害者の地域生活を支えるグループホームによる居住の場を提供し、在宅生活での環境整備を支援します。
- ▶ 障害者の地域生活を支える拠点機能を整備します。

(2) 現状と主な課題

■ 地域生活支援拠点の整備と体制の構築

近年、地域移行が進む中で、障害者の高齢化や、親が亡くなった後を見据え、地域で暮らすことを選択した障害者を地域で支える仕組みづくりが課題となっています。

その中で、2017年4月には、本市に千葉県初となる地域生活支援拠点が開設し、24時間体制で障害者や家族からの相談や緊急時の対応に当たる体制を整備しています。

拠点については市内全域で整備し、既存事業所との役割分担やさらなる体制整備を進めていく必要があります。

⇒ 取組1（77ページ）

■ 多様な住まいの確保と居住の支援

施設から地域生活への移行が進む中、自立に向けた「日中活動の場」と「居住」の支援が不可欠であり、特に親亡き後の自立のため、居住環境の確保は重要な取組となります。

アンケート調査やヒアリング調査においては、今後利用したいサービスとしてグループホームをあげる回答が多くなっており、運営する事業者・団体への支援や、多様な実施主体を確保するなど、グループホーム等の整備は引き続き重要な課題となります。

また、アンケート調査では、将来の暮らし方の希望として「自宅で家族と暮らしたい」がどの障害でも最も多くなっており、自宅を暮らしやすい環境へ改善することも必要です。

⇒ 取組2（78ページ）

取組1 地域生活支援拠点の整備と体制の構築

24 時間体制で障害者の地域生活を支援するための居住支援と地域支援（相談・体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応等）の一体的な機能を持った地域生活支援拠点を整備するとともに、今後の適切な運営体制を構築するための協議会を開催します。

① 地域生活支援拠点の整備

〔地域生活支援拠点あおば〕

概 要 と 方 針	居住支援と地域支援の一体的な機能を持った地域生活支援拠点を複数整備し、それらを一体的に運用することで障害者が地域で安心して暮らせるための支援を実施します。	
主 な 事 業	◇地域生活支援拠点整備事業（㊦障害福祉課，㊦障害者相談支援室） ◇地域生活支援拠点運営協議会の開催（㊦障害福祉課，㊦障害者相談支援室）	
関連事業		
○障害者相談支援・コーディネート事業（再掲）		㊦障害者相談支援室

「地域生活支援拠点」

地域生活支援拠点とは、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、相談、体験の機会、緊急の対応等の必要な機能を備えた施設であり、地域支援の拠点となる重要な施設です。

本市では2017年に千葉県初の地域生活支援拠点が開設し、2020年度までに4カ所の整備予定となります。これにより、市内全域をネットワーク（都市型障害福祉ネットワーク「かしわネットワーク」）で結び、包括的な地域支援を実現し、障害者の地域生活の向上を図ります。

取組2 多様な住まいの確保と居住の支援

障害者の地域生活を支えるため、利用者のニーズに応じた住まいの場として、グループホーム等の運営や拡充のための支援を行います。また、居住環境の改善に際しては、日常生活用具制度による居宅生活動作補助用具(住宅改修)や福祉用具購入の助成を行います。

① グループホームなどへの支援

〔グループホームの共有スペース〕

概要と方針	障害者の自立生活の支援・促進のため、生活拠点であるグループホーム等の設置を支援します。また、障害者のグループホームへの入居支援を継続的にを行います。知的障害者生活ホームはグループホームとその役割が重複していることから、既存知的障害者生活ホームのより安定的な運営が可能なグループホームへの移行を支援するとともに、新設及び新規利用は全てグループホームとし、現在の利用者が利用を終える又はグループホームへ移行した時点で事業を終了します。	
主な事業	◇共同生活援助（グループホーム）の整備（㊦障害福祉課） ◇障害福祉サービス施設等改造等補助（㊦障害福祉課）	

関連事業

○知的障害者生活ホームのグループホームへの移行支援	㊦障害福祉課
	㊦障害者相談支援室
○グループホーム家賃補助事業	㊦障害者相談支援室
○グループホーム運営費補助	㊦障害者相談支援室

共同生活援助（グループホーム）とは…

障害のある方に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排泄または食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。2014年度より共同生活介護（ケアホーム）は共同生活援助（グループホーム）へ一元化されています。

② 自宅など居住環境の改善への支援

概要と方針	身体障害者が安心して在宅生活を送ることができるよう、住宅の居室・浴室・トイレ・玄関・階段などの改修にかかる費用を居宅生活動作補助用具で助成し、介護用ベッド等の福祉用具購入を助成します。	
関連事業		
○居宅生活動作補助用具(住宅改修)費の助成	㊦障害者相談支援室	
○福祉用具購入の助成	㊦障害者相談支援室	

施策2 日常生活の支援

(1) 施策の目的

- ▶ ホームヘルパーや訪問入浴サービスによる在宅サービスを充実するとともに、2018年度からの新サービスである自立生活援助(在宅生活での家事や必要経費の支払い、体調管理、地域住民との関係等に助言、連絡調整を行う)で在宅生活を送る障害者を支援します。
- ▶ 通所施設による多様な日中活動を提供します。
- ▶ 障害者が外出しやすいよう、移動支援、同行援護等を充実させます。
- ▶ 短期入所や日中一時支援による在宅で暮らす障害者の緊急時等の対応を充実します。

(2) 現状と主な課題

■ 在宅サービスの充実

アンケート調査では、将来の暮らし方の希望として「自宅で家族と暮らしたい」が最も多く、高齢者の利用したいサービスでも「居宅介護」があげられています。

そのため、障害者ができる限り自宅又は住み慣れた地域で、これからも生活を送り続けることができるよう、ホームヘルプなど在宅での生活を支援するサービスを充実させていくことが課題となっています。また、新サービスである自立生活援助を円滑に提供できる体制作りも必要です。通所サービスでは、知的障害者や精神障害者が65歳になっても介護保険利用対象とならない(非該当など)場合の日中活動の場の提供が課題となっています。

⇒ **取組1 (80 ページ)**

■ 障害者の外出支援の充実

アンケート調査では、いずれの障害でも日常生活での介護を必要としており、外出時の支援も高い割合で必要とされています。学校や施設への通学・通所への負担から移動支援の活用を求める意見が見られます。障害がない人と同じように外出し、社会参加を促進するためには、外出に係るさまざまな支援を充実させる必要があります。

⇒ **取組2 (81 ページ)**

■ 緊急時対応サービスやレスパイトの強化

障害者が在宅生活を送るにあたっては、家族の介護だけでは負担が大きく、アンケート調査の自由記述やヒアリング調査において、緊急時に預けられるショートステイの充実を求める声があがっており、日中一時支援も「利用したいサービス」の上位にあがっています。家族介護者のレスパイトや負担軽減の観点から、一時的に預けられるサービスを充実させることが課題となります。

⇒ **取組3 (82 ページ)**

取組1 在宅サービスの充実

障害者が、住み慣れた地域で自分らしく安心して生活を送ることができるよう、主に居宅において提供されるサービスの充実を図るとともに、日常活動の場の確保と、そこで提供される各種サービスの充実を図ります。

① ホームヘルプサービスや訪問入浴サービスの充実・自立生活援助の円滑な提供

概要と方針	ホームヘルパー(居宅介護、重度訪問介護)や訪問入浴サービス、自立生活援助が的確に提供されて障害者が安心して自立生活を送れるよう、事業者の参入の促進に努めるとともに事業者に対する適切な指導を行いサービスの質の確保・向上を図ります。 重度訪問介護は入院先での医療従事者への伝達等の支援が新たに追加されることから、サービスが円滑に提供されるように事業者との連携を図ります。	
関連事業		
○ホームヘルパー(居宅介護・重度訪問介護)及び訪問入浴サービス	◎障害福祉課	
	◎障害者相談支援室	
○自立生活援助	◎障害福祉課	
	◎障害者相談支援室	

② 多様な日中活動サービスの提供

〔生活介護（作業の様子）〕

概要と方針	障害の特性に応じた日中活動系サービスが適切に利用できるように体制整備を図ります。地域活動支援センターは障害福祉サービスの通所にはない機能や役割をもつ施設として位置づけ、成人障害者のデイサービスの機能、通所が安定しない利用者やひきこもり者に対する支援も提供します。知的障害者や精神障害者で介護保険利用対象とならない場合の日中活動の場について、新たに設けられる共生サービスの活用等と併せて検討します。	
主な事業	◇日中活動系サービス（生活介護・療養介護・自立訓練）の提供 （㊦障害福祉課、㊦障害者相談支援室）	
関連事業		
○地域活動支援センターによる障害福祉サービスにはない支援の提供	㊦障害福祉課 ㊦障害者相談支援室	

取組2 障害者の外出支援の推進

障害者の社会参加をより円滑にするために、障害者の外出に必要な支援を充実させるとともに、その生活に必要な移動の手段として、福祉タクシー利用券の交付、自家用自動車燃料費の助成、施設通所交通費助成、送迎サービス等の支援を行います。

① 移動支援等事業の推進

概要と方針	屋外での移動が困難な障害者に対してガイドヘルパー（移動支援，同行援護，行動援護）により社会生活上必要な外出や，余暇活動等の社会参加としての外出を支援します。 移動支援における学校通学・施設通所時の支援を実施します。		
関連事業			
○ガイドヘルパー（移動支援・同行援護・行動援護）による支援	㊦障害福祉課 ㊦障害者相談支援室		
○移動支援における通学・通所支援	㊦障害福祉課 ㊦障害者相談支援室		
○移動サービス『こらくだくん』の実施	㊦社会福祉協議会		
○福祉有償運送運転講習会の開催	㊦社会福祉協議会		

② 外出に関連する負担軽減策

〔福祉タクシー利用券〕

概要と方針	障害者の社会参加を促進するために、公共交通機関利用時等の負担の軽減を図ります。	
関連事業		
○福祉タクシー料金助成事業		㊦障害福祉課
○自家用自動車燃料費助成事業		㊦障害福祉課
○施設通所交通費助成事業		㊦障害者相談支援室
○自動車運転免許取得・改造費助成事業		㊦障害福祉課

取組3 緊急時対応サービスやレスパイトの強化

介護者の負担軽減のため、短期入所や日中一時支援、地域生活支援拠点の設置など、緊急時対応サービスやレスパイトサービスを提供します。特に日中一時支援は、提供事業者の増加により利用しやすくなるように、環境整備に取り組みます。

① 緊急時対応サービスやレスパイトの強化

〔ヘルプカード〕

概要と方針	家族介護者の病気・出産・事故等によって、一時的に障害者の介護ができなくなった場合や親元から自立のための体験、介護者の休息(レスパイト)のために、短期入所、日中一時支援を提供します。日中一時支援はより利用しやすくなるように取り組みます。	
主な事業	◇短期入所（宿泊を伴う）、日中一時支援（宿泊を伴わない）による緊急時対応、体験、レスパイト等の支援 (☎障害福祉課, ☎障害者相談支援室)	

レスパイトとは…

レスパイトとは、「休息」「息抜き」「小休止」という意味です。

健康の保持及び在宅で介護する家族の介護負担の軽減を図ることを目的として、短期間の入院や入所、一時預かりを行います。

事業によっては「在宅レスパイト」として、自宅に看護師等を派遣し、医療的ケアや療養上の世話を一定時間代わりに行う事業もあります。

② 拠点機能の整備

〔地域生活支援拠点たんぽぽ〕

概要と方針	居住支援と地域支援の一体的な機能を持った地域生活支援拠点を整備し、障害者が地域で安心して暮らせるための支援を実施します。	
関連事業		
○地域生活支援拠点整備事業（再掲）		☎障害福祉課 ☎障害者相談支援室
○地域生活支援拠点運営協議会の開催（再掲）		☎障害福祉課 ☎障害者相談支援室

評価・進捗管理（障害福祉計画 数値指標）

障害福祉計画 【柱3 暮らしを支えるサービスの充実】

（1）基本指針に定める成果指標

事業 No. 1	福祉施設の入所者の地域生活への移行（第4章 障害福祉計画 p142）
国の考え方	① 施設入所者の地域生活への移行 2016 年度末時点の施設入所者数の 9%以上が地域生活へ移行することを基本とする。 ② 施設入所者の削減 2016 年度末時点の施設入所者数の 2%以上削減することを基本とする。
指標の説明	障害者の地域生活への移行に向けた取組の成果を計る指標です。

項目	数値	考え方
2016 年度末時点施設入所者数	199 人	◇2016 年度末時点施設入所者数
【目標値①】 2020 年度末までに地域生活へ移行する施設入所者数	5 人 (2.5%)	◇施設入所から自宅やグループホーム等へ移行した人の数
2020 年度末時点の施設入所者数	195 人	◇2020 年度末時点の施設入所者数
【目標値②】 削減見込み（削減率）	4 人 (2.0%)	◇差し引き減少見込み数

事業 No. 2	地域生活支援拠点等の整備（第4章 障害福祉計画 p145）
国の考え方	2020 年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することを基本とする。
指標の説明	障害者の地域生活に向けた支援の取組の成果を計る指標です。

項目	数値	考え方
【目標値】 2020 年度末までに整備する地域生活支援拠点の数	4 か所	新規又は既存のグループホームや障害者支援施設に機能を付加する形など、幅広くモデルを検討し整備します。

(2) 障害福祉サービスの実績と見込み（活動指標）

事業 No. 1	居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援 (第4章 障害福祉計画 p149)
事業種別	訪問系サービス
概要と今後	・居宅介護 自宅で、入浴、排泄、食事の介護等を行います。 ・重度訪問介護 重度の肢体不自由、知的障害、精神障害があり、常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。 ・同行援護 視覚障害者（児）が移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。 ・行動援護 知的、精神障害者で自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。 ・重度障害者等包括支援 介護の必要性がきわめて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
指標の説明	訪問系サービス（居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援）の充実度を計る指標です。

サービス見込み量		第4期実績		第5期推計		
サービス種別	単位	2015年度	2016年度	2018年度	2019年度	2020年度
訪問系合計	人/月	489	496	523	536	549
	時間/月	11,754	18,504	21,096	22,077	23,058
居宅介護	人/月	380	386	401	409	417
	時間/月	8,989	9,395	9,624	9,816	10,008
重度訪問介護	人/月	20	20	26	28	30
	時間/月	5,726	6,947	9,152	9,856	10,560
同行援護	人/月	79	80	82	83	84
	時間/月	1,784	1,965	1,886	1,909	1,932
行動援護	人/月	10	10	14	16	18
	時間/月	255	197	434	496	558
重度障害者等包括支援	人/月	-	-	-	-	-
	時間/月	-	-	-	-	-

事業 No. 2	生活介護（第4章 障害福祉計画 p150）
事業種別	日中活動系サービス
概要と今後	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
指標の説明	日中活動系サービスのうち、生活介護の充実度を計る指標です。

サービス見込み量		第4期実績		第5期推計		
サービス種別	単位	2015年度	2016年度	2018年度	2019年度	2020年度
生活介護	人/月	553	574	620	645	671
	人日/月	11,158	11,727	12,400	12,900	13,420

事業 No. 3	自立訓練（機能訓練・生活訓練）（第4章 障害福祉計画 p150）
事業種別	日中活動系サービス
概要と今後	機能訓練は、身体障害者を対象に、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。 生活訓練は、知的障害者・精神障害者を対象に、入浴、排泄及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な支援を行います。
指標の説明	日中活動系サービスのうち、自立訓練（機能訓練・生活訓練）の充実度を計る指標です。

サービス見込み量		第4期実績		第5期推計		
サービス種別	単位	2015年度	2016年度	2018年度	2019年度	2020年度
自立訓練（機能訓練）	人/月	1	3	2	2	2
	人日/月	22	39	44	44	44
自立訓練（生活訓練）	人/月	20	17	16	16	16
	人日/月	267	316	304	304	304

事業 No. 4	療養介護（第4章 障害福祉計画 p153）
事業種別	日中活動系サービス
概要と今後	医療と常時介護を必要とする障害者を対象に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
指標の説明	日中活動系サービスのうち、療養介護の充実度を計る指標です。

サービス見込み量		第4期実績		第5期推計		
サービス種別	単位	2015年度	2016年度	2018年度	2019年度	2020年度
療養介護	人/月	24	24	24	24	24

事業 No. 5	短期入所（ショートステイ）（福祉型・医療型） （第4章 障害福祉計画 p153）
事業種別	日中活動系サービス
概要と今後	自宅で介護する人が病気などにより、障害者支援施設などに短期間入所することが必要な障害者を対象に、障害者支援施設や療養介護事業所などへ短期間入所し、入浴、排泄又は食事の介護等を提供します。
指標の説明	日中活動系サービスのうち、短期入所（福祉型・医療型）の充実度を計る指標です。

サービス見込み量		第4期実績		第5期推計		
サービス種別	単位	2015年度	2016年度	2018年度	2019年度	2020年度
短期入所（福祉型）	人/月	112	119	130	136	143
	人日/月	772	782	910	952	1,001
短期入所（医療型）	人/月	3	11	13	14	15
	人日/月	8	38	39	42	45

事業 No. 6	自立生活援助（新規）（第4章 障害福祉計画 p154）
事業種別	居住系サービス
概要と今後	定期的に利用者の居宅を訪問し、障害者の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行います。
指標の説明	居住系サービスのうち、自立生活援助の充実度を計る指標です。

サービス見込み量		第4期実績		第5期推計		
サービス種別	単位	2015年度	2016年度	2018年度	2019年度	2020年度
自立生活援助	人/月	-	-	20	30	40

事業 No. 7	共同生活援助（グループホーム）（第4章 障害福祉計画 p154）
事業種別	居住系サービス
概要と今後	共同生活を行う住居で、おもに夜間や休日、相談や日常生活上の援助を行います。
指標の説明	居住系サービスのうち、共同生活援助の充実度を計る指標です。

サービス見込み量		第4期実績		第5期推計		
サービス種別	単位	2015 年度	2016 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
共同生活援助（グループホーム）	人/月	202	214	245	262	280

事業 No. 8	施設入所支援（第4章 障害福祉計画 p155）
事業種別	居住系サービス
概要と今後	施設に入所している障害者に、夜間や休日、入浴、排泄、食事の介護等を行います。
指標の説明	居住系サービスのうち、施設入所支援の充実度を計る指標です。

サービス見込み量		第4期実績		第5期推計		
サービス種別	単位	2015 年度	2016 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
施設入所支援	人/月	193	199	197	196	195

事業 No. 9	日常生活用具給付等事業（第4章 障害福祉計画 p162）
事業種別	地域生活支援事業・必須事業
概要と今後	障害者に対して、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付することなどにより、生活の便宜を図り、その福祉の増進を図ります。 ・介護・訓練支援用具……身体介護を支援する用具や訓練用具 例）特殊寝台，特殊マット，訓練用ベッド ・自立生活支援用具……入浴，調理，移動など生活の自立を支援する用具 例）入浴補助用具，移動支援用具，聴覚障害者用屋内信号装置 ・在宅療養等支援用具……在宅療養等を支援する用具 例）電気式たん吸引器，盲人用体温計 ・情報・意思疎通支援用具……情報収集，情報伝達や意思疎通等を支援する用具 例）ファックス，人工喉頭，点字器 ・排泄管理支援用具……排泄管理を支援する衛生用具 例）ストマ用装具，紙おむつ ・住宅改修費……居宅での円滑な生活動作等を図るための小規模な住宅改修 例）手すり設置
指標の説明	日常生活用具の給付について、充実を図る指標です。

サービス見込み量		第4期実績		第5期推計		
サービス種別	単位	2015年度	2016年度	2018年度	2019年度	2020年度
介護・訓練支援用具	件/年	22	22	22	22	22
自立生活支援用具	件/年	43	40	43	43	43
在宅療養等支援用具	件/年	48	55	50	50	50
情報・意思疎通支援用具	件/年	46	51	55	55	55
排泄管理支援用具	件/年	673	694	751	781	812
住宅改修費	件/年	5	8	7	7	7

事業 No. 1 0	移動支援事業（第4章 障害福祉計画 p163）
事業種別	地域生活支援事業・必須事業
概要と今後	屋外での移動が困難な障害者に対して、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活と社会参加を促進します。
指標の説明	移動支援の充実度を計る指標です。

サービス見込み量		第4期実績		第5期推計		
サービス種別	単位	2015年度	2016年度	2018年度	2019年度	2020年度
移動支援事業	人/月	311	316	329	335	342
	時間/月	5,785	5,263	5,922	6,030	6,156

事業 No. 1 1	地域活動支援センター事業（第4章 障害福祉計画 p163）
事業種別	地域生活支援事業・必須事業
概要と今後	障害者などが通い、創作的活動や生産活動、社会との交流を進めるなど、多様な活動を行う場を設けます。
指標の説明	地域活動支援センターの充実度を計る指標です。

サービス見込み量		第4期実績		第5期推計		
サービス種別	単位	2015年度	2016年度	2018年度	2019年度	2020年度
地域活動支援センター事業	実施か所（市内）	9	8	6	6	6
	実施か所（市外）	7	5	9	9	9
	人/月（市内）	213	179	180	180	180
	人/月（市外）	16	12	12	12	12

事業 No. 1 2	日中一時支援事業（第4章 障害福祉計画 p166）
事業種別	地域生活支援事業・その他の事業
概要と今後	宿泊を伴わない日中の一時的な見守りの場や活動の場を提供し、在宅で介護をしている家族の就労や一時的な休息を支援します。
指標の説明	日中一時支援の充実度を計る指標です。。

サービス見込み量		第4期実績		第5期推計		
サービス種別	単位	2015年度	2016年度	2018年度	2019年度	2020年度
日中一時支援事業	人/月	309	294	306	312	318
	人日/月	1,581	1,434	2,142	2,184	2,226

事業 No. 1 3	訪問入浴サービス事業（第4章 障害福祉計画 p166）
事業種別	地域生活支援事業・その他の事業
概要と今後	重度の身体障害者に対して，訪問により居宅において入浴サービスを提供し，身体の清潔の保持，心身機能の維持等を図ります。
指標の説明	訪問入浴サービスの充実度を計る指標です。

サービス見込み量		第4期実績		第5期推計		
サービス種別	単位	2015 年度	2016 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
訪問入浴サービス事業	人/月	31	32	36	38	40
	人日/月	132	158	180	190	200

柱4

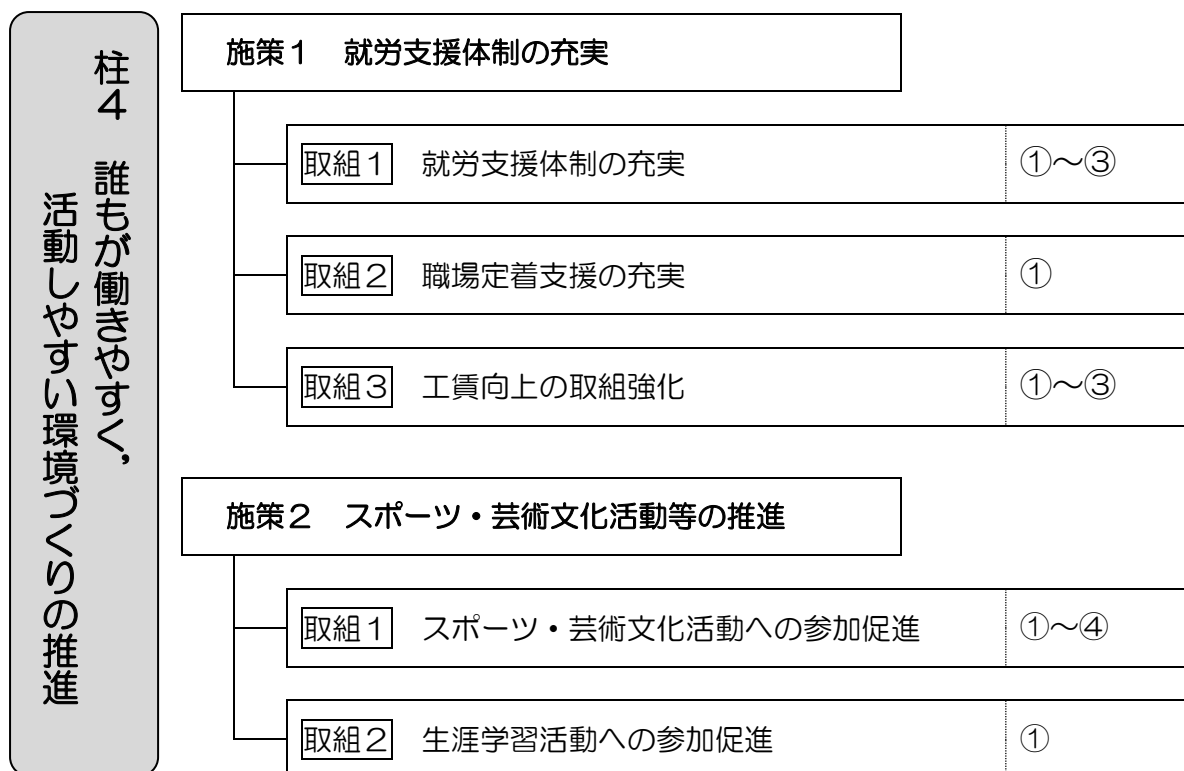
誰もが働きやすく、活動しやすい環境づくりの推進

(1) 基本方針

障害者が自立し、地域で元気にその人らしく生き生きと生活していくためには、その人に合った就労支援の仕組みが必要です。そのため、市とハローワークや就労支援機関が連携して就労の支援を進めるとともに、職場定着に向けた就職後の支援体制の構築を図り、障害者の社会参加と自立を促進します。

また、障害者優先調達推進法の推進や就労系事業所等における販売力向上等の支援を図るとともに、就労系事業所の工賃向上や、障害福祉サービス事業所の質の向上を目指します。

(2) 施策の体系



施策 1 就労支援体制の充実

(1) 施策の目的

- ▶ 就労支援機関や医療機関、雇用関係機関との連携強化により就労支援体制の充実を図ります。また、行政や企業による障害者雇用を進め法定雇用率の達成を目指します。
- ▶ 就職後も長く働き続けるための支援体制を強化し、職場定着を推進します。
- ▶ 福祉的就労の場の充実とともに、工賃向上を図ります。

(2) 現状と主な課題

■ 就労支援体制の充実

就労ニーズは依然高い状況にある中で、個々の体調や能力を合わせた働き方の重要性を踏まえ、事業者等と連携し、安心して働くことのできる環境づくりを推進し、行政や企業による法定雇用率の達成を目指します。また、就労を目指す障害者が、身近なところで相談や訓練が可能な支援体制を整えることも重要です。そのために、就労移行支援の利用率、就労移行率を向上させ、充実を図る必要があります。

⇒ **取組 1 (93 ページ)**



2018 年度から、障害者の法定雇用率が引き上げられ、民間企業の場合 2.0%から 2.2%、自治体の場合は 2.3%から 2.5%となります。なお 2021 年度までに、0.1%ずつの引き上げが予定されています。

■ 職場定着支援の充実

就職はしたものの、仕事や人間関係などで悩んだりすることがあります。そのような時に気軽に相談できる場所があることが重要です。

そのため、就職した後も障害者が安心して長く働き続けられるように、就労支援機関の連携や職場定着率の向上に向けた支援体制の構築が求められています。

⇒ **取組 2 (94 ページ)**

■ 工賃向上の取組強化

障害者が生きがいを持って働いたり社会参加ができるように、福祉的就労の場の充実や工賃向上が求められています。そのため、障害者優先調達推進法を推進し、官公庁からの物品や役務等の発注の拡大を図るとともに、就労系事業所による新商品の開発や販売力向上等について、支援をしていく必要があります。

⇒ **取組 3 (95 ページ)**

取組1 就労支援体制の充実

市が民間の就労支援機関の取り組みを支援し、就労相談や社会参加・自立に向けた生活面の相談支援等、ニーズに沿った支援体制の充実を図ります。また、障害福祉サービスである就労移行支援を充実させ、就労を目指す障害者を支援します。さらに、行政や企業による障害者の法定雇用率の達成を目指し、企業が障害者雇用を円滑に進めるための相談窓口の充実研修を実施します。また、行政によるチャレンジド雇用を進め、障害者の雇用を支援します。

① 就労相談支援体制の充実

〔相談窓口〕

概要と方針	就労支援機関の取り組みを支援し、一人ひとりのニーズに沿った相談・支援体制の充実を図ります。	
主な事業	◇障害者就業・生活支援センターなどによる就労相談事業(㊦障害福祉課、㊦障害者相談支援室)	
関連事業		
○ハローワークなどとの連携による相談窓口の情報提供		㊦障害福祉課

② 就労移行支援事業の充実

〔職員向け研修会の様子〕

概要と方針	就労移行支援事業の利用率を向上させ、就労を目指す障害者を支援します。また、それぞれの就労支援事業所の就労移行率を向上させるため事業所の指導育成を行い、利用者の就労したいというニーズに応えます。	
関連事業		
○就労移行支援事業所への指導育成		㊦障害福祉課 ㊧障害者相談支援室

③ 行政や企業による障害者雇用の推進・促進

〔チャレンジドオフィスかしわ〕

概要と方針	行政における障害者の法定雇用率遵守はもとより、企業による障害者雇用率の達成に向け、就労支援機関と連携して、障害者雇用の働きかけや障害の理解・普及啓発に取り組めます。	
関連事業		
○行政による障害者雇用		㊦人事課
○チャレンジドオフィスかしわ		㊦障害福祉課
○企業による障害者雇用		㊦ハローワーク

取組2 職場定着支援の充実

2018年4月に障害者総合支援法が改正され、「就労定着支援」が創設されました。企業等に就職した障害者が安心して働けるように、「就労定着支援」の利用を促進し、障害者就業・生活支援センター等と連携しながら、仕事に関する相談や日常生活上の支援を受けられる体制を充実し職場定着率の向上を目指します。

また、安心して働ける環境を作るために、市内の就労支援機関の協力を得て、障害者雇用を進める企業に対する障害者の理解・普及啓発を推進するなど、企業への働きかけを行います。

① 就職後の支援の充実

〔定着支援〕

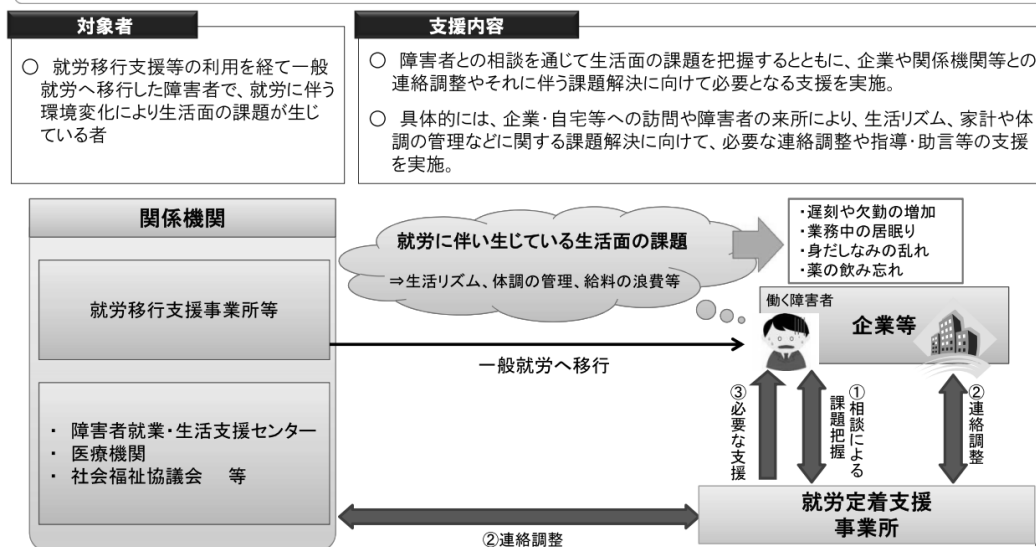
概要と方針	就職後も安定して仕事を継続することが可能となるよう関係機関が連携し、利用者や企業への支援体制を充実し職場定着率の向上を目指します。	
主な事業	◇就労定着支援 ^{新規} （㊦障害福祉課、㊦障害者相談支援室） ◇障害者就業・生活支援センターによる定着支援の実施（㊦障害福祉課、㊦障害者相談支援室）	
関連事業		
○ジョブコーチ派遣事業の実施		㊦障害福祉課

※ 定着支援…障害者・企業を含め就労に関する相談や支援を幅広く実施

※ ジョブコーチ…職場へ訪問し就労に関する支援を実施

就労定着に向けた支援を行う新たなサービス（就労定着支援）の創設

- 就労移行支援等を利用し、一般就労に移行する障害者が増加している中で、今後、在職障害者の就労に伴う生活上の支援ニーズはより一層多様化かつ増大するものと考えられる。
- このため、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行うサービスを新たに創設する（「就労定着支援」）。



出典：障害保健福祉関係主管課長会議（2016年3月8日）

取組3 工賃向上の取組強化

障害者が生きがいを持って働いたり社会参加できるように、行政による障害者就労施設等への物品等の発注拡大や生産品の質の向上等の支援により、福祉的就労の場の工賃向上を図ります。

① 就労継続支援事業所等への支援

〔青和園作業風景〕

概要と方針	福祉的就労の場における障害者の工賃アップが図られるよう就労継続支援B型事業所等と連携を図り、受注業務の拡大や生産品の質の向上、新製品の開発に向けた支援をしていきます。	
主な事業	◇就労継続支援（B型）事業所の支援による工賃向上（㊦障害福祉課、㊦障害者相談支援室）	

② 障害者就労施設等への受注業務の拡大と調整

〔事業所による販売会〕

概要と方針	障害者優先調達推進法の推進のため、障害者就労施設等への発注の拡大や役務の提供を図ります。また、千葉県障害者就労事業振興センターを活用し、就労系事業所等の支援をしていきます。	
関連事業		
○障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針策定		㊦障害福祉課
○千葉県障害者就労事業振興センターへの支援		㊦障害福祉課

③ 就労系事業所の質の向上

概要と方針	福祉的就労に携わる障害者が安心して働き続けられるように、監査等による就労系事業所への指導を行います。基準を満たさない事業所に対しては、基準を満たすことが出来るよう必要な行政指導等を行います。	
関連事業		
○指定障害福祉サービス事業所への指導監査		㊦障害福祉課
○指定就労継続支援A型事業所における適正な運営に向けた基準の見直し		㊦障害福祉課

施策2 スポーツ・芸術文化活動の推進

(1) 施策の目的

- ▶ 障害者が自主的に生涯学習活動やスポーツ・芸術文化活動に参加できるように支援します。
- ▶ 障害の有無にかかわらず、安心して参加・学習できる環境づくりに努めます。

(2) 現状と主な課題

■ スポーツ・芸術文化活動への参加促進

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、競技者スポーツの理解や普及とともに、大会における文化プログラムに向けて、障害者芸術文化活動の普及が求められています。

障害者が地域で元気にその人らしく生き生きと、スポーツ・芸術文化活動が取り組めるような環境づくりや芸術活動がやりがいにつながるように障害者が製作した作品を紹介する機会を設けていく必要があります。

⇒ **取組1 (97 ページ)**

■ 生涯学習活動への参加促進

障害者の生涯学習の推進については、「障害者の多様な学習活動を総合的に支援する取組・体制の充実について」として国からその充実を求められており、市でも、さまざまな生涯学習講座を開講していますが、障害者の参加は決して多くありません。これは、障害者が気兼ねなく参加できる講座が少ない、あるいは、講座情報が伝わっていないなどの課題があげられます。

本市としても、障害者の個性と能力の発揮、社会参加の促進を図るため、生涯学習活動へ参加できる環境づくりに取り組む必要があります。

⇒ **取組2 (98 ページ)**



国では、「障害者学習支援推進室」を設けるとともに、福祉、保健、医療、労働等の関係部局と連携した進学・就職を含む切れ目ない支援体制の整備、障害のある子どもの自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援する特別支援教育、障害者スポーツや障害者の文化芸術活動の振興等に総合的に取り組むこととしています。

取組1 スポーツ・芸術文化活動への参加促進

2020年には東京オリンピック・パラリンピックが開催されます。

障害者が気軽に参加できるスポーツ・レクリエーションの場を提供するとともに、障害者による自主的な活動を支援します。

また、小学校の特別支援学級にサポート指導員を派遣し、運動に親しむ気持ちを育んでいきます。

① 気軽にスポーツ・レクリエーションに参加できる事業の実施〔ニュースポーツまつり〕

概要と方針	誰もが気軽に楽しめるニュースポーツを通して障害のない人と障害者たちとのスポーツ交流などを目的としたイベントを柏市スポーツ推進委員協議会とともに実施します。	
関連事業		
○みんなで楽しむニュースポーツまつり		◎スポーツ課
○「千葉県障害者スポーツ大会」への参加支援		◎障害福祉課

② 小学校体育の授業サポート〔授業サポート〕

概要と方針	小学校の特別支援学級にサポート指導員を派遣し、体育授業の質を高めるため運動指導のスキル向上を図ることで、運動を苦手とする児童について、運動に親しむ気持ちを育んでいきます。	
関連事業		
○小学校体育の授業サポート事業		◎指導課

「小学校体育の授業サポート事業」

本市（教育委員会）では、2006年度から協働事業として「NPO 法人スマイルクラブ」とともに、市内の小学校の特別支援学級を中心として、体育授業にスポーツ指導の経験を持つスタッフを派遣し、複数指導者による授業の質と運動指導のスキルの向上を図り、個々の特性や能力に応じた指導を行っています。児童の個々の性格や状態などを共有しあい、教諭とともに、授業のメニューや進め方を協議しながら授業を展開しています。

③ スポーツを活用した障害理解及び交流

〔パラリンピック正式種目 ポッチャ〕

概要と方針	障害者スポーツを活用し、障害理解を推進します。 障害理解推進イベントの中に障害者スポーツの体験を取り入れます。また、東京オリンピック・パラリンピックに向け、障害者スポーツ選手・関係者による講演やスポーツ交流を実施します。	
主な事業	◇障害者スポーツ体験交流事業（2017 年～3カ年の予定）（再掲） （㊦教育研究所）	
関連事業		
○障害理解・啓発イベントの実施（再掲）		㊦障害福祉課

④ アートでつなぐ障害理解

〔障害理解・啓発イベント ハンドスタンプアート〕

概要と方針	様々なイベント等を通して、障害者が描くアート作品について、広く紹介します。 また、作品販売等を行い、障害理解を進めます。	
関連事業		
○障害理解・啓発イベントの実施（再掲）		㊦障害福祉課

取組2 生涯学習活動への参加促進

「市民講座」へ障害者が参加しやすくなるよう手話通訳者等の派遣を推進します。

また、教育福祉会館については耐震改修工事にあわせたバリアフリー化、図書館については来館が困難な方へのサービス等、障害者に配慮したサービスを推進します。

① 各種講座等への参加や文化施設利用の促進

概要と方針	社会福祉協議会と連携し、手話通訳者の派遣や障害者用駐車スペースの確保、教育福祉会館のバリアフリー化などにより、市民講座へ障害者が参加しやすくなるよう合理的配慮を実施します。 また、図書館への来館が困難な障害者が、図書館資料を借りられるサービスを充実させます。	
関連事業		
○障害のある人が各種講座等に安心して参加できる環境づくり		㊦障害福祉課
		㊦公民館
○来館が困難な方へのサービス		㊦図書館

評価・進捗管理（障害福祉計画 数値指標）

障害福祉計画 【柱4 誰もが働きやすく、活動しやすい環境づくりの推進】

（1）基本指針に定める成果指標

事業 No. 1	福祉施設から一般就労への移行等（第4章 障害福祉計画 p146）
国の考え方	① 福祉施設から一般就労への移行者数 2020 年度中に 2016 年度実績の 1.5 倍以上が福祉施設から一般就労へ移行することを基本とする。 ② 就労移行支援事業の利用者数 2020 年度末における就労移行支援事業の利用者数を 2016 年度末の利用者数から 2 割以上増加することを目指す。 ③ 就労移行支援事業所ごとの就労移行率 2020 年度末において就労移行支援事業の利用者のうち就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上とすることを目指す。 ④ 職場定着率 就労定着支援による支援開始 1 年後の職場定着率を 8 割以上とすることを基本とする。
指標の説明	福祉施設から一般就労への移行や職場の定着について、成果を計る指標です。

項目	数値	考え方
2016 年度一般就労移行者数	60 人	◇福祉施設から一般就労した人数
【目標値】2020 年度中に福祉施設から一般就労へ移行する人数	69 人	◇2020 年度末の就労移行支援事業利用者数の 6 割を想定
2016 年度末の就労移行支援事業利用者数〔A〕	96 人	◇2016 年度末の就労移行支援事業利用者数
2020 年度末の就労移行支援事業利用者数〔B〕	115 人	◇2020 年度末の就労移行支援事業利用者数
【目標値】増加見込み（B－A）	19 人	◇就労移行支援事業利用者の増加数
【目標値】2020 年度末における就労移行率 3 割以上の事業所割合	5 割以上	◇就労移行率が 3 割以上の就労移行支援事業所の割合
【目標値】就労定着支援による支援開始 1 年後の職場定着率	80%	◇就労定着支援による支援開始 1 年後に職場定着している利用者の割合

(2) 障害福祉サービスの実績と見込み（活動指標）

事業 No. 1	就労定着支援（新規）（第4章 障害福祉計画 p152）
事業種別	日中活動系サービス
概要と今後	障害者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。
指標の説明	日中活動系サービスのうち、職場定着支援の充実度を計る指標です。

サービス見込み量		第4期実績		第5期推計		
サービス種別	単位	2015年度	2016年度	2018年度	2019年度	2020年度
就労定着支援	人/月	-	-	-	51	54
	人日/月	-	-	-	255	270

事業 No. 2	就労移行支援（第4章 障害福祉計画 p151）
事業種別	日中活動系サービス
概要と今後	一般就労を希望する障害者を対象に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、就職後の職場への定着のために必要な相談等の支援を行います。
指標の説明	日中活動系サービスのうち、就労移行支援の充実度を計る指標です。

サービス見込み量		第4期実績		第5期推計		
サービス種別	単位	2015年度	2016年度	2018年度	2019年度	2020年度
就労移行支援	人/月	99	96	105	110	115
	人日/月	1,770	1,614	1,785	1,870	1,955

事業 No. 3	就労継続支援（A〔雇用〕型・B〔非雇用〕型）（第4章 障害福祉計画 p152）
事業種別	日中活動系サービス
概要と今後	A〔雇用〕型は、雇用契約に基づき、生産活動、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。 B〔非雇用〕型は、一般企業等での就労が困難な障害者を対象に、生産活動、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。
指標の説明	日中活動系サービスのうち、就労継続支援（A〔雇用〕型・B〔非雇用〕型）の充実度を計る指標です。

サービス見込み量		第4期実績		第5期推計		
サービス種別	単位	2015年度	2016年度	2018年度	2019年度	2020年度
就労継続支援（A〔雇用〕型）	人/月	78	96	106	111	117
	人日/月	1,585	1,867	2,014	2,109	2,223
就労継続支援（B〔非雇用〕型）	人/月	410	418	460	483	508
	人日/月	7,225	7,458	7,820	8,211	8,636

柱5

子どもの成長への支援

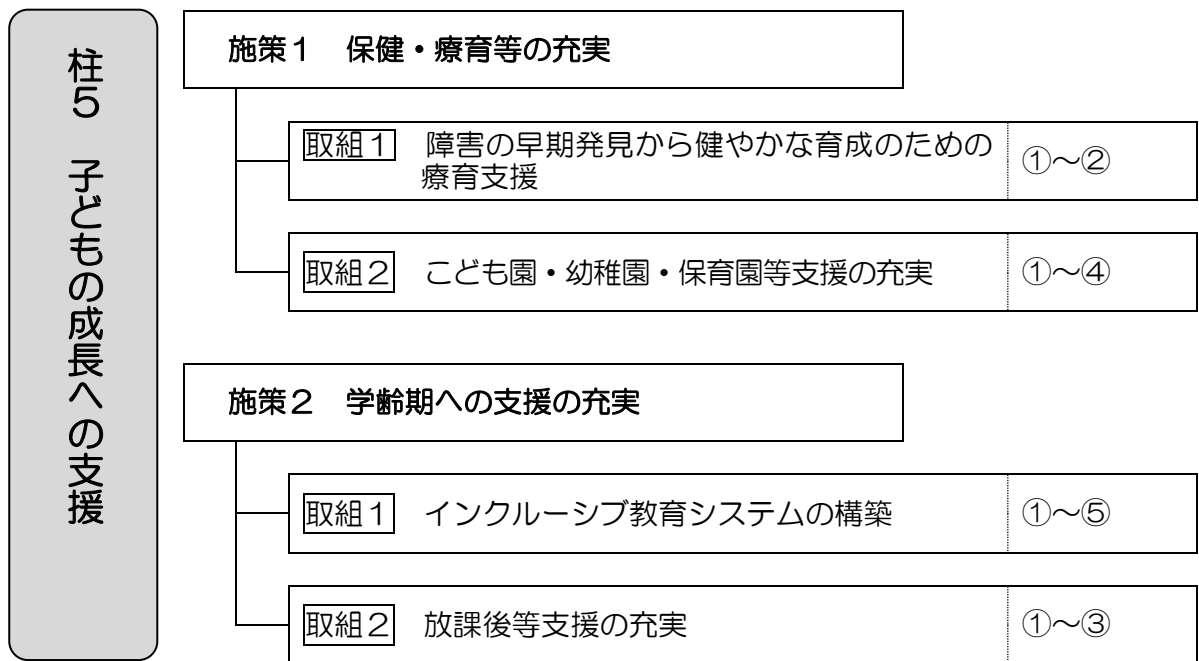
(1) 基本方針

健診等を活用して障害や発達支援の必要のある児童を早期に把握するとともに、適切な療育や福祉サービスの利用につなげるよう、早期支援の充実を図ります。

幼児期は児童発達支援の活用を図るとともに、こども園・幼稚園・保育園での集団生活をサポートする体制構築に取り組みます。

学齢期は児童の特性に応じた多様な教育環境を整備するとともに、特に不足している肢体不自由児や医療的ケア児への対応も含めて放課後や休日の支援、家族の子育てを支える施策を展開します。ライフステージに応じた切れ目のない支援と各段階に応じた関係者の連携を強化します。

(2) 施策の体系



施策 1 保健・療育等の充実

(1) 施策の目的

- ▶ こども発達センターと官民の児童発達支援センターを中核とし、障害のある児童や発達支援の必要な児童の早期発見とフォロー体制、児童発達支援の充実を図ります。
- ▶ こども園・幼稚園・保育園をサポートし、適切な療育支援が受けられ、地域で育つ環境を整備します。

(2) 現状と主な課題

■ 障害の早期発見から健やかな育成のための療育支援

市では、乳幼児健康診査等の母子保健事業に「こども発達センター」から心理相談員を派遣することにより、支援が必要な児童の早期発見に努めています。

保健所と「こども発達センター」の相互の連携が図られることにより、「障害」と確定されない早期の段階から支援が必要な児童への支援が充実してきました。今後は、ライフステージを通じて切れ目なく一貫した療育支援を受けられるよう、相談・通所・入所事業所の支援体制の一層の充実を図るとともに、障害のある児童の家族を支援する体制の整備など、児童発達支援センターを中核的に位置付け、障害児通所事業所等の密接な連携を図り、重層的な支援体制の整備が必要です。

⇒ **取組 1 (103 ページ)**

■ こども園・幼稚園・保育園等支援の充実

児童発達支援と、こども園・幼稚園・保育園の併行利用が可能なことから、療育を受けながら地域のこども園・幼稚園・保育園に在籍する児童が増加しています。本市では、「障害児等療育支援事業」を民間事業者へ委託し、こども園・幼稚園・保育園への巡回支援の充実を図るとともに、公・民の事業所による「保育所等訪問支援事業」の実施にいち早く取組むなど、地域で育つ環境整備に努めてきました。今後は、こども園・幼稚園・保育園への在籍児童の増加に対応するために、両事業のさらなる充実を図ることが必要です。

⇒ **取組 2 (105 ページ)**

取組1 障害の早期発見から健やかな育成のための療育支援

障害のある児童や発達支援の必要な児童を早期に発見し、支援につなげていけるよう、乳幼児健康診査をはじめとする母子保健事業を推進するとともに、支援が必要な児童や家族については速やかにこども発達センターや児童発達支援センターにつなげ、センターを中核的に位置付け、関係事業所により適切な支援を提供します。

① 母子保健事業等の充実

〔こども発達センター〕

概要と方針	支援の必要な児童を早期に発見し、母子等の支援につなげていけるよう、こども発達センターとの密接な連携のもと、養育者への相談体制や乳幼児期の母子保健対策を充実させます。	
主な事業	◇幼児健康検査（㊤地域保健課）	
関連事業		
○発達相談		㊤こども発達センター
○地域子育て支援拠点事業		㊤子育て支援課
○8か月児相談事業		㊤健康保健課
○子育て世代包括支援センター運営事業		㊤健康保健課

「柏市こども発達センター」

発育や発達に不安や心配がある段階の相談・支援から、毎日療育が必要な児童への支援まで、児童の状況に応じてさまざまな支援を提供しています。

また、柏市保健所、民間の児童発達支援事業所、こども園、幼稚園、保育園、柏市教育研究所等といった関係機関と積極的に連携を図り、発見から支援、さらに就学へと円滑に進んでいけるように、その時々に応じて最適な支援を提案できるよう心がけています。

さらにセンターでは、「柏市障害児等療育支援事業」を市内の民間児童発達支援センターに委託し、その中で学齢以降の人の相談・支援にも対応しています。

② 療育支援の充実

〔キッズルーム ひまわり〕

概要と方針	早期支援の充実に対応するため、こども発達センターにおいては、支援を担当する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理相談員等のスタッフを充実させ、適切な支援が適切な頻度で提供できる職員体制を構築することにより、各種支援の充実を図ります。併せて、保護者、家族向けの支援の充実を図ります。 障害のある子どもがライフステージを通じて切れ目のない一貫した療育支援を受けられるよう、児童発達支援センターを中核的な支援施設として位置付け、自立支援協議会こども部会を通して障害児通所支援事業所と密接な連携を図り、重層的な障害児支援の体制整備を推進します。さらに、特に不足している肢体不自由児や医療的ケア児への対応についての取り組みも行います。	
主な事業	◇外来療育相談支援（集団・個別）事業（◎こども発達センター） ◇児童発達支援・医療型児童発達支援・居宅訪問型児童発達支援の充実（◎こども発達センター、㊦障害者相談支援室）	

関連事業		
○キッズルームひまわり(児童発達支援)・キッズルームこすもす(医療型児童発達支援)運営事業 ○障害児等療育支援事業（巡回支援） ○自立支援協議会こども部会の運営支援 ○自立支援協議会相談支援連絡会の運営支援(医療的ケアに関する相談支援専門員の研修) ○喀痰吸引等の特定行為ができるホームヘルパーの育成 ○医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置^{新規}	◎こども発達センター ◎こども発達センター ㊦障害者相談支援室 ㊦障害福祉課 ㊦障害者相談支援室 ㊦障害福祉課 ㊦障害福祉課 ㊦障害者相談支援室	

居宅訪問型児童発達支援とは…

現状のサービスでは、重度の障害等のために外出が著しく困難な障害児に発達支援を受ける機会が提供されていないことから、2018年度より、「居宅訪問型児童発達支援」として、障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害児を対象とした発達支援サービスが提供されます。

取組2 こども園・幼稚園・保育園等支援の充実

こども園・幼稚園・保育園に在籍する障害児が集団生活への適応促進を図るために、保育所等訪問支援、障害児等療育支援(巡回支援)の拡充に努めます。

また、さまざまな機会を利用して、こども発達センターを中心に障害児通所支援事業所とこども園・保育園・幼稚園、教育支援機関等との連携強化を図り、就学までのライフステージごとに切れ目のない支援の充実に努めます。

① こども園・幼稚園・保育園等支援の充実

〔キッズルーム こすもす〕

概要と方針	主に児童に対して直接支援を行う「保育所等訪問支援」と園の職員に対して支援を行う「障害児等療育支援事業(巡回支援)」について、関係機関との連携強化のもと、両事業の長所を活かして使い分けることにより、効率的で実効性の高い支援を行います。		
	市内のこども園・幼稚園・保育園等の職員に『キッズルームひまわり』、『キッズルームこすもす』、『外来集団支援』の活動場面を公開し、支援方法等の理解促進に努めるとともに、各園との連携強化を図ります。		
	発達支援の必要な子どもに対する専任の幼稚園教諭または保育士等を雇用している園に対して補助金を給付します。		
主な事業	◇保育所等訪問支援事業（◎こども発達センター，㊦障害者相談支援室） ◇障害児等療育支援事業（巡回支援）（再掲）（◎こども発達センター）		
関連事業			
○こども園・幼稚園・保育園に対する公開療育・研修会等の開催 ○特定教育・保育施設等運営費等補助金 ○私立幼稚園等運営費等補助金			◎こども発達センター ◎保育運営課 ◎保育運営課

② 障害の有無にかかわらず集団保育の推進

概 要 と 方 針	障害の有無に関わらず集団保育を受けることができるように、市内こども園・保育園と関係する機関の連携強化を促進します。 また、集団保育を希望する医療的ケア児の相談及び保育の環境づくりにも努めます。 肢体不自由児や医療的ケア児への支援者を育成します。	
関連事業		
○障害の有無に関わらない集団保育の推進 ○喀痰吸引等の特定行為ができるホームヘルパーの育成（再掲） ○医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置新規（再掲）		◎保育運営課 ㊦障害福祉課 ㊦障害福祉課 ㊦障害者相談支援室

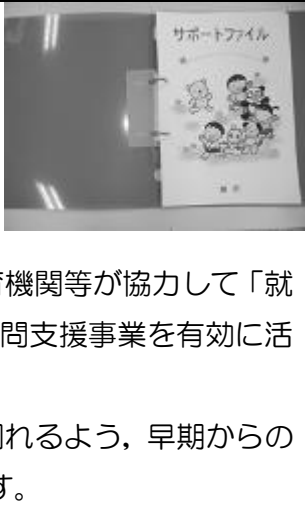
③ 保育相談の実施

〔アシストコール〕

概 要 と 方 針	保育運営課窓口のアシストパートナーが必要に応じて他機関への紹介や情報提供を行います。 また、保育施設において在園児や地域の保護者に対して保育相談を実施します。	
関連事業		
○保育園における保育相談 ○アシストコール・アシストデスク事業		◎保育運営課 ◎保育運営課

④ 就学時の切れ目のない支援の充実

〔ライフサポートファイル〕

概 要 と 方 針	障害や発達気になる児童が、誕生から幼児期、学齢期とライフステージを移行する中で、児童の情報を一貫して管理し、引継ぎを円滑にするため「ライフサポートファイル」の活用を促進します。また、支援を必要とする児童の情報が確実に小学校等に引き継がれるよう、保護者や園・療育機関等が協力して「就学移行支援計画」を作成するとともに、保育所等訪問支援事業を有効に活用し、円滑な引継ぎを行います。 こども園・幼稚園・保育園と小学校との連携が図れるよう、早期からの教育相談・支援体制の構築に向けた取組を行います。	
関連事業		
○ライフサポートファイルの活用促進 ○就学移行支援計画の作成 ○幼保こ小連絡協議会の開催 ○幼保こ小連携研究委員会による調査研究 ○乳幼児保健懇話会の開催 ○早期からの教育相談・支援体制構築事業 ○保育所等訪問支援事業（再掲） ○障害児支援利用計画の作成促進		◎こども発達センター ◎障害者相談支援室 ◎教育研究所 ◎教育研究所 ◎教育研究所 ◎教育研究所 ◎教育研究所 ◎保育運営課 ◎教育研究所 ◎こども発達センター ◎障害者相談支援室 ◎障害者相談支援室

施策2 学齢期への支援の充実

(1) 施策の目的

- ▶ 共生社会の形成に向け、インクルーシブ教育システムの構築を目指し、特別支援教育を推進していきます。
- ▶ 特に不足している肢体不自由児や医療的ケア児への対応も含めて放課後や休日の支援、家族の子育ての負担軽減となる施策を推進します。

(2) 現状と主な課題

■ インクルーシブ教育システムの構築

アンケート調査では、今後力を入れる障害者福祉の取組として「学校教育の充実」、学校生活を送る上で希望する援助として「教職員の専門性」が上位にあげられています。

本人の障害特性に応じた合理的配慮や教育等を推進することはもちろんですが、共生社会の形成に向けて、障害のある児童生徒とない児童生徒とが共に学ぶ仕組みである「インクルーシブ教育システム」の構築を推進していくことが重要です。

このシステムを実現するためには、特別支援教育体制の充実や教職員の専門性の向上、多様な学びの場の整備、交流及び共同学習の推進に努めていく必要があります。

また、障害のある子どもには可能な限り、早期から成人に至るまで、入学・進学・進級等ライフステージが変わっても、切れ目のない支援が受けられるよう、引継ぎの資料として「ライフサポートファイル」、「就学移行支援計画」、「個別の教育支援計画」、「個別の指導計画」等を活用し、福祉・教育の連携による一貫した支援体制の仕組みを構築していく必要があります。

⇒ 取組1（108ページ）

■ 放課後等支援の充実

アンケート調査では、利用したいサービスとして「放課後等デイサービス」や「通学援助」、学校生活で困ることとして「長期休暇時の対応に困る」が多く、放課後支援など障害の特性や家庭の状況に応じた短期入所などの居場所や預かり・外出サービスの充実が求められています。放課後等デイサービスについては、様々な分野からの参入が相次いでおり、質の向上が大きな問題となっており、増加する事業者への適切な指導も必要です。

また、ヒアリング調査では「肢体不自由児や医療的ケアの必要な子ども達も通える放課後等デイサービスの充実」が求められており、整備をしていく必要があります。

⇒ 取組2（111ページ）

取組１ インクルーシブ教育システムの構築

共生社会の形成に向けて、インクルーシブ教育システムの構築を進めます。

障害のある児童生徒がその能力や可能性を最大限に伸ばして、将来自立し、社会参加することができるよう、特別支援教育の充実に努めます。

① 教育・福祉・医療・保育の連携による早期からの支援体制の構築

概要と方針	入学・進学・進級等で、就学先やライフステージ、環境が変わっても、適切な支援や指導が継続して受けられるよう、「ライフサポートファイル」、「就学移行支援計画」、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」等を活用し、教育・福祉・医療・保育の連携による一貫した支援体制の構築を目指します。 また、幼保こ小、小中、中高の接続期の移行をなめらかにし、切れ目のない支援を行うため、関係機関の連携を強化します。
主な事業	◇ライフサポートファイルの活用促進（再掲）（◎こども発達センター， ㊦障害者相談支援室，㊧教育研究所）



関連事業	
○障害児等療育支援事業（再掲）	◎こども発達センター
○保育所等訪問支援事業（再掲）	◎こども発達センター
	㊦障害者相談支援室
○早期からの教育相談・支援体制構築事業（再掲）	㊧教育研究所
○就学移行支援計画の作成（再掲）	㊧教育研究所
○幼保小連絡協議会の開催（再掲）	㊧教育研究所
○特別支援教育コーディネーター連絡会の開催	㊧教育研究所

「ライフサポートファイル」

本市では、障害のあるお子さんや発達支援に配慮を必要とするお子さんを対象にサポートファイルを作成しています。お子さんの大切な成長の記録や医療・福祉サービスなどの利用に関する情報をまとめて整理することで、お子さんの成長とともに、教育、医療、福祉の支援者が変わったときに、スムーズな引継ぎや情報伝達に役立つことを目指しています。

② 多様な学びの場の整備と交流及び共同学習の推進

〔ことばきこえの教室〕

概要と方針	障害のある児童生徒に対して、自立と社会参加を見据え、適切な支援や指導ができるよう、通常の学級における合理的配慮の提供、特別支援学級や通級指導教室の整備、教育支援員(医療的ケアのできる教育支援員を含む)の適正な配置等に努めます。また、通常の学級と特別支援学級、小中学校と特別支援学校との交流及び共同学習の推進を図ります。	
主な事業	◇多様な学びの場の整備（㊦教育研究所）	
関連事業		
○交流及び共同学習の推進		㊦各学校
○居住地校交流		㊦特別支援学校
○教育支援員(医療的ケアのできる教育支援員を含む)の配置		㊦教育研究所

③ 障害に配慮した教育環境の整備

〔体育館入口の段差解消〕

概 要 と 方 針	障害の状態や教育的ニーズに応じて，施設のバリアフリー化やICT の導入等，障害に配慮した教育環境の整備に努めます。	
	多様性を尊重し，より多くの児童生徒にとって学びやすい環境となるようユニバーサルデザインの視点を取り入れた環境づくりや授業づくりを推進します。	
	特別支援教育コーディネーターを中心とした校内支援体制の整備・充実を図ります。	
	その他，通常の学級に在籍する障害のある児童生徒で学校教育法施行令22条の3に該当する児童生徒や特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者に対し，経済的負担を軽減します。	
関連事業		
○障害に配慮した教育環境の整備		㊦学校施設課
○ユニバーサルデザインの視点を取り入れた環境と授業づくり		㊦各学校
○校内支援体制の整備・充実		㊦教育研究所
○特別支援教育就学奨励費		㊦学校教育課

④ 教職員の専門性の向上

〔特別支援学級担任等の専門的な研修〕

概要と方針	一人ひとりのニーズや特性に応じた教育の充実に向け、すべての教職員に対し、特別支援教育に関する研修を実施します。 また、特別支援学級や通級指導教室の担当者等に対しては、より専門的な研修を実施し、巡回相談等による個別の指導・助言を行います。 校内支援体制を充実させるため、特別支援教育専門指導員や担当指導主事等による巡回相談を実施し、適切な支援や指導について助言します。 特別支援教育の専門家による専門家チーム会議において、指導・助言を受けながら、柏市の特別支援教育の推進・充実を図ります。	
関連事業		
○特別支援教育に関する研修 ○特別支援学級担任等の専門的な研修 ○特別支援教育専門指導員等による巡回相談 ○専門家チーム会議の開催		◎教育研究所 ◎教育研究所 ◎教育研究所 ◎教育研究所

⑤ 教育相談・保護者支援の充実

〔パンフレット〕

概要と方針	教育相談窓口に臨床心理士等を配置し、発達障害や不登校・進学等の子育てや教育に関する相談・発達検査等に対応します。 なめらかな就学に向けて、就学移行期における就学相談や早期相談を充実させます。 入学や進学に向けた不安が解消されるよう、就学・進学ガイダンスやパンフレット等で情報提供を行ったり、相談会を実施したりします。 子育ての悩みを解消し、子育ての仲間づくりを行うため、ペアレント・プログラムを実施します。	
関連事業		
○教育相談 ○就学相談（再掲） ○早期からの教育相談・支援体制築事業（再掲） ○就学ガイダンス・進学ガイダンス ○ペアレント・プログラム		◎児童生徒課 ◎教育研究所 ◎教育研究所 ◎教育研究所 ◎教育研究所

取組2 放課後等支援の充実

家庭や状況に応じた預かりサービスが利用できるよう、障害児のための放課後等デイサービス、こどもルームなどの放課後・休日支援を充実させます。

また、肢体不自由児や医療的ケア児も利用できる放課後等デイサービスの充実を図ります。

① 放課後等デイサービス事業等の充実及び質の向上

〔放課後等デイサービス〕

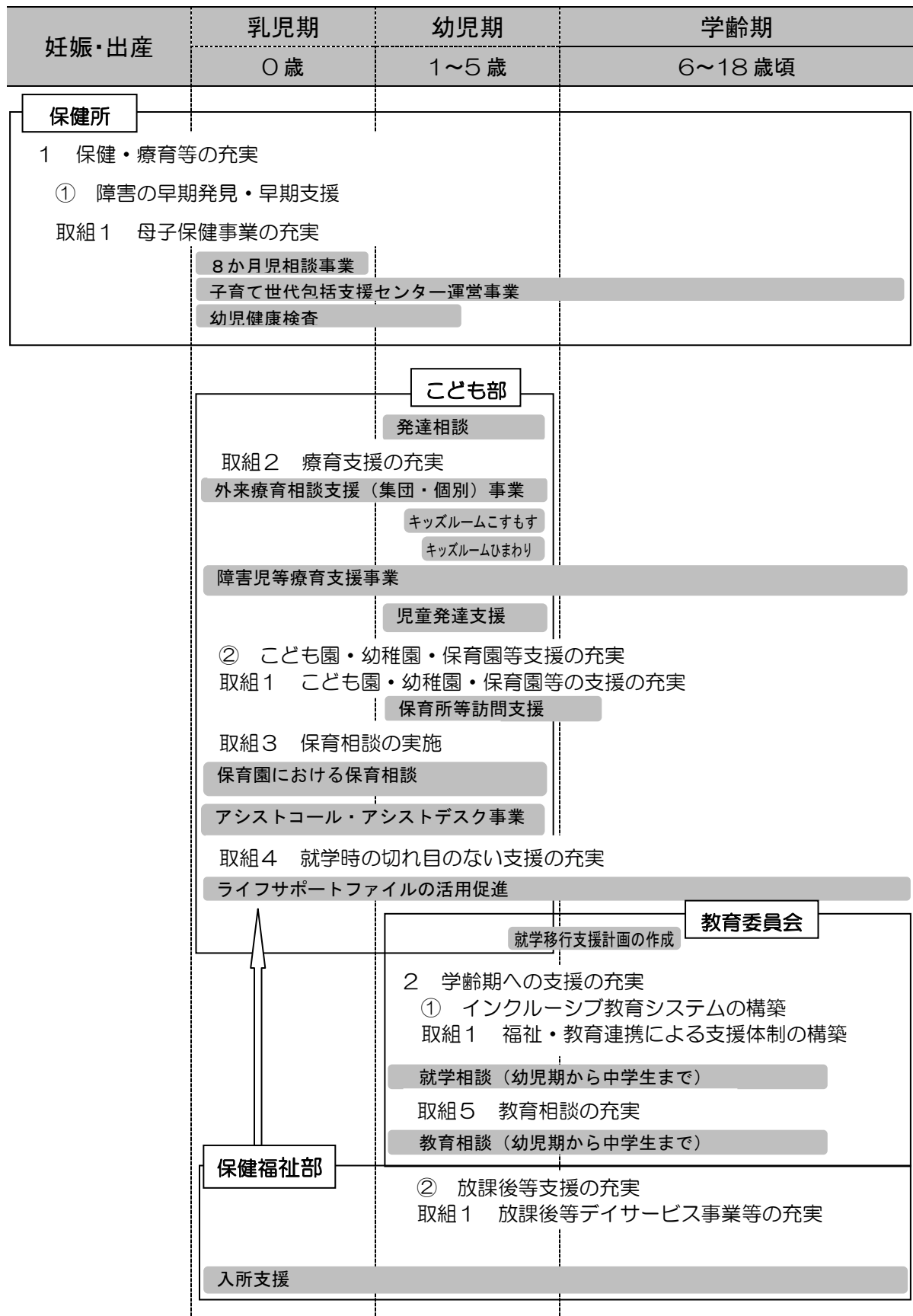
概要と方針	放課後等デイサービス事業については、利用者のニーズに合った適切な支援が行えるよう、放課後等デイサービスガイドラインに基づき、その質の向上のための必要な指導を行います。 肢体不自由児や医療的ケアの必要な子ども達も通える放課後等デイサービスの充実を図るとともに、真に必要な放課後等デイサービス事業を推進します。さらに、障害のある児童生徒のための短期入所や居宅介護・外出支援を充実します。	
主な事業	◇放課後等デイサービスの充実（㊦障害福祉課，㊦障害者相談支援室） ◇障害児事業所の指定指導 ^{新規} （2019年～）（㊦障害福祉課）	
関連事業		
○自立支援協議会こども部会の運営支援(再掲)		㊦障害者相談支援室

② こどもルームでの受け入れ体制の充実

〔柏八小こどもルーム〕

概要と方針	放課後において障害のある児童生徒が安心して過ごせるよう、必要に応じてこどもルーム内の改修を行っていきます。また、障害の理解を深めるため、こどもルーム指導員への内部研修の実施と外部研修の受講を推進するとともに、障害児等療育支援事業による巡回支援を行います。	
関連事業		
○障害に配慮した環境の整備		◎学童保育課
○指導員研修		◎学童保育課
○こどもルームへの巡回指導		㊦教育研究所
○障害児等療育支援事業（巡回支援）（再掲）		◎こども発達センター

■ライフステージ別支援内容



評価・進捗管理（障害福祉計画 数値指標）

障害福祉計画 【柱5 子どもの成長への支援】

（1）基本指針に定める成果指標

事業 No. 1	障害児支援の提供体制の整備等（第4章 障害福祉計画 p148）
国の考え方	① 児童発達支援センターの設置 2020 年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも 1 カ所以上設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。 ② 保育所等訪問支援事業の開始 2020 年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。 ③ 児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業の開始 2020 年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも 1 カ所以上確保することを基本とする。なお、市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。 ④ 協議の場の設置 医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、2018 年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。
指標の説明	障害児支援の提供体制の整備等について、成果を計る指標です。

項目	単位	2020 年度
児童発達支援センター	設置有無	有
保育所等訪問支援事業	開始有無	有
児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業	開始有無	有
協議の場	設置有無	有

(2) 障害福祉サービスの実績と見込み（活動指標）

事業 No. 1	居宅訪問型児童発達支援（新規）（第4章 障害福祉計画 p158）
事業種別	障害児福祉サービス・障害児通所支援
概要と方針	障害児の居宅を訪問し，日常生活における基本的な動作の指導，知識技能の付与等の支援を行います。
指標の説明	障害児通所支援のうち，居宅訪問型児童発達支援の充実度を計る指標です。

サービス見込み量		第4期実績		第5期推計		
サービス種別	単位	2015年度	2016年度	2018年度	2019年度	2020年度
利用児童数	人/月	-	-	1	1	1
	人日/月	-	-	5	5	5

事業 No. 2	医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター（新規） （第4章 障害福祉計画 p159）
事業種別	障害児福祉サービス・障害児通所支援
概要と方針	関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等の配置を行います。
指標の説明	障害児通所支援のうち，医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの充実度を図る指標です。

サービス見込み量		第4期実績		第5期推計		
サービス種別	単位	2015年度	2016年度	2018年度	2019年度	2020年度
配置人数	人/月	-	-	5	6	7

事業 No. 3	児童発達支援・医療型児童発達支援（第4章 障害福祉計画 p157）
事業種別	障害児福祉サービス・障害児通所支援
概要と方針	児童発達支援は、療育の必要性がある未就学児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。 医療型児童発達支援は、肢体不自由の児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行うとともに、身体状況により、治療を行います。
指標の説明	障害児通所支援のうち、児童発達支援・医療型児童発達支援の充実度を計る指標になります。

サービス見込み量		第4期実績		第5期推計		
サービス種別	単位	2015年度	2016年度	2018年度	2019年度	2020年度
児童発達支援	人/月	155	205	226	237	249
	人日/月	1,642	2,111	2,260	2,370	2,490
医療型児童発達支援	人/月	25	27	27	27	27
	人日/月	199	169	216	216	216

事業 No. 4	放課後等デイサービス（第4章 障害福祉計画 p157）
事業種別	障害児福祉サービス・障害児通所支援
概要と方針	小・中・高校生の障害児に対して、放課後や休日、夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的にを行います。
指標の説明	障害児通所支援のうち、放課後等デイサービスの充実度を計る指標になります。

サービス見込み量		第4期実績		第5期推計		
サービス種別	単位	2015年度	2016年度	2018年度	2019年度	2020年度
放課後等デイサービス	人/月	407	491	648	712	784
	人日/月	4,564	5,729	5,832	6,408	7,056

事業 No. 5	保育所等訪問支援（第4章 障害福祉計画 p158）
事業種別	障害児福祉サービス・障害児通所支援
概要と方針	障害児施設で指導経験のあるスタッフが、保育所等を定期的に訪問し、障害児や保育所等の職員に対し、障害児が集団生活に適應するための専門的な支援を行います。
指標の説明	障害児通所支援のうち、保育所等訪問支援の充実度を計る指標になります。

サービス見込み量		第4期実績		第5期推計		
サービス種別	単位	2015 年度	2016 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
保育所等訪問支援	人/月	33	34	36	37	38
	人日/月	34	39	43	44	46

事業 No. 6	障害児相談支援（第4章 障害福祉計画 p159）
事業種別	障害児福祉サービス・障害児相談支援
概要と今後	障害児通所支援を利用する児童を対象に、障害児支援利用計画を作成し、ケアマネジメントを行います。
指標の説明	障害児通所支援を利用する児童を対象とした相談支援の充実度を計る指標です。

サービス見込み量		第4期実績		第5期推計		
サービス種別	単位	2015 年度	2016 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
障害児相談支援	人/月	97	103	113	119	125

柱6

健康・医療体制の充実

(1) 基本方針

障害者が心身ともに健康で、身体機能を維持し、障害の重度化や二次障害を発生することがないよう、健康管理に関する動機づけやリハビリ相談を実施するとともに、疾病を起因として障害を予防するため健康づくりや介護予防を普及します。

医療と福祉の連携を進め、医療的ケアが必要な障害者(児)への在宅支援等の充実を図ります。

精神障害者の地域生活を促進・支援するために、精神疾患や精神保健に係る啓発活動を行うとともに、医療と福祉の連携、グループホーム整備も含めた住まいの確保、退院支援・地域移行等を包括的に実施する地域包括ケアシステムの構築を図ります。

(2) 施策の体系

柱6
健康・医療体制の充実

施策1 健康管理等の支援

取組1	健康管理等の支援	①～②
取組2	専門職によるサービス利用・リハビリ相談	①

施策2 医療・ケア体制の充実

取組1	医療的ケア支援体制の構築	①
取組2	公費負担医療による負担軽減の実施	①
取組3	障害児者の歯科診療・歯科保健の実施	①～②

施策3 精神保健の充実

取組1	専門的体制と相談支援の強化	①
取組2	精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築	①～③

施策 1 健康管理等の支援

(1) 施策の目的

- ▶ 障害者の心身の健康増進を図るとともに、障害の発症予防や重度化防止に努めます。
- ▶ 障害者が在宅生活を続けられるよう、リハビリテーションに関する相談、補装具や福祉サービスの利用支援を行います。

(2) 現状と主な課題

■ 健康管理等の支援

身体障害や要介護状態の発生等をできる限り予防していくため、「一次予防」としての疾病予防・フレイル（虚弱）予防の視点が重要であり、市民の生涯を通じた健康づくりを支援していく必要があります。

アンケート調査では、障害の重度化予防のためにしたいこととして「定期的に病院に通う」「食生活に気をつける」「散歩をする（歩く）」などの割合が高く、各種保健等事業を通じて障害の発生予防や軽減について取り組んでいくことが重要です。

また、市では、従来から実施している「ロコモフィットかしわ」をはじめとする介護予防事業を、2016 年度よりフレイル予防事業と位置づけ、フレイル予防の3つの柱である「栄養（食・口腔機能）・運動・社会参加」に基づいた講座や地域での活動支援を開始しました。

障害者や高齢者の生活機能の低下を早期に発見し、障害の程度の重度化を防止できるよう、フレイル予防事業の推進が求められています。

⇒ **取組 1（119 ページ）**



フレイルとは、加齢とともに、心身の活力（運動機能や認知機能等）が低下することです。
しかし、適切な介入・支援により、生活機能の維持向上が可能です。

■ 専門職によるサービス利用・リハビリ相談

障害者が安心して在宅生活を続けられるためには、リハビリの他、適切な補装具の使用による身体機能のサポートや通所や移動支援等の福祉サービスの利用による社会参加が必要です。2013 年度から障害福祉サービスや補装具の対象に難病が追加され、対象疾患も拡大されていることから、難病患者の福祉サービスや補装具への対応も求められています。

⇒ **取組 2（119 ページ）**

取組1 健康管理等の支援

障害の発生予防、二次障害予防、重度化防止のため、障害者本人や市民全般に対して生活習慣病予防等の健康づくりを推進します。また、身体機能の維持・向上を図るため、リハビリテーションの提供体制を充実させるとともに、これからの高齢社会に対応し、介護予防事業を推進します。

① 生涯を通じた健康づくり、障害の予防

〔手賀沼ふれあいウォーク〕

概要と方針	障害の発生や中途障害の原因疾患となる生活習慣病を予防するため、健康診査、健康教育、健康相談など各種保健事業を充実させます。また、健康の悪化により障害の重度化や二次障害を引き起こすことがないよう、健康情報の提供や講座を開催します。	
関連事業		
○健康診査の実施		㊦健康増進課
○健康教育		㊦健康増進課
○健康相談		㊦健康増進課
○ウォーキングの推進		㊦健康増進課
○柏市地域栄養相談システム		㊦健康増進課

② 高齢期における障害の重度化防止

〔フレイル予防の取組〕

概要と方針	高齢期においても生活機能を維持し、自立した生活が送れるよう、フレイル予防事業を推進します。	
主な事業	◇フレイル予防事業（㊦地域包括支援課）	
関連事業		
○介護予防センター事業		㊦地域包括支援課
○ロコモフィットかしわ		㊦地域包括支援課
○フレイル予防・健康づくり出前講座		㊦地域包括支援課
○地域包括支援センターによる取組		㊦地域包括支援課
○通いの場事業		㊦高齢者支援課

取組2 専門職によるサービス利用・リハビリ相談

① 専門職による相談の充実

〔保健師による相談〕

概要と方針	理学療法士や保健師を配置して、身体障害者や難病患者の補装具や福祉サービス利用に関する相談・利用援助を行うとともに、障害者やその家族、障害福祉サービス事業所等からのリハビリに関する相談に対応し、身体機能の維持・生活の質の向上を図ります。	
関連事業		
○理学療法士、保健師による相談		㊦障害者相談支援室

施策２ 医療・ケア体制の充実

（１） 施 策 の 目 的

- ▶ 医療と福祉の連携を強化するとともに、医療的ケアの必要な障害者（児）への支援体制を構築します。
- ▶ 必要なかたが適切に利用できる医療費助成制度の支援体制を整備します。
- ▶ 障害者の歯科保健事業を推進します。

（２） 現状と主な課題

■ 医療的ケアの支援体制の構築

障害者の医療は、障害の特性等から身近で適切な医療が受けられる状況には必ずしもない実態があります。

アンケート調査では、医師の障害への理解不足といった回答も多く、医療と福祉の連携強化を図ることで、相互理解を深め、両面からの総合的な支援体制が必要とされています。

医療的ケアの支援が必要な障害者（児）の増加とともに、在宅生活を送るための医療的ケアも含めた支援へのニーズが高まっています。アンケート調査やヒアリング調査でも、医療的ケアができるヘルパーの増加や退院する子どもが地域生活に移行する際の支援体制が求められています。

本市では、2013年度に「柏市障害児等医療的ケア支援連絡会」を設置し、医療や福祉の関係機関や庁内関係部署の連携を促進し、医療的ケアの必要な障害児者の支援体制構築に向けた取組みを進めてきました。今後は家族による介護の負担軽減のために、喀痰吸引等研修を修了したホームヘルパーをさらに確保するなど、一層の取組みが必要です。

⇒ **取組１（121 ページ）**

■ 公費負担医療による負担軽減の実施

心身の障害や疾病による通院や入院による医療費負担は時にその負担が大きくなる場合があります。本市では県と連携し、重度心身障害者医療費助成制度の現物給付化を2015年度から実施する等、より利用しやすい助成制度への変更に努めてきました。

精神疾患など長期に渡り治療が必要な場合は、その負担により治療が中断することがないように支援する必要があります。自立支援医療費や重度心身障害者（児）医療費等の助成制度により公費負担医療を継続する必要があります。

⇒ **取組２（122 ページ）**

■ 障害児者の歯科診療・歯科保健の実施

歯科診療の分野については、2010年からウェルネス柏において、一般歯科診療所では治療が困難な障害者（児）などに「特殊歯科診療事業」を実施しています。

引き続き、身近な診療所として活用していただけるよう、かかりつけ歯科医など医療関係者との連携を強化する必要があります。

⇒ **取組３（122 ページ）**

取組1 医療的ケアの支援体制の構築

医療的ケアが必要な障害者（児）への支援体制を構築するために、医療と福祉の関係機関による連携を強化するとともに、喀痰吸引等の特定行為ができるホームヘルパーや医療的ケア児に関するコーディネーターの配置等の人材育成を行います。

① 医療的ケアの支援体制の構築

〔ホームヘルパーの育成〕

概要と方針	医療的ケアを必要とする障害者（児）が安心して地域生活を送れるよう、医療的ケアに対応できるホームヘルパーや相談支援専門員、コーディネーターの育成を行います。	
	また、委託相談支援事業を活用し、医療的ケアに対応できる相談場所を確保するとともに、支援策の検討や医療と福祉の関係機関の連携を障害児等医療的ケア支援連絡会を活用して進めます。	
主な事業	◇障害児等医療的ケア支援連絡会の開催（㊤障害者相談支援室）	
関連事業		
○委託相談支援事業を活用した相談場所の確保		㊤障害者相談支援室
○自立支援協議会相談支援連絡会の運営支援(医療的ケアに関する相談支援専門員の研修)（再掲）		㊤障害福祉課 ㊤障害者相談支援室
○喀痰吸引等の特定行為ができるホームヘルパーの育成（再掲）		㊤障害福祉課
○医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置		㊤障害福祉課
新規（再掲）		㊤障害者相談支援室

「医療的ケア」と福祉サービスとは…

「医療的ケア」とは、医師の指導の下に、保護者や看護師が日常的・応急的に行っている経管栄養、痰（たん）の吸引等の医行為を指します。

また、NICU等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な障害児を「医療的ケア児」と呼称します。

2012年に制度改正が行われ、医療との連携のもと、一定の研修を受けた介護職員が「たんの吸引」と「経管栄養」など一部の医療的ケアを行うことができるようになったことにより、医療的ケアができるホームヘルパーを利用することで退院が可能となりやすくなるなど、在宅生活の支援が行われています。

取組2 公費負担医療による負担軽減の実施

公費負担医療の継続により医療費の負担軽減を行います。

① 医療費の助成

〔重度心身障害者（児）医療費助成受給券〕

概要と方針	心身障害の状態の軽減や自立した日常生活・社会生活を営むために必要な育成医療費や更生医療費を助成し、障害者の経済的支援を推進します。 また、一人ひとりの障害の状況や健康状態に応じて、適切な医療行為が受けられるよう環境を整えていくとともに、重度心身障害者（児）医療費や精神障害者入院費の助成を継続します。	
関連事業		
○自立支援医療（精神通院・育成医療・更生医療） ○重度心身障害者（児）医療費助成 ○精神障害者入院費助成 ○未熟児養育療養医療の給付 ○小児慢性特定疾病医療支援事業		㊤障害福祉課 ㊤障害福祉課 ㊤障害福祉課 ㊤地域保健課 ㊤地域保健課

取組3 障害児者の歯科診療・歯科保健の実施

障害者の歯科診療・歯科保健の充実を図ります。

① 特殊歯科診療事業の実施

〔特殊歯科診療所〕

概要と方針	一般の歯科診療所では治療が難しいかた（障害者・児、要介護者）を対象に歯科診療をはじめ、予防処置や摂食・嚥下（せっしょく・えんげ）機能療法などの指導や訓練を実施します。	
関連事業		
○特殊歯科診療事業		㊤柏市医療センター

② 障害者（児）歯科保健事業の実施

概要と方針	こども発達センター及び市内障害者施設において、口腔衛生の自己管理及び治療が難しい障害者（児）を対象に、歯科疾患予防や安全に食べるための支援、歯科相談などを実施し、歯科保健の充実を図ります。	
関連事業		
○障害者（児）の歯科保健指導・啓発		㊤地域保健課

施策3 精神保健の充実

(1) 施策の目的

- ▶ 専門的体制と相談支援を強化し、心の健康対策の充実を図ります。
- ▶ 精神障害者の地域生活を促進・支援するために、精神疾患や精神保健に係る啓発活動を行うとともに、医療と福祉の連携を進め地域包括ケアシステムの構築を図ります。

(2) 現状と主な課題

■ 専門的体制と相談支援の強化

精神疾患患者や精神障害者は年々増加傾向にあり、本市においても精神障害者保健福祉手帳を取得する人は2016年度末で2,700人を越えています。障害福祉サービスの利用のため、福祉サービス受給者証の交付を受ける利用者也2016年度末で600人に迫っていますが、両者の数には大きな開きがあり、一般就労や高齢者で介護保険サービスを利用している人数を除いても、なお福祉サービスのにつながっていない人が多くいる状況です。ひきこもりの状態にある方も含め、福祉サービスの利用に至るまで、長期に渡り相談対応を要するケースもあり、市役所や保健所、委託相談支援事業所に精神保健福祉士を中心とした専門職を配置し、相談支援体制を強化することが必要です。

⇒ **取組1（124ページ）**

■ 精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築

法改正により、国の精神保健福祉施策の流れは、「長期入院から地域生活へ」「精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築」に進んでいます。医療と福祉の連携、グループホーム等の地域生活の基盤整備、ピアサポーターの活動による当事者による支援の提供等、さまざまな施策を連携させて構築して行く体制づくりが必要となっています。本市では、これまで県事業の精神障害者地域移行支援協議会と柏市自立支援協議会相談支援部会が連携し、精神障害者の退院促進と地域移行に取り組んできましたが、広く地域生活を支えるための医療と福祉の関係機関による協議の場の設置も求められています。

⇒ **取組2（125ページ）**

取組１ 専門的体制と相談支援の強化

保健所や市役所に精神保健福祉士等の専門職員を配置し、両者が連携し、またその役割を関係機関や市民にわかりやすく周知することで、相談しやすい環境を整えます。委託相談支援事業を活用し、専門職を配置した地域の相談場所を確保します。

① 専門職による相談支援と連携の強化

概要と方針	保健所や市役所，委託相談支援事業所に精神保健福祉士等の専門職を配置して，心の健康や医療に関する相談，福祉サービス等の生活相談に対応する多様な相談窓口を確保するとともに，対象者本人のみならず家族や支援者等も含めた支援を実施します。	
関連事業		
○専門職による精神保健福祉に関する相談支援		㊦保健予防課 ㊦障害者相談支援室
○精神科医師によるこころの健康相談・アルコール悩み事相談		㊦保健予防課
○アルコール相談事業（酒害教室，家族教室，減酒プログラム）		㊦保健予防課
○ひきこもり相談		㊦保健予防課 ㊦障害者相談支援室 ㊦社会福祉協議会
○委託相談支援事業を活用した相談場所の確保（再掲）		㊦障害者相談支援室

取組2 精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害者の地域生活の支援、退院から地域生活への移行の促進のため、居住支援と地域支援の一体的な機能を持った地域生活支援拠点による体験の場の提供や緊急時の24時間相談受付や短期入所等による受け入れ、地域定着支援の利用等の多様なサービスを提供します。またグループホームを中心とした居住の場の確保を進めるとともに、当事者による支援の提供を進めるためのピアサポーターの養成を行います。支援策の検討や医療と福祉の関係機関の連携を強化するために、精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築のための関係者協議の場を設置します。

関係者や市民に対する精神疾患や精神保健に関する正しい理解の促進を図るため、普及啓発活動を行います。

① 精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築

概要と方針	地域包括ケアシステムの構築のために、地域生活支援拠点における相談、体験、緊急対応、地域移行支援による退院支援と地域生活促進、地域定着支援による単身生活者等のサポート、グループホーム整備等による住まいの確保及びピアサポーターの養成による当事者による支援の提供の取組を進めます。 また、支援策の検討や医療と福祉の連携のために関係機関による協議の場を設置します。
主な事業	◇精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築のための関係者協議の場の設置（㊦保健予防課、㊦障害者相談支援室、㊦障害福祉課）
関連事業	
○地域生活支援拠点事業（地域定着支援の利用促進）（再掲）	㊦障害福祉課
○地域移行支援利用推進（再掲）	㊦障害者相談支援室
○地域活動支援センターを中心としたピアサポーターによる支援の提供	㊦障害福祉課
	㊦障害者相談支援室
	㊦保健予防課



② 普及啓発の推進

概 要 と 方 針	精神疾患に関する正しい知識を普及するため、市民向けの出前講座，市民講座等を開催します。福祉活動に携わる市民ボランティアに対しても理解を深める講座を開催します。	
関連事業		
○市民向けの精神疾患に関する講座・出前講座		保健予防課
○精神科医等による市民講座		保健予防課
○精神保健福祉ボランティアフォローアップ講座		保健予防課
○精神保健福祉リーフレットの作成・研修の実施		保健予防課
		障害者相談支援室

精神障害者地域移行支援協議会とは…

「地域生活への移行」の傾向が強まる中で、精神科病院に長期入院（社会的入院）している精神障害者の退院、地域生活への移行も重要な課題となっています。

精神障害者地域移行支援協議会は、この課題に対応するために千葉県が県内の各圏域に設置しています。

柏圏域（柏市）では、市内事業者が県から委託を受け協議会を開催し、精神科病院への啓発活動や地域生活移行の経験者と入院患者との交流などの取り組みを進めています。柏市は県事業との協働の観点から柏市自立支援協議会の相談支援部会に位置づけて、市の精神保健福祉士を委員とするなど体制構築に努めています。

法改正により、精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築への取り組みが必要となる中で、退院と地域生活移行をテーマとする当協議会の他に、退院後に地域生活を定着させるための支援など、生活全般への支援体制の構築が新たな課題となっています。

評価・進捗管理（障害福祉計画 数値指標）

障害福祉計画 【柱6 健康・医療体制の充実】

（１）基本指針に定める成果指標

事業 No. 1	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 (第4章 障害福祉計画 p144)
国の考え方	① 障害保健福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置状況 2020 年度末までに全ての障害保健福祉圏域ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することを基本とする。 ② 市町村ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置状況 2020 年度末までに全ての市町村ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することを基本とする。市町村単独での設置が困難な場合には、複数市町村による共同設置であっても差し支えない。 ③ 精神病床における1年以上長期入院患者数（65 歳以上，65 歳未満） 2020 年度末の精神病床における1年以上長期入院患者数（65 歳以上，65 歳未満）を，国が提示する推計式を用いて設定する。 ④ 精神病床における早期退院率（入院後3 か月時点，6 か月時点，1 年時点） 2020 年度における入院後3 か月時点の退院率を69%以上，6 か月時点の退院率を84%以上，1 年時点の退院率を90%以上とすることを基本とする。
指標の説明	精神障害者が地域生活へ移行するための成果を計る指標です。

（２）障害福祉サービスの実績と見込み（活動指標）

事業 No. 1	生活訓練等事業（第4章 障害福祉計画 p167）
事業種別	地域生活支援事業・その他の事業
概要と方針	在宅の心身に障害を有するかたに対し，日常生活の質の向上及び社会的自立を促すことを目的とした事業等を行います。また，2019 年度からは，実施場所である教育福祉会館の耐震化等工事が予定されているため，これに合わせて実施内容等の見直しを予定しております。
指標の説明	生活訓練等の充実度を計る指標です。

サービス見込み量		第4期実績		第5期推計		
サービス種別	単位	2015 年度	2016 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
生活訓練等事業	人/年	91	61	50	50	50

柱7

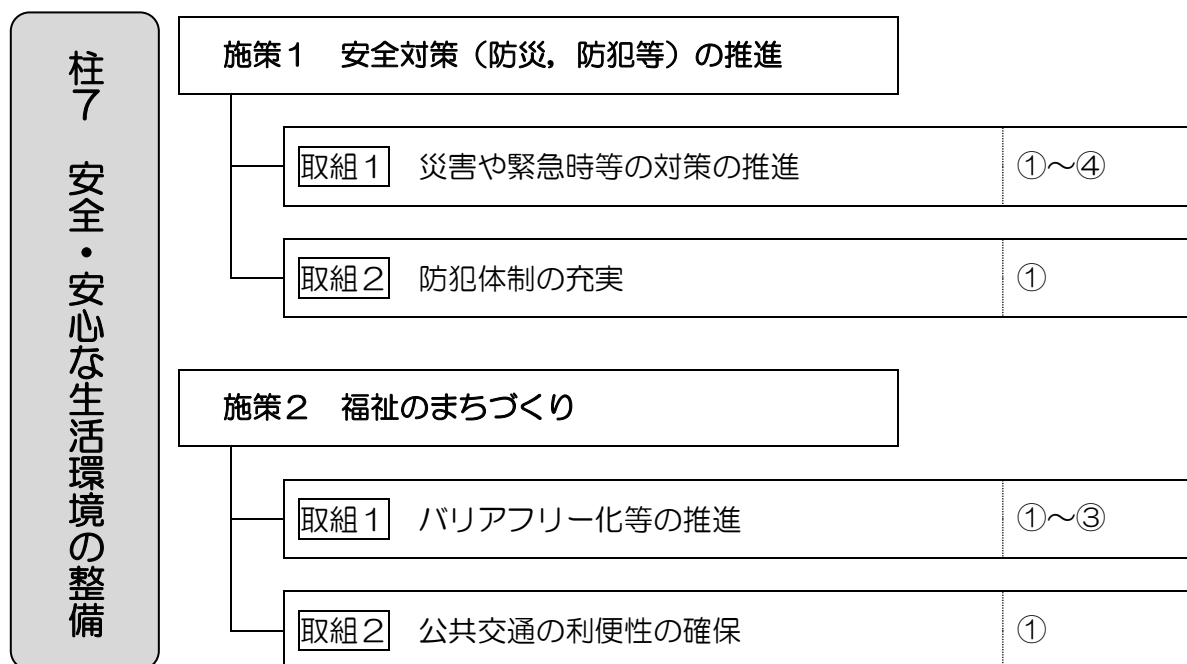
安全・安心な生活環境の整備

(1) 基本方針

障害者が住みなれた地域で安全・安心な生活を実現するため、災害や犯罪の被害に遭うことがないように、地域における見守り体制を充実させるなど、地域ぐるみで障害者の防災・防犯体制の充実を図ります。

また、障害者でも安全に外出し、社会参加ができるようバリアフリー化等の推進や公共交通の利便性の確保など「福祉のまちづくり」を推進します。

(2) 施策の体系



施策 1 安全対策（防災、防犯等）の推進

（１）施策の目的

- ▶ 障害者に配慮した災害時の避難支援体制や避難所整備を推進します。
- ▶ 障害者が犯罪行為の対象にならないよう、防犯体制の整備を推進します。

（２）現状と主な課題

■ 災害や緊急時等の対策の推進

東日本大震災では、地域住民自身による自助、地域コミュニティにおける共助が、避難誘導・避難所運営等において重要な役割を果たしました。

市では、柏市防災福祉K-Net事業により、災害時における要配慮者の支援に努めているところですが、アンケート調査では、登録していないかたが約５割、知らないかたが約３割という結果のほか、災害時に近所に助けを求められる人がいないかたが約４割という結果になりました。

災害対策基本法の改正により、市が「避難行動要支援者名簿」を作成することが義務づけられたことから、柏市防災福祉K-Netを主軸とした要配慮者の支援体制を強化するとともに、更なる周知・啓発活動を進めることが必要です。

また、アンケート調査では、災害が起きたときに支援してほしいこととして、「災害情報の提供」という回答がどの障害でも多くなっています。

市では、障害関係施設を災害時に要配慮者の避難所施設として活用できるよう、協定締結を進めています。引き続き、障害者に配慮した災害情報の提供方法、避難体制、避難所の確保を進めることが重要です。

⇒ 取組 1（131 ページ）

■ 防犯体制の充実

2016 年度に、神奈川県相模原市の障害者支援施設において、多数の入所者の尊い命が奪われる痛ましい事件が発生しました。

障害者は、犯罪や事故の被害に遭う危険性が高く、不安感も強いことから、障害者を犯罪から守り、安全・安心なまちづくりを推進するため、防犯体制の強化に努める必要があります。

⇒ 取組 2（133 ページ）

取組1 災害や緊急時等の対策の推進

災害時に、障害者が周囲の支援を受けながら速やかに避難できるよう、「災害時要配慮者対策」を推進します。さらに、避難所でもパニック等を起こさずに安心して過ごせるよう、障害に配慮した避難所の整備に努めます。

① 災害時要配慮者対策の充実

災害時障害者支援ハンドブック

概要と方針	「柏市防災福祉 K-Net」を中心として、地域の実情を踏まえた障害者の支援体制の構築・強化を促進します。 また、各自主防災組織等が開催する防災講習会において、防災安全課職員が災害時要配慮者対策や支援事項等について説明を行います。	
主な事業	◇「柏市防災福祉K-Net」（☎社会福祉課，☎防災安全課）	
関連事業		
○避難行動要支援者名簿の整備・活用		☎社会福祉課 ☎防災安全課
○災害時障害者支援ハンドブックの配布（再掲）		☎障害福祉課 ☎障害福祉課

「柏市犯罪発生マップ」

本市では、柏市犯罪発生マップを年に2回作成し、町会・自治会・区等で回覧しています。

この柏市犯罪発生マップには、住宅対象侵入盗、自動車盗、車上・部品ねらい、ひったくりの4罪種等の発生状況を、コミュニティエリア別、大字別に表示しています。



② 緊急時を想定した障害者への対応

〔緊急通報システム〕

概要と方針	緊急時に、あらかじめ登録のある聴覚障害者が自宅や市内各所で事故に遭遇した際など、携帯電話のインターネット回線を利用し、消防車、救急車の要請を緊急通報システム（NET119）にて受け付けます。登録されていないかたの緊急通報は、ファックスにて受け付けます。 また、災害が発生した際などに、あらかじめ登録のあるかたへ、状況によりファックスやメール、ツイッターによる情報発信を行います。	聴覚や言語に障がいのある方へ 119 NET119緊急通報システム をご利用ください 
--------------	---	---

関連事業	
○ファックス119 ○NET119 新規 ○かしわメール配信サービスやツイッターによる情報発信 ○聴覚障害者への災害情報ファックス配信	警防課 警防課 防災安全課 広報広聴課 障害福祉課

③ 障害に配慮した避難所の整備

〔防災訓練〕

概要と方針	市内の障害者入所施設や旅館等と協定を結び、災害発生時に、要配慮者を対象とした二次的避難所（福祉避難所）を開設します。 また、各避難所において、聴覚障害者への情報支援策としてホワイトボードなどの配備を進めるとともに、各拠点に手話通訳者や要約筆記者を派遣します。	
--------------	---	---

関連事業	
○二次的避難所（福祉避難所）の設置 ○避難所におけるホワイトボードなどの設置 ○災害時における意思疎通支援者の派遣	防災安全課 障害福祉課 防災安全課 障害福祉課

④ 緊急時の円滑な支援

〔ヘルプカード〕
〔救急医療情報キット〕

概要と方針	災害時の備えとなるヘルプカードを配布するとともに、聴覚障害者を対象に災害時の情報ツールとして「防災ミニブック」を配布します。	あなたの支援が必要です。 ヘルプカード  千葉県 
	また、災害時要配慮者のうち柏市防災福祉キーNet登録者を対象に、「救急医療情報キット」を配布し、災害時や救急時における活用を図ります。	
主な事業	◇ヘルプカードの配布（㊟障害福祉課）	
関連事業		
○災害時あんしんマップ ○聴覚障害者用防災ミニブックの配布 ○救急医療情報キットの配布		㊟防災安全課 ㊟障害福祉課 ㊟社会福祉課

取組2 防犯体制の充実

障害者について、訪問販売などを含む犯罪から守り、安全・安心なまちづくりを推進するため、地域の防犯体制を強化します。

① 障害者を犯罪から守る体制の整備

〔サポカー〕

概要と方針	障害者をはじめ、地域住民が犯罪被害に遭わないよう、防犯体制を強化します。また、消費生活（悪質商法含む）に関する相談や消費者講座を行い、消費者被害の発生防止に努めます。	
関連事業		
○犯罪発生マップの配布 ○不審者情報等のメール配信 ○市民安全パトロール隊事業（サポカー）による地域巡回 ○消費者生活相談 ○消費者教育		㊟防災安全課 ㊟防災安全課 ㊟防災安全課 ㊟消費生活センター ㊟消費生活センター

施策２ 福祉のまちづくり

(１) 施策の目的

- ▶ 障害者が安心して外出できるバリアフリー環境を整備します。
- ▶ 障害者の社会参加を支援するため、公共交通の利便性を向上させます。

(２) 現状と主な課題

■ バリアフリー化等の推進

市では、2010年3月に「柏市バリアフリー基本構想」を策定するなど、バリアフリーへの環境整備を進めています。

しかし、アンケート調査によると、バリアフリー化を進めていく上で力を入れてほしいこととして、「道路の整備」や「公共機関の整備」が上位回答となっています。また、ヒアリングでは、障害者でも歩きやすい歩道の整備が求められています。

歩道の傾斜や凹凸の改善、安全に歩行ができる空間の確保、多目的トイレ設置など誰もが利用しやすいハード面のバリアフリー化等環境整備に取り組む必要があります。

⇒ 取組１（134 ページ）

■ 公共交通の利便性の確保

地域には、車いすのかたなど公共交通機関を利用することが困難なかたや、公共の交通機関がなく移動が不便な地域に住んでいるかたなど、移動に配慮が必要なかたがいます。

アンケート調査では、バリアフリー化を進めていく上で力を入れてほしいこととして、「公共交通の整備」が上位回答となっています。特に、肢体不自由障害で５割を超える回答となっています。

障害者の外出や就労・地域活動などへの積極的な参加を促進するため、移動しやすい環境づくりを進める必要があります。

⇒ 取組２（135 ページ）

取組1 バリアフリー化等の推進

障害者、高齢者、子どもなど、誰もが安全で、使いやすいまちづくりを目指して、道路、建築物、公園、交通施設など都市基盤施設や公共交通におけるバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化を推進・促進します。

① 障害者に配慮した都市基盤の整備

〔多目的トイレ〕

概要と方針	障害者や高齢者など、誰もが利用しやすい都市基盤整備に努めます。	
主な事業	◇「福祉のまちづくり」基準の適合指導（㊦障害福祉課，㊦建築指導課）	

関連事業		
○安心して利用できる公園の整備及び管理	㊦公園緑政課	
	㊦公園管理課	
○交通安全対策	㊦道路保全課	
○柏市バリアフリー基本構想	㊦都市計画課	
○市営駐輪場の「思いやりスペース」の設置	㊦交通施設課	
○安心して通行できる道路・歩行空間の整備	㊦道路整備課	
○学校施設のバリアフリー整備	㊦学校施設課	
○多目的トイレの設置	㊦地域支援課	
○教育福祉会館耐震改修等工事 ^{新規} （再掲）	㊦公民館	
	㊦社会福祉課	
	㊦高齢者支援課	
	㊦障害福祉課	
○鉄道駅のバリアフリー整備	㊦交通政策課	

② 歩行の妨げとなる違法物への対策強化

概要と方針	無許可の立て看板の撤去や、路上に設置・陳列されている看板や商品の撤去指導を実施し、安全に歩行できる空間を確保します。 また、「放置自転車対策事業」として、自転車等放置禁止区域における放置自転車等を防止する対策を講じます。	
-------	---	---

関連事業		
○歩行の妨げとなる違法物対策	㊦道路総務課	
○放置自転車対策事業	㊦交通施設課	

③ 公共交通のバリアフリー化

〔ノンステップバス〕

概要と方針	今後も交通事業者との連携を図りながら、ノンステップバスやUDタクシーの導入を推進します。	
関連事業		
○バリアフリー化設備等整備事業		④交通政策課

取組2 公共交通の利便性の確保

障害者の方を含め市民の方の社会参加や通院・通勤・通学の移動手段である公共交通の利便性を確保します。

① 日常移動手段の確保

〔カシワニクル〕

概要と方針	公共交通機関の状況から配慮が必要な地域において、身体の不自由な方を含め市民の日常移動手段の確保を目的に、かしわ乗合ジャンボタクシー及び予約型相乗りタクシー「カシワニクル」を運行します。	
関連事業		
○かしわ乗合ジャンボタクシー及び予約型相乗りタクシー「カシワニクル」		④交通政策課

「カシワニクル」

本市では、地域の皆さんの買物や通院などの日常生活あるいはレクリエーションや観光など、沼南地域の移動手段として予約制の相乗りタクシー「カシワニクル」が運行しています。

同じ方向に行きたい人がいる場合、バスのように他の人と相乗りしながら目的地に向かいます。

第 4 章 ・ 障害福祉計画

ノーマライゼーションかしわプラン 第 3 期柏市障害者基本計画（後期計画）・第 5 期障害福祉計画

第 1 節	障害福祉計画の基本指針……………	139
第 2 節	成果目標……………	142
第 3 節	活動指標（障害福祉サービスの見込み）……………	149
第 4 節	地域生活支援事業の見込み……………	160

■障害福祉サービス（障害福祉計画）の体系

大項目	中項目	小項目	基本 計画 (柱)	基本 計画 (ページ)
第1節 障害福祉計画 の基本指針	(1) 計画の策定に当たって		—	—
	(2) 国の基本指針の概要		—	—
	(3) 第5期計画の数値目標のポイント		—	—
第2節 成果目標	(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行		3	P83
	(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築		6	P127
	(3) 地域生活支援拠点等の整備		3	P83
	(4) 福祉施設から一般就労への移行等		4	P99
	(5) 障害児支援の提供体制の整備等【障害児福祉計画】		5	P113
第3節 活動指標 (障害福祉 サービスの 見込み)	(1) 訪問系サービス	①居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援	3	P84
	(2) 日中活動系 サービス	①生活介護	3	P85
		②自立訓練（機能訓練・生活訓練）	3	P85
		③就労移行支援	4	P100
		④就労継続支援（A〔雇用〕型・B〔非雇用〕型）	4	P100
		⑤就労定着支援【新規】	4	P100
		⑥療養介護	3	P86
		⑦短期入所（ショートステイ）（福祉型・医療型）	3	P86
	(3) 居住系サービス	①自立生活援助【新規】	3	P86
		②共同生活援助（グループホーム）	3	P87
		③施設入所支援	3	P87
	(4) 相談支援関連	①計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援	2	P71
	(5) 障害児福祉サービス【障害児福祉計画】			
	1 障害児通所支援	①児童発達支援・医療型児童発達支援	5	P115
		②放課後等デイサービス	5	P115
		③保育所等訪問支援	5	P116
		④居宅訪問型児童発達支援【新規】	5	P114
	2 障害児相談支援	①障害児相談支援	5	P116
		②医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター【新規】	5	P114
第4節 地域生活支援事業の見込み	(1) 必須事業	①理解促進研修・啓発事業	1	P58
		②自発的活動支援事業	1	P58
		③相談支援事業	2	P72
		④日常生活用具給付等事業	3	P88
		⑤移動支援事業	3	P89
		⑥地域活動支援センター事業	3	P89
		⑦意思疎通支援事業	2	P72
		⑧手話奉仕員養成研修事業	2	P73
		⑨専門性の高い意思疎通支援事業	2	P73
	(2) その他の事業	①日中一時支援事業	3	P89
		②訪問入浴サービス事業	3	P90
		③生活訓練等事業	6	P127
		④点字・声の広報等発行事業	2	P73
		⑤奉仕員養成・研修事業	2	P74

第1節 障害福祉計画の基本指針

(1) 計画の策定に当たって

「第5期柏市障害福祉計画」は、2018年度から2020年度までの障害福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業を提供するための体制確保が、総合的かつ計画的に行えるように策定するものです。

策定に当たっては、国で策定する「基本指針」に基づく必要があるとされています。「基本指針」には、以下の基本理念、基本的事項などの考え方が示されるとともに、2020年度末の目標を設定する旨が示されています。

本市においても、これらの国の考え方を踏まえ、サービス提供事業者と連携をとりながら提供体制の充実を図ります。

(2) 国の基本指針の概要

基本指針の理念：

**自立と共生の社会を実現
障害者が地域で暮らせる社会に**

【配慮する点】

- 1 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- 2 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- 3 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- 4 地域共生社会の実現に向けた取組
- 5 障害児の健やかな育成のための発達支援

【障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方】

- 1 全国で必要とされる訪問系サービスの保障
- 2 希望する障害者等への日中活動系サービスの保障
- 3 グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備
- 4 福祉施設から一般就労への移行等の推進

【相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方】

- 1 相談支援の中核機関である「基幹相談支援センター」の有効活用
- 2 地域移行支援・地域定着支援に係るサービス提供体制の確保
- 3 発達障害者等に対する支援
- 4 協議会の設置等

【障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方】

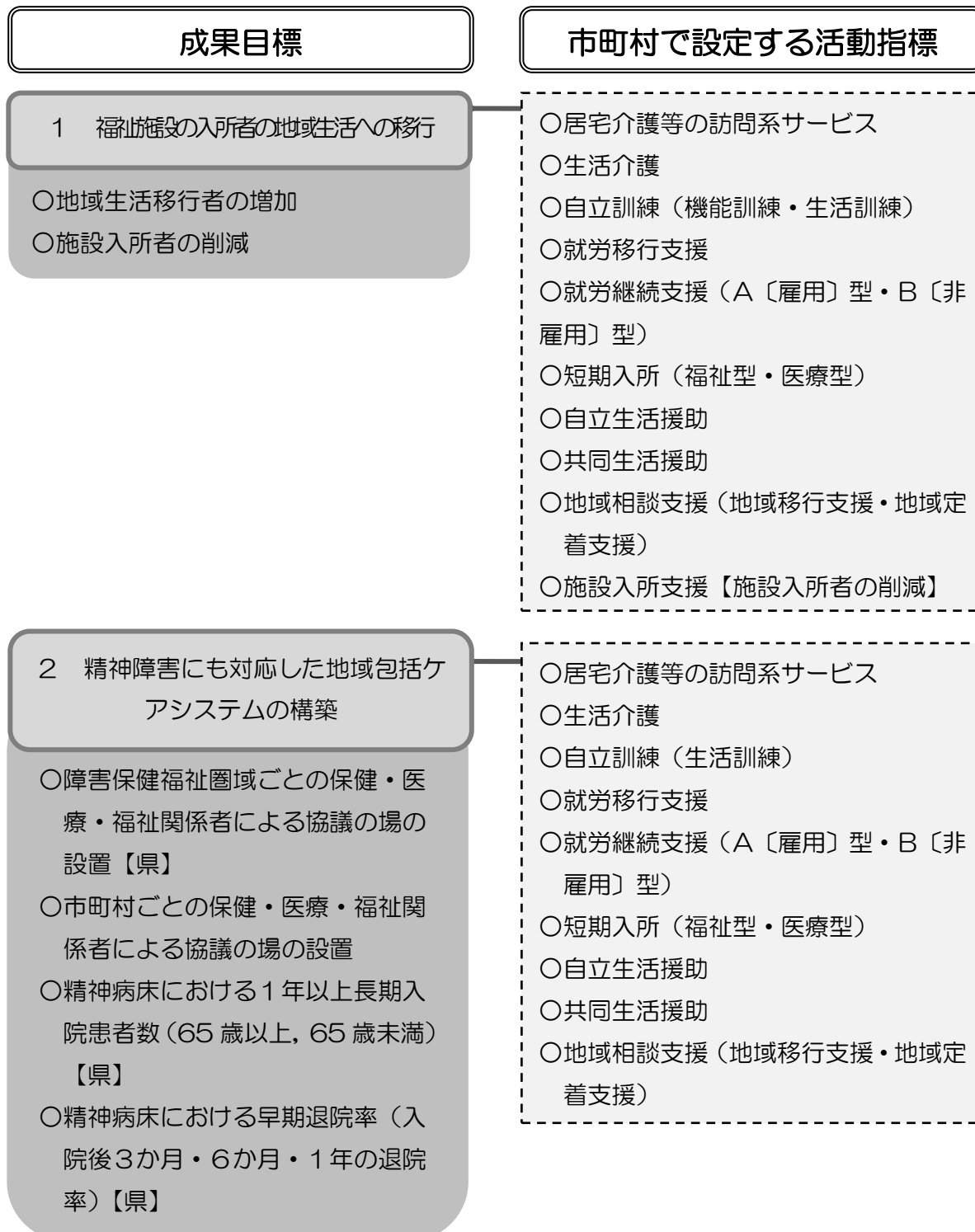
- 1 地域支援体制の構築
- 2 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援
- 3 地域社会への参加・包容の推進
- 4 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備
- 5 障害児相談支援の提供体制の確保

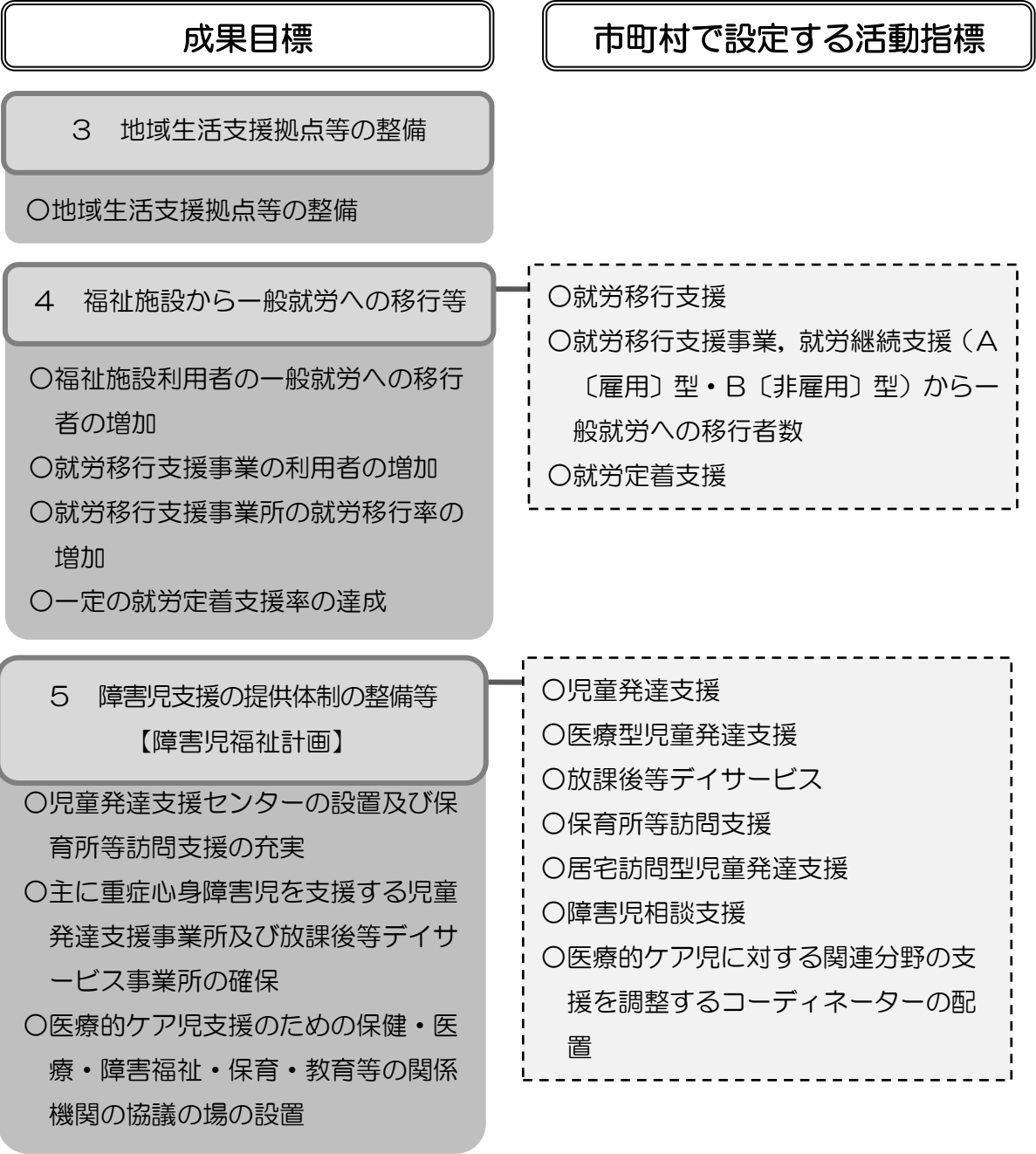
(3) 第5期計画の数値目標のポイント

第5期計画を策定するに当たっては、提供体制の確保に係る目標として、5つの「成果目標」を設定することとされています。

また、成果目標を達成するために、障害福祉サービスの利用人数や利用日数に係る「活動指標」を設定することを求められています。

◇成果目標と活動指標の関係





第2節 成果目標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行【柱3 p83】

国の考え方	① 施設入所者の地域生活への移行 2016 年度末時点の施設入所者数の 9%以上が地域生活へ移行することを基本とする。 ② 施設入所者の削減 2016 年度末時点の施設入所者数の 2%以上削減することを基本とする。
市の目標	本市では、2006 年度から 2016 年度の間に延べ 50 人(年平均 4.5 人)が地域生活へ移行していますが、移行対象者が少なくなるため、2013 年度までの 45 人(年平均 5.6 人)に比べ、2014～2016 年度は 5 人(年平均 1.5 人)と移行者も減少しています。国の指針では 2016 年度末時点の施設入所者数の 9%以上が地域生活へ移行することが基本的な考え方となり、移行対象者は 18 人となりますが、入所者や家族の意向を確認し、地域移行ありきにならない対応とするため、本市の実状に応じて 2018 年度～2020 年度の目標値を 5 人(2%程度)に設定します。2020 年度末時点の施設入所者数は新規入所者を加味しても 4 人(2%)減の 195 人とします。

項目	数値	考え方
2016 年度末時点施設入所者数	199 人	◇2016 年度末時点施設入所者数
【目標値①】 2020 年度末までに地域生活へ移行する施設入所者数	5 人 (2.5%)	◇施設入所から自宅やグループホーム等へ移行した人の数
2020 年度末時点の施設入所者数	195 人	◇2020 年度末時点の施設入所者数
【目標値②】 削減見込み(削減率)	4 人 (2.0%)	◇差し引き減少見込み数

成果目標を達成するための活動指標	
○柱2	「計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援」
○柱3	「居宅介護等の訪問系サービス」
○柱3	「生活介護」
○柱3	「自立訓練(機能訓練・生活訓練)」
○柱3	「短期入所(ショートステイ)(福祉型・医療型)」
○柱3	「自立生活援助」
○柱3	「共同生活援助(グループホーム)」
○柱3	「施設入所支援」【施設入所者の削減】
○柱4	「就労移行支援」
○柱4	「就労継続支援(A〔雇用〕型・B〔非雇用〕型)」

関連する障害者基本計画の事業	
○柱2－施策2－取組2－①「ケアマネジメント体制の充実」 ○柱3－施策1－取組2－①「グループホームなどへの支援」 ○柱3－施策2－取組1－①「ホームヘルプサービスや訪問入浴サービスの充実・自立生活援助の円滑な提供」 ○柱3－施策2－取組1－②「多様な日中活動サービスの提供」 ○柱3－施策2－取組2－①「「移動支援」等事業の推進」 ○柱3－施策2－取組3－①「緊急時対応サービスやレスパイトの強化」 ○柱4－施策1－取組1－①「相談窓口の充実」 ○柱4－施策1－取組1－②「行政や企業による障害者雇用の推進・促進」 ○柱4－施策1－取組1－③「就労支援の推進」 ○柱4－施策1－取組3－①「就労継続支援事業所等への支援」 ○柱6－施策3－取組1－①「専門職による相談支援と連携の強化」	

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築【柱6 p127】

国 の 考 え 方	① 障害保健福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置状況 2020 年度末までに全ての障害保健福祉圏域ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することを基本とする。 ② 市町村ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置状況 2020 年度末までに全ての市町村ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することを基本とする。市町村単独での設置が困難な場合には、複数市町村による共同設置であっても差し支えない。 ③ 精神病床における 1 年以上長期入院患者数（65 歳以上，65 歳未満） 2020 年度末の精神病床における 1 年以上長期入院患者数（65 歳以上，65 歳未満）を，国が提示する推計式を用いて設定する。 ④ 精神病床における早期退院率（入院後 3 か月時点，6 か月時点，1 年時点） 2020 年度における入院後 3 か月時点の退院率を 69%以上，6 か月時点の退院率を 84%以上，1 年時点の退院率を 90%以上とすることを基本とする。
市 の 目 標	数値目標については県が定める事項となりますが，入院している精神障害者が地域生活等（自宅，グループホーム等）へ移行するに当たっては，地域移行支援・地域定着支援をはじめとして，障害福祉サービスの提供等，支援を行う必要があります。県や医療機関と連携を図ることにより，退院する精神障害者が円滑に地域生活に移行できるよう体制を整備します。

成果目標を達成するための活動指標
○柱2 「計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援」 ○柱3 「居宅介護等の訪問系サービス」 ○柱3 「生活介護」 ○柱3 「自立訓練（生活訓練）」 ○柱3 「自立生活援助」 ○柱3 「短期入所（ショートステイ）（福祉型・医療型）」 ○柱3 「共同生活援助（グループホーム）」 ○柱4 「就労移行支援」 ○柱4 「就労継続支援（A〔雇用〕型・B〔非雇用〕型）」

関連する障害者基本計画の事業
○柱2－施策2－取組2－①「ケアマネジメント体制の充実」 ○柱2－施策2－取組2－②「地域移行・地域定着の推進」 ○柱3－施策1－取組2－①「グループホームなどへの支援」 ○柱3－施策2－取組1－①「ホームヘルプサービスや訪問入浴サービスの充実・自立生活援助の円滑な提供」 ○柱3－施策2－取組2－①「「移動支援」等事業の推進」 ○柱3－施策2－取組3－①「緊急時対応サービスやレスパイトの強化」 ○柱4－施策1－取組1－①「相談窓口の充実」 ○柱4－施策1－取組1－②「行政や企業による障害者雇用の推進・促進」 ○柱4－施策1－取組1－③「就労支援の推進」 ○柱4－施策1－取組3－①「就労継続支援事業所等への支援」 ○柱6－施策3－取組1－①「専門職による相談支援と連携の強化」 ○柱6－施策3－取組2－①「精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築」

(3) 地域生活支援拠点等の整備【柱3 p83】

国の考え方	2020 年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することを基本とする。		
市の目標	本市においては、2017 年度までに 2 か所の整備を行っておりますが、市内の地域性や、より様々な障害に対する支援を可能にするため、以下の通り目標を設定します。		
	項目	数値	考え方
	【目標値】 2020 年度末までに整備する地域生活支援拠点の数	4 か所	新規又は既存のグループホームや障害者支援施設に機能を付加する形など、幅広くモデルを検討し整備します。
関連する障害者基本計画の事業			
○柱3－施策1－取組1－①「地域生活支援拠点の整備」			
○柱3－施策2－取組3－②「拠点機能の整備」			

(4) 福祉施設から一般就労への移行等【柱4 p99】

国の考え方	① 福祉施設から一般就労への移行者数 2020 年度中に 2016 年度実績の 1.5 倍以上が福祉施設から一般就労へ移行することを基本とする。 ② 就労移行支援事業の利用者数 2020 年度末における就労移行支援事業の利用者数を 2016 年度末の利用者数から 2 割以上増加することを目指す。 ③ 就労移行支援事業所ごとの就労移行率 2020 年度末において就労移行支援事業の利用者のうち就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上とすることを目指す。 ④ 職場定着率 就労定着支援による支援開始 1 年後の職場定着率を 8 割以上とすることを基本とする。
-------	--

市の目標

本市においては、支援員のスキルアップ向上や、新たに設定された職場定着支援の拡充により、障害者の就労支援の底上げを図ります。

項目	数値	考え方
スキルアップ研修	2 回/年	ビジネスマナーの習得や、事例検討により、支援員のスキルアップを図る
ジョブコーディネータ養成講座	1 回/2 年	就労者の相談対応や企業支援を担う人材を養成し、職場定着支援を推進する

項目	数値	考え方
2016 年度一般就労移行者数	60 人	◇福祉施設から一般就労した人数
【目標値】2020 年度中に福祉施設から一般就労へ移行する人数	69 人	◇2020 年度末の就労移行支援事業利用者数の 6 割を想定
2016 年度末の就労移行支援事業利用者数〔A〕	96 人	◇2016 年度末の就労移行支援事業利用者数
2020 年度末の就労移行支援事業利用者数〔B〕	115 人	◇2020 年度末の就労移行支援事業利用者数
【目標値】増加見込み（B－A）	19 人	◇就労移行支援事業利用者の増加数
【目標値】2020 年度末における就労移行率 3 割以上の事業所割合	5 割以上	◇就労移行率が 3 割以上の就労移行支援事業所の割合
【目標値】就労定着支援による支援開始 1 年後の職場定着率	80%	◇就労定着支援による支援開始 1 年後に職場定着している利用者の割合

成果目標を達成するための活動指標
○柱4 「就労定着支援」
○柱4 「就労移行支援」
○柱4 「就労継続支援（A〔雇用〕型・B〔非雇用〕型）」

関連する障害者基本計画の事業	
○柱4－施策1－取組1－①「相談窓口の充実」	
○柱4－施策1－取組1－②「行政や企業による障害者雇用の推進・促進」	
○柱4－施策1－取組1－③「就労支援の推進」	
○柱4－施策1－取組2－①「就職後の支援の充実」	
○柱4－施策1－取組3－①「就労継続支援事業所等への支援」	

(5) 障害児支援の提供体制の整備等【柱5 p113】

国の考え方

① 児童発達支援センターの設置

2020 年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも 1 力所以上設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。

② 保育所等訪問支援事業の開始

2020 年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。

③ 児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業の開始

2020 年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも 1 力所以上確保することを基本とする。なお、市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。

④ 協議の場の設置

医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、2018 年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。

市の目標

本市においては、全項目について設置及び開始済です。保育所等訪問事業、児童発達支援事業所、放課後等デイサービスの活動指標については、別途掲載しています。

項目	単位	2020 年度
児童発達支援センター	設置有無	有
保育所等訪問支援事業	開始有無	有
児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業	開始有無	有
協議の場	設置有無	有

成果目標を達成するための活動指標
○柱5 「居宅訪問型児童発達支援」 ○柱5 「医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター」 ○柱5 「児童発達支援・医療型児童発達支援」 ○柱5 「放課後等デイサービス」 ○柱5 「保育所等訪問支援」 ○柱5 「障害児相談支援」

関連する障害者基本計画の事業
○柱2－施策2－取組1－①「障害者相談支援体制の強化」 ○柱5－施策1－取組1－②「療育支援の充実」 ○柱5－施策1－取組2－①「こども園・幼稚園・保育園の充実」 ○柱5－施策1－取組2－④「就学時の切れ目のない支援の充実」 ○柱5－施策2－取組1－②「多様な学びの場と交流及び共同学習の推進」 ○柱5－施策2－取組2－①「放課後デイサービス事業等の充実及び質の向上」 ○柱6－施策2－取組1－①「医療的ケアの支援体制の構築」

第3節 活動指標（障害福祉サービスの見込み）

成果目標を実現するための具体的な活動の指標を定めます。

（１）訪問系サービス 【柱3 p84】

概 要 と 今 後	・居宅介護 自宅で、入浴、排泄、食事の介護等を行います。 ・重度訪問介護 重度の肢体不自由、知的障害、精神障害があり、常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。 ・同行援護 視覚障害者（児）が移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。 ・行動援護 知的、精神障害者で自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。 ・重度障害者等包括支援 介護の必要性がきわめて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。
指 標 の 説 明	訪問系サービス（居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援）の充実度を計る指標です。

サービス見込み量		第4期実績		第5期推計		
サービス種別	単位	2015年度	2016年度	2018年度	2019年度	2020年度
訪問系合計	人/月	489	496	523	536	549
	時間/月	11,754	18,504	21,096	22,077	23,058
居宅介護	人/月	380	386	401	409	417
	時間/月	8,989	9,395	9,624	9,816	10,008
重度訪問介護	人/月	20	20	26	28	30
	時間/月	5,726	6,947	9,152	9,856	10,560
同行援護	人/月	79	80	82	83	84
	時間/月	1,784	1,965	1,886	1,909	1,932
行動援護	人/月	10	10	14	16	18
	時間/月	255	197	434	496	558
重度障害者等包括支援	人/月	-	-	-	-	-
	時間/月	-	-	-	-	-

関連する障害者基本計画の事業
○柱3－施策2－取組1－①「ホームヘルプサービスや訪問入浴サービスの充実・自立生活援助の円滑な提供」
○柱3－施策2－取組2－①「「移動支援」等事業の推進」

(2) 日中活動系サービス

① 生活介護 【柱3 p85】

概 要 と 今 後	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
指 標 の 説 明	提供事業所の増加により、年度ごとに4%の利用者の増加を見込みます。 利用日数については、過去の実績から1人あたり月20日利用するものとして算出しています。生活介護を提供する事業者は増加しており、今後も引き続き事業者の確保に努めます。

サービス見込み量		第4期実績		第5期推計		
サービス種別	単位	2015年度	2016年度	2018年度	2019年度	2020年度
生活介護	人/月	553	574	620	645	671
	人日/月	11,158	11,727	12,400	12,900	13,420

関連する障害者基本計画の事業	
○柱3ー施策2ー取組1ー②「多様な日中活動サービスの提供」	

② 自立訓練（機能訓練・生活訓練） 【柱3 p85】

概 要 と 今 後	機能訓練は、身体障害者を対象に、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。 生活訓練は、知的障害者・精神障害者を対象に、入浴、排泄及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な支援を行います。
指 標 の 説 明	機能訓練は、市内に提供事業所はなく、第1期計画以降は2人の実績で推移しているため、第5期計画でも2人の利用を見込みます。 生活訓練は、16人程度を見込んでいます。利用日数については、過去の実績から機能訓練は1人あたり月22日、生活訓練は1人あたり月19日で算出しています。機能訓練は市内に提供事業所がないことから、広域的な連携により提供事業者の確保に努めます。

サービス見込み量		第4期実績		第5期推計		
サービス種別	単位	2015年度	2016年度	2018年度	2019年度	2020年度
自立訓練（機能訓練）	人/月	1	3	2	2	2
	人日/月	22	39	44	44	44
自立訓練（生活訓練）	人/月	20	17	16	16	16
	人日/月	267	316	304	304	304

関連する障害者基本計画の事業	
○柱3ー施策2ー取組1ー②「多様な日中活動サービスの提供」	

③ 就労移行支援 【柱4 p100】

概 要 と 今 後	一般就労を希望する障害者を対象に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、就職後の職場への定着のために必要な相談等の支援を行います。
指 標 の 説 明	就労移行支援事業の利用者数は、2020 年度に、2016 年度末実績（96 人）から 2 割以上増加させることを目標にすることから、115 人の利用を見込みます。利用日数については、過去の実績から 1 人あたり月 17 日で算出しています。 また、就労移行率が 3 割以上の就労移行支援事業所を 5 割以上とする目標を達成するため、市内就労移行支援事業所や商工関係団体との有機的な連携を強化し、障害者の一般就労を推進します。

サービス見込み量		第4期実績		第5期推計		
サービス種別	単位	2015 年度	2016 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
就労移行支援	人/月	99	96	105	110	115
	人日/月	1,770	1,614	1,785	1,870	1,955

関連する障害者基本計画の事業
○柱4－施策1－取組1－①「相談窓口の充実」 ○柱4－施策1－取組1－②「行政や企業による障害者雇用の推進・促進」 ○柱4－施策1－取組1－③「就労支援の推進」

④ 就労継続支援（A〔雇用〕型・B〔非雇用〕型）【柱4 p100】

概 要 と 今 後	A〔雇用〕型は、雇用契約に基づき、生産活動、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。 B〔非雇用〕型は、一般企業等での就労が困難な障害者を対象に、生産活動、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。
指 標 の 説 明	A〔雇用〕型及びB〔非雇用〕型ともに、市内に事業所が着実に増加していることもあり、年度ごとに5%の利用者の増加を見込んでいます。 利用日数については、過去の実績から「A〔雇用〕型」は1人あたり月19日、「B〔非雇用〕型」は1人あたり月17日で算出しています。障害者の就労の場として、就労継続支援のニーズは今後も高まるものと考えられるため、地域活動支援センターからの移行を積極的に支援するなど引き続き事業所の拡充に努めます。

サービス見込み量		第4期実績		第5期推計		
サービス種別	単位	2015年度	2016年度	2018年度	2019年度	2020年度
就労継続支援（A〔雇用〕型）	人/月	78	96	106	111	117
	人日/月	1,585	1,867	2,014	2,109	2,223
就労継続支援（B〔非雇用〕型）	人/月	410	418	460	483	508
	人日/月	7,225	7,458	7,820	8,211	8,636

関連する障害者基本計画の事業	
○柱4－施策1－取組3－①「就労継続支援事業所等への支援」	

⑤ 就労定着支援【新規】 【柱4 p100】

概 要 と 今 後	障害者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。
指 標 の 説 明	福祉施設から一般就労移行者の8割程度が利用し、1人あたり週1日(月5日)程度の支援を受けると想定します。2018年度から新サービスのため、提供事業所数が増えるように働きかけを行います。

サービス見込み量		第4期実績		第5期推計		
サービス種別	単位	2015年度	2016年度	2018年度	2019年度	2020年度
就労定着支援	人/月	-	-	-	51	54
	人日/月	-	-	-	255	270

関連する障害者基本計画の事業	
○柱4－施策1－取組2－①「就労後の支援の充実」	

⑥ 療養介護 【柱3 p86】

概 要 と 今 後	医療と常時介護を必要とする障害者を対象に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
指 標 の 説 明	24 人の利用で推移すると見込みます。引き続き、同事業の利用が必要な障害者が円滑にサービスを受けることができるよう、広域的な連携により提供事業者の確保に努めます。

サービス見込み量		第4期実績		第5期推計		
サービス種別	単位	2015 年度	2016 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
療養介護	人/月	24	24	24	24	24

関連する障害者基本計画の事業	
○柱3ー施策2ー取組1ー②「多様な日中活動サービスの提供」	

⑦ 短期入所（ショートステイ）（福祉型・医療型）【柱3 p86】

概 要 と 今 後	自宅で介護する人が病気などにより、障害者支援施設などに短期間入所することが必要な障害者を対象に、障害者支援施設や療養介護事業所などへ短期間入所し、入浴、排泄又は食事の介護等を提供します。
指 標 の 説 明	短期入所は緊急時に備えて申請しているケースも多いため、支給決定を受けても実際に利用せずに済む人も多く見受けられます。支給決定者のうち20%程度の人を見込んでいます。 利用日数については、過去の実績から福祉型は1人あたり月約7日、医療型は1人あたり月約3日で算出しています。既存の入所施設での事業実施に加え、通所施設が実施する短期入所へも支援を行うことなどにより、提供体制の確保に努めます。

サービス見込み量		第4期実績		第5期推計		
サービス種別	単位	2015 年度	2016 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
短期入所（福祉型）	人/月	112	119	130	136	143
	人日/月	772	782	910	952	1,001
短期入所（医療型）	人/月	3	11	13	14	15
	人日/月	8	38	39	42	45

関連する障害者基本計画の事業	
○柱3ー施策2ー取組3ー①「緊急時対応サービスやレスパイトの強化」	

(3) 居住系サービス

① 自立生活援助【新規】 【柱3 p86】

概 要 と 今 後	定期的に利用者の居宅を訪問し、障害者の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行います。
提 供 見 込 み	国の指針における対象者は、施設や病院から地域移行した障害者や、単身や家族の状況等により支援が必要な障害者と地域定着支援とほぼ同いため、地域定着支援と同数の利用を想定します。2018年度から新サービスのため、提供事業所数が増えるように働きかけを行います。

サービス見込み量		第4期実績		第5期推計		
サービス種別	単位	2015年度	2016年度	2018年度	2019年度	2020年度
自立生活援助	人/月	-	-	20	30	40

関連する障害者基本計画の事業
○柱3－施策2－取組1－①「ホームヘルプサービスや訪問入浴サービスの充実・自立生活援助の円滑な提供」

② 共同生活援助（グループホーム） 【柱3 p87】

概 要 と 今 後	共同生活を行う住居で、おもに夜間や休日、相談や日常生活上の援助を行います。
提 供 見 込 み	共同生活援助は、地域生活移行の推進や保護者の高齢化などにより、今後の利用者は一層増加することが見込まれます。そのため、年度ごとに7%の利用者の増加を見込んでいます。 提供体制の確保にあたっては、グループホームの立ち上げに必要な支援を行うとともに、運営費の補助を行うことで、新規開設を促進します。

サービス見込み量		第4期実績		第5期推計		
サービス種別	単位	2015年度	2016年度	2018年度	2019年度	2020年度
共同生活援助（グループホーム）	人/月	202	214	245	262	280

関連する障害者基本計画の事業
○柱3－施策1－取組2－①「グループホームなどへの支援」

③ 施設入所支援 【柱3 p87】

概 要 と 今 後	施設に入所している障害者に、夜間や休日、入浴、排泄、食事の介護等を行います。
提 供 見 込 み	施設入所支援は、2020年度までに2016年度末の実績（199人）の2%以上の人数を減らすことが目標のため、2020年度の利用者を195人と見込みます。障害者が安心して施設を退所することができるよう、共同生活援助や訪問系サービスの充実を図ります。

サービス見込み量		第4期実績		第5期推計		
サービス種別	単位	2015 年度	2016 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
施設入所支援	人/月	193	199	197	196	195

関連する障害者基本計画の事業
○柱3－施策1－取組1－②「重度障害者等の施設入所への支援」

(4) 相談支援関連

① 計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援 【柱2 p71】

概 要 と 今 後	・計画相談支援 障害福祉サービス又は地域相談支援利用者のサービス等利用計画を作成し、ケアマネジメントを行います。 ・障害児相談支援 障害児通所支援利用者の障害児支援利用計画を作成し、ケアマネジメントを行います。 ・地域相談支援 地域移行支援・・障害者支援施設入所者や病院に入院している精神障害者に対し、地域生活に移行するための相談や支援を行います。 地域定着支援・・施設や病院から地域移行した人、単身や家族の状況等により支援が必要な障害者に対し、常時の連絡体制を確保し、緊急時の対応を行います。
提 供 見 込 み	「計画相談支援」は、障害福祉サービス及び地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）の利用者数を、「障害児相談支援」は障害児通所支援の利用者数を勘案し、セルフプランからの移行者も含めて見込んでいます。 「地域移行支援」は、障害者支援施設入所者及び入院中の精神障害者が地域生活へ移行する障害者の数を勘案し、対象者数を見込んでいます。 「地域定着支援」は、単身世帯である障害者や同居している家族による支援を受けられない障害者、地域定着支援の利用が見込まれる障害者を勘案し、対象者を見込んでいます。 計画を作成する指定相談支援事業所の確保を行うとともに、基幹相談支援センターや委託相談支援事業所と連携することで、サービス等利用計画及び障害児支援利用計画の量の確保と質の向上を図ります。

サービス見込み量		第4期実績		第5期推計		
サービス種別	単位	2015年度	2016年度	2018年度	2019年度	2020年度
計画相談支援	人/月	284	305	336	353	370
障害児相談支援	人/月	97	103	113	119	125
地域移行支援	人/月	1	1	3	4	5
地域定着支援	人/月	2	1	20	30	40

関連する障害者基本計画の事業
○柱2－施策2－取組2－①「ケアマネジメント体制の充実」
○柱2－施策2－取組2－②「地域移行・地域定着の推進」

(5) 障害児福祉サービス

障害児支援の提供体制の確保については、子ども・子育て支援法及び児童福祉法に基づき、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることが重要であることから、関係部署と連携を図り、事業を実施していきます。

(1) 障害児通所支援

① 児童発達支援・医療型児童発達支援 【柱5 p115】

概 要 と 方 針	児童発達支援は、療育の必要性がある未就学児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。 医療型児童発達支援は、肢体不自由の児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行うとともに、身体状況により、治療を行います。
提 供 見 込 み	児童発達支援は、療育に対するニーズが今後ますます高まることが考えられるため、年度ごとに5%前後の利用者の増加を見込んでいます。 医療型児童発達支援は、27人前後で利用者が推移すると見込んでいます。

サービス見込み量		第4期実績		第5期推計		
サービス種別	単位	2015年度	2016年度	2018年度	2019年度	2020年度
児童発達支援	人/月	155	205	226	237	249
	人日/月	1,642	2,111	2,260	2,370	2,490
医療型児童発達支援	人/月	25	27	27	27	27
	人日/月	199	169	216	216	216

関連する障害者基本計画の事業
○柱5－施策1－取組1－②「療育支援の充実」

② 放課後等デイサービス 【柱5 p115】

概 要 と 方 針	小・中・高校生の障害児に対して、放課後や休日、夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的にを行います。
提 供 見 込 み	利用実績も伸びており、ニーズも高まることが考えられるため、年度ごとに10%前後の利用者の増加を見込みます。利用日数については、過去の実績から1人あたり月9日利用するものとして算出しています。

サービス見込み量		第4期実績		第5期推計		
サービス種別	単位	2015年度	2016年度	2018年度	2019年度	2020年度
放課後等デイサービス	人/月	407	491	648	712	784
	人日/月	4,564	5,729	5,832	6,408	7,056

関連する障害者基本計画の事業
○柱5－施策2－取組2－①「放課後等デイサービス事業等の充実及び質の向上」

③ 保育所等訪問支援 【柱5 p116】

概 要 と 方 針	障害児施設で指導経験のあるスタッフが、保育所等を定期的に訪問し、障害児や保育所等の職員に対し、障害児が集団生活に適應するための専門的な支援を行います。
提 供 見 込 み	利用実績も伸びており、制度が周知され、さらにニーズは高まるが見込まれます。利用日数については、過去の実績から1人あたり月1.2日利用するものとして算出しています。

サービス見込み量		第4期実績		第5期推計		
サービス種別	単位	2015年度	2016年度	2018年度	2019年度	2020年度
保育所等訪問支援	人/月	33	34	36	37	38
	人日/月	34	39	43	44	46

関連する障害者基本計画の事業
○柱5－施策1－取組2－①「こども園・幼稚園・保育園等の支援の充実」

④ 居宅訪問型児童発達支援【新規】 【柱5 p114】

概 要 と 方 針	障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。
提 供 見 込 み	利用者は1名程度で週1日(月5日)程度の支援を受けると想定します。児童発達支援事業所に参入を働きかけます。

サービス見込み量		第4期実績		第5期推計		
サービス種別	単位	2015年度	2016年度	2018年度	2019年度	2020年度
利用児童数	人/月	-	-	1	1	1
	人日/月	-	-	5	5	5

関連する障害者基本計画の事業
○柱5－施策1－取組1－②「療育支援の充実」

(2) 障害児相談支援

① 障害児相談支援 【柱5 p116】

概 要 と 今 後	障害児通所支援を利用する児童を対象に、障害児支援利用計画を作成し、ケアマネジメントを行います。
提 供 見 込 み	障害児通所支援の利用者数を勘案し、セルフプランからの移行者も含めて見込んでいます。計画を作成する指定相談支援事業所の確保を行うとともに、基幹相談支援センターや委託相談支援事業所と連携することで、利用計画の量の確保と質の向上を図ります。

サービス見込み量		第4期実績		第5期推計		
サービス種別	単位	2015年度	2016年度	2018年度	2019年度	2020年度
障害児相談支援	人/月	97	103	113	119	125

関連する障害者基本計画の事業	
○柱2－施策2－取組1－②「障害者相談支援体制の強化」 ○柱5－施策1－取組1－②「療育支援の充実」 ○柱5－施策1－取組2－④「就学時の切れ目のない支援の充実」 ○柱5－施策2－取組1－①「教育・福祉・医療・保育の連携による早期からの支援体制の構築」	

② 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター【新規】

【柱5 p114】

概 要 と 方 針	関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等の配置を行います。
提 供 見 込 み	研修の実施主体である県と連携し、相談支援専門員へ研修受講を働きかけコーディネーターの増加に努めます。

サービス見込み量		第4期実績		第5期推計		
サービス種別	単位	2015年度	2016年度	2018年度	2019年度	2020年度
配置人数	人/月	-	-	5	6	7

関連する障害者基本計画の事業	
○柱5－施策2－取組1－②「多様な学びの場の整備と交流及び共同学習の推進」 ○柱6－施策2－取組1－①「医療的ケアの支援体制の充実」	

第4節 地域生活支援事業の見込み

地域生活支援事業は、障害者等が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を計画的に実施し、もって障害者等の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的に実施していきます。

(1) 必須事業

① 理解促進研修・啓発事業 【柱1 p58】

概要と方針	市民に対して、障害者等に対する理解を深めるため、講座開催、事業所訪問、イベント開催、広報活動などの研修・啓発事業を行います。
提供見込み	市関係各課やサービス提供者及び障害者団体等の協力を得ながら啓発を行う機会を確保し、定期的な実施に努めます。

サービス見込み量		第4期実績		第5期推計		
サービス種別	単位	2015年度	2016年度	2018年度	2019年度	2020年度
理解促進研修・啓発事業	実施有無	有	有	有	有	有

関連する障害者基本計画の事業	
○柱1－施策1－取組1－②「地域での障害理解の推進」	
○柱1－施策1－取組1－③「障害者理解・啓発イベントの実施」	

② 自発的活動支援事業 【柱1 p58】

概要と方針	障害者等やその家族、市民等が自発的に行う活動（災害対策、孤立防止活動支援、社会活動支援、ボランティア活動支援）に対して支援を行います。
提供見込み	事業目的に適った活動であるか精査を行い、安定した事業活動ができるよう支援します。

サービス見込み量		第4期実績		第5期推計		
サービス種別	単位	2015年度	2016年度	2018年度	2019年度	2020年度
自発的活動支援事業	実施有無	有	有	有	有	有

関連する障害者基本計画の事業	
○柱1－施策2－取組2－①「障害者団体への支援」	

③ 相談支援事業 【柱2 p72】

概 要 と 今 後	障害者（児）やその家族などからの相談に適切に対応するために、地域生活支援拠点も含めた民間事業者の専門性を活用しながら、地域で身近な相談窓口を確保します（地域生活支援拠点では任意事業の「地域移行の安心生活支援」のコーディネート事業を活用して24時間の相談受付・コーディネートを実施します）。専門的な相談への対応や市内の相談支援体制の質の向上を図るため、体制作りの中心となる複数の地域生活支援拠点の中から1か所を基幹相談支援センターとして指定し、柏市自立支援協議会を活用してネットワークの構築に努めます。 また、障害者が安心して地域での生活を送れるよう、住宅入居の支援や後見制度の利用支援など、権利擁護を行うとともに、専門的な療育指導が受けられる体制を整備します。
提 供 見 込 み	「障害者相談支援事業」は、市直営が1か所と民間事業者への委託も併せて実施することにより、相談支援体制の拡充を図ります。直営と委託を合わせて2018年度は6か所、2019年度は7か所、2020年度は8か所で実施します。地域生活支援拠点の事業者のうち1箇所を基幹相談支援センターとして指定し、自立支援協議会の運営も委託することで地域の体制作りの中心的な役割を担います。 「相談支援機能強化事業」は、障害者相談支援事業を委託する民間事業者に対して行い、専門性の向上など、相談支援体制の質の向上を図ります。「住宅入居等支援事業」についても、地域生活移行の推進の観点から利用しやすい体制を整備するため、相談支援機能強化事業の委託内容の中に含ませて実施します。 成年後見制度については、これまでの実績を踏まえ、各年度で2人程度の利用者数の増加を見込みます。また、将来的な権利擁護のニーズに対応するため、「法人後見支援事業」を実施し、適正に後見等の業務を行える法人や市民を確保します。 「障害児等療育支援事業」は、2016年度に開設した民間の児童発達センターに業務を一元的に委託し、必要なサービス量の提供に努めています。

サービス見込み量		第4期実績		第5期推計		
サービス種別	単位	2015年度	2016年度	2018年度	2019年度	2020年度
障害者相談支援事業	実施か所	6	6	6	7	8
基幹相談支援センター設置の有無	設置有無	有	有	有	有	有
相談支援機能強化事業	実施有無	有	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施有無	有	有	有	有	有
成年後見制度利用支援事業	人/年	5	5	20	22	24
成年後見制度法人後見支援事業	実施有無	有	有	有	有	有
障害児等療育支援事業	実施有無	有	有	有	有	有

関連する障害者基本計画の事業	
○柱2－施策2－取組1－①「障害者相談支援体制の強化」	
○柱2－施策2－取組1－②「専門的体制の強化」	
○柱2－施策3－取組2－①「成年後見制度の体制の充実」	
○柱5－施策1－取組1－②「療育支援の充実」	

④ 日常生活用具給付等事業 【柱3 p88】

概 要 と 今 後	障害者に対して、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付することなどにより、生活の便宜を図り、その福祉の増進を図ります。 ・介護・訓練支援用具・・・身体介護を支援する用具や訓練用具 例〕特殊寝台、特殊マット、訓練用ベッド ・自立生活支援用具・・・入浴、調理、移動など生活の自立を支援する用具 例〕入浴補助用具、移動支援用具、聴覚障害者用屋内信号装置 ・在宅療養等支援用具・・・在宅療養等を支援する用具 例〕電気式たん吸引器、盲人用体温計 ・情報・意思疎通支援用具・・・情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具 例〕ファックス、人工喉頭、点字器 ・排泄管理支援用具・・・排泄管理を支援する衛生用具 例〕ストマ用装具、紙おむつ ・住宅改修費・・・居宅での円滑な生活動作等を図るための小規模な住宅改修 例〕手すり設置
提 供 見 込 み	これまでの実績に基づき、「排泄管理支援用具」は今後増加する見込みですが、そのほかの日常生活用具については、横ばいで推移すると見込みます。

サービス見込み量		第4期実績		第5期推計		
サービス種別	単位	2015 年度	2016 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
介護・訓練支援用具	件/年	22	22	22	22	22
自立生活支援用具	件/年	43	40	43	43	43
在宅療養等支援用具	件/年	48	55	50	50	50
情報・意思疎通支援用具	件/年	46	51	55	55	55
排泄管理支援用具	件/年	673	694	751	781	812
住宅改修費	件/年	5	8	7	7	7
関連する障害者基本計画の事業						
○柱3－施策1－取組2－③「自宅など居住環境の改善への支援」						

⑤ 移動支援事業 【柱3 p89】

概 要 と 今 後	屋外での移動が困難な障害者に対して、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活と社会参加を促進します。
提 供 見 込 み	障害者の社会参加を促進する観点から、利用者数は今後増加するものとして見込み、利用時間数も、過去の実績から1人あたり月18時間として、利用者増に伴い増加を見込んでいます。

サービス見込み量		第4期実績		第5期推計		
サービス種別	単位	2015年度	2016年度	2018年度	2019年度	2020年度
移動支援事業	人/月	311	316	329	335	342
	時間/月	5,785	5,263	5,922	6,030	6,156

関連する障害者基本計画の事業	
○柱3－施策2－取組2－①「移動支援等事業の推進」	

⑥ 地域活動支援センター事業 【柱3 p89】

概 要 と 今 後	障害者などが通い、創作的活動や生産活動、社会との交流を進めるなど、多様な活動を行う場を設けます。
提 供 見 込 み	実施か所数及び利用者数は、現状を維持する見込みですが、就労継続支援事業等の障害福祉サービスへの移行を積極的に支援します。

サービス見込み量		第4期実績		第5期推計		
サービス種別	単位	2015年度	2016年度	2018年度	2019年度	2020年度
地域活動支援センター事業	実施か所（市内）	9	8	6	6	6
	実施か所（市外）	7	5	9	9	9
	人/月（市内）	213	179	180	180	180
	人/月（市外）	16	12	12	12	12

関連する障害者基本計画の事業	
○柱3－施策2－取組1－②「多様な日中活動サービスの提供」	
○柱4－施策1－取組3－①「就労継続支援事業所等への支援」	

⑦ 意思疎通支援事業 【柱2 p72】

概 要 と 今 後	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思の疎通を図ることに支障がある障害者に、手話通訳者や要約筆記者の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ります。
提 供 見 込 み	派遣事業は、民間委託で実施します。障害福祉課内に設置手話通訳者が常駐し、窓口での手話通訳や手話通訳者、要約筆記者の派遣に関する受付も行います。 手話通訳設置及び派遣の件数は、今後も需要が高まることが考えられるため、増加を見込みます。

サービス見込み量		第4期実績		第5期推計		
サービス種別	単位	2015年度	2016年度	2018年度	2019年度	2020年度
手話通訳者設置事業	通訳者数	3	3	3	3	3
	相談件数/年	2,222	1,588	2,000	2,050	2,100
手話通訳者派遣事業	通訳者数	15	16	16	18	18
	派遣件数/年	742	765	812	836	861
要約筆記者派遣事業	筆記者数	15	15	17	19	19
	派遣件数/年	130	123	120	125	130

関連する障害者基本計画の事業	
○柱2－施策1－取組2－①「意思疎通支援事業の推進」	

⑧ 手話奉仕員養成研修事業 【柱2 p73】

概 要 と 今 後	手話奉仕員を養成するための研修事業を実施します。
提 供 見 込 み	年度により受講者数に変動があるため、過去の実績に基づき、横ばいで推移するものと見込みます。しかし、2019年度からは、実施場所である教育福祉会館の耐震化等工事に伴い、代替受講場所で開催する予定であるため、減少を見込みます。

サービス見込み量		第4期実績		第5期推計		
サービス種別	単位	2015年度	2016年度	2018年度	2019年度	2020年度
手話奉仕員養成研修事業	講習修了者	49	52	55	40	40

関連する障害者基本計画の事業	
○柱2－施策1－取組2－②「意思疎通支援従事者の養成」	

⑨ 専門性の高い意思疎通支援事業 【柱2 p73】

概 要 と 今 後	福祉に関する知識や基本的な技術を身につけた手話通訳者や要約筆記者を養成します。また、広域的な派遣や市で実施が困難な派遣等を可能にするため、関係機関と連携を図り、手話通訳者や要約筆記者等の派遣を行います。 さらに、盲ろう者向け通訳・介助員の養成研修及び盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業を、千葉県、千葉市、船橋市と共同事業で行います。
提 供 見 込 み	手話通訳者及び要約筆記者養成研修事業は 2017 年度から 2018 年度及び 2019 年度から 2020 年度にかけて実施しますが、2016 年度の実績を参考に講習修了者数を見込みます。 盲ろう者向け通訳者・筆記者を養成するため、研修の量、内容の充実に努めます。 派遣事業は、毎年度一定の利用人数を見込みます。

サービス見込み量		第4期実績		第5期推計		
サービス種別	単位	2015 年度	2016 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
手話通訳者養成研修事業	講習修了者	-	6	6	-	6
要約筆記者養成研修事業	講習修了者	-	6	6	-	6
盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業	講習修了者	2	2	2	2	2
手話通訳者派遣事業	人/年	1	0	1	1	1
要約筆記者派遣事業	人/年	0	0	1	1	1
盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	人/年	2	2	2	2	2

関連する障害者基本計画の事業
○柱2－施策1－取組2－①「意思疎通支援事業の推進」 ○柱2－施策1－取組2－②「意思疎通支援従事者の養成」

(2) その他の事業

① 日中一時支援事業 【柱3 p89】

概 要 と 今 後	宿泊を伴わない日中の一時的な見守りの場や活動の場を提供し、在宅で介護をしている家族の就労や一時的な休息を支援します。
提 供 見 込 み	地域生活の移行推進に伴い、日中活動の場の確保、家族支援の観点から利用者数が増加するものと見込みます。また、増加する利用者に対応できるよう、提供する事業者の確保に努めます。

サービス見込み量		第4期実績		第5期推計		
サービス種別	単位	2015 年度	2016 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
日中一時支援事業	人/月	309	294	306	312	318
	人日/月	1,581	1,434	2,142	2,184	2,226

関連する障害者基本計画の事業
○柱3－施策2－取組3－①「緊急時対応サービスやレスパイトの強化」

② 訪問入浴サービス事業 【柱3 p90】

概 要 と 今 後	重度の身体障害者に対して、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。
提 供 見 込 み	利用者数は各年度で2人程度の利用者数の増加を見込みます。

サービス見込み量		第4期実績		第5期推計		
サービス種別	単位	2015 年度	2016 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
訪問入浴サービス事業	人/月	31	32	36	38	40
	人日/月	132	158	180	190	200

関連する障害者基本計画の事業
○柱3－施策2－取組1－①「ホームヘルプサービスの充実」

③ 生活訓練等事業 【柱6 p127】

概 要 と 方 針	在宅の心身に障害を有するかたに対し、日常生活の質の向上及び社会的自立を促すことを目的とした事業等を行います。また、2019年度からは、実施場所である教育福祉会館の耐震化等工事が予定されているため、これに合わせて実施内容等の見直しを予定しております。
提 供 見 込 み	民間サービスの充実により、利用者に大きな増減はなく、横ばいで推移するものと見込みます。

サービス見込み量		第4期実績		第5期推計		
サービス種別	単位	2015年度	2016年度	2018年度	2019年度	2020年度
生活訓練等事業	人/年	91	61	50	50	50
関連する障害者基本計画の事業						
○柱6－施策1－取組2－①「リハビリ相談の充実」						

④ 点字・声の広報等発行事業 【柱2 p73】

概 要 と 今 後	視覚障害者向けに『点字・声の広報』の発行を行います。
提 供 見 込 み	点字広報は、点字を読めるかたの数が増えないことから、横ばいの推移を見込みます。声の広報についても、これまでの実績から一定の利用があるものとして、毎年度90件前後の横ばいで推移するものと見込みます。

サービス見込み量		第4期実績		第5期推計		
サービス種別	単位	2015年度	2016年度	2018年度	2019年度	2020年度
点字広報発行事業	発行部/月	30	28	20	20	20
声の広報発行事業	発行部/月	104	101	90	90	90
関連する障害者基本計画の事業						
○柱2－施策1－取組1－②「障害に配慮した情報提供の充実」						

⑤ 奉仕員養成・研修事業 【柱2 p74】

概 要 と 今 後	点訳奉仕員、朗読奉仕員の養成・研修事業を行います。
提 供 見 込 み	養成・研修事業については、年度により受講者数に変動はありますが、過去の実績に基づき、10人前後の横ばいで推移を見込みます。

サービス見込み量		第4期実績		第5期推計		
サービス種別	単位	2015年度	2016年度	2018年度	2019年度	2020年度
点訳奉仕員養成・研修事業	人/年	9	21	10	10	10
朗読奉仕員養成・研修事業	人/年	-	-	-	-	10
関連する障害者基本計画の事業						
○柱2－施策1－取組1－②「障害に配慮した情報提供の充実」						

付属資料

ノーマライゼーションかしわプラン 第3期柏市障害者基本計画（後期計画）・第5期障害福祉計画

1	計画の策定体制・策定経過	170
2	計画策定のための基礎調査等	172
3	用語説明	174

1 計画の策定体制・策定経過

(1) 策定体制

計画の策定に当たっては、障害のあるかたご本人や家族、障害者団体、障害福祉サービス事業所等からのアンケートやヒアリング、パブリックコメントなどにより収集した意見と障害福祉をめぐる現状、さらに、今後の方向性などについて、障害福祉課内検討会議において検討し、計画の素案を作成し、柏市自立支援協議会及び柏市健康福祉審議会障害者健康福祉専門分科会において専門的見地から審議を行い、計画策定作業を進めました。

(2) 柏市健康福祉審議会障害者健康福祉専門分科会

① 委員名簿

氏名（敬称略）	所属	備考
川眞田 喜代子	淑徳大学教授	会 長
近 藤 明 紀	千葉県立柏特別支援学校校長	副会長
金 江 清	柏市医師会会長	
小 林 正 之	北柏ナーシングケアセンター院長	
小 松 幸 子	柏市議会議員	
齊 藤 泉	柏市薬剤師会 副会長	
佐 藤 嘉 二	社会福祉法人桐友学園 理事長	
菅 井 治 子	柏市手をつなぐ育成会	
鈴 木 五 郎	社会福祉法人柏市社会福祉協議会 理事	
鈴 木 美岐子	社会福祉法人柏市社会福祉協議会 副会長	
寺 尾 直 宏	柏市心身障害者福祉連絡協議会代表	

② 障害者健康福祉専門分科会 審議経過

	日程・場所	議事
第1回	2017年5月25日（木） ウェルネス柏4階 大会議室	諮問 (1) ノーマライゼーションかしわプランの平成28年度実績報告について (2) 次期ノーマライゼーションかしわプラン（平成30～32年度）の策定について
第2回	2017年7月27日（木） ウェルネス柏4階 大会議室	(1) 柏市障害福祉計画の平成28年度実績について (2) 次期ノーマライゼーションかしわプラン（平成30～32年度）の骨子案について
第3回	2017年10月5日（木） ウェルネス柏4階 大会議室	(1) 次期ノーマライゼーションかしわプラン（平成30～32年度）の総論・重点施策及び施策体系別計画（柱1～柱4）（案）について
第4回	2017年12月21日（木） ウェルネス柏4階 研修室	(1) 次期ノーマライゼーションかしわプラン（2018年度～2020年度）の素案について（柱5～柱7、重点施策4、障害福祉計画）
第5回	2018年2月22日（木） ウェルネス柏4階 大会議室	答申

(3) 策定経過

	柏市 健康福祉審議会	柏市 自立支援協議会	庁内	その他
2016 年度				
2016 年 4 月			事業実施状況調査	
5 月	全体会 19 日			
6 月		運営会議①30 日		
7 月	分科会①28 日	全体会①14 日		
8 月				アンケート調査 8/24～9/26 障害者団体ヒアリング 障害福祉サービス事業所 等ヒアリング
9 月			事業実施状況調査	
10 月		運営会議②7 日 全体会②27 日		
11 月	分科会②24 日			
12 月				
2017 年 1 月		運営会議③31 日		
2 月	分科会③23 日	全体会③17 日		
3 月				作成事業委託に係る公募型 プロポーザル選定委員会
2017 年度				
4 月			事業実施状況調査	
5 月	分科会①25 日 (諮問)	運営会議①31 日		
6 月		全体会①30 日		
7 月	分科会②27 日			
8 月			関係課ヒアリング	
9 月		運営会議②21 日	事業実施状況調査 関係課掲載案確認	
10 月	分科会③5 日		関係課ヒアリング	
11 月		運営会議③2 日 全体会②16 日	関係課掲載案確認	
12 月	分科会④21 日			パブリックコメント 12/28～1/31
2018 年 1 月				
2 月	分科会⑤22 日 (答申)	運営会議④ 全体会③20 日	関係課最終確認	
3 月				

2 計画策定のための基礎調査等

(1) アンケート調査

本調査は、第3期柏市障害者計画（後期計画）及び第5期柏市障害福祉計画の策定のため、障害者手帳をお持ちの方や障害関係団体等のご意見・ご要望をお聞きし、現在の市の状況やニーズを把握し、計画策定の参考とすることを目的に実施しました。

種類	対象者	人数
身体障害	身体障害者手帳所持者から無作為抽出	1,164
知的障害	療育手帳所持者から無作為抽出	379
精神障害	精神保健福祉手帳所持者から無作為抽出	294
難病患者	特定疾病療養者見舞金受給者から無作為抽出	396
こども	柏市こども発達センター通園者	83
	市内小・中学校特別支援学級通学者より無作為抽出	90
障害関係団体	市内障害関係団体会員に配布	680
合 計		3,086
回収数		1,526
回収率		49.5%

(2) 各種ヒアリング調査

① 障害者団体ヒアリング

個別のアンケートからは見えてこない障害者の日常生活においての問題点や、当事者団体及び家族会等が抱えている課題等を把握することを目的とした調査です。

対象団体は次の通りとなります。（実施期間：2016年9月27日（火）から29日（木））

- ・ 柏市肢体不自由児者を育てる会
- ・ 千葉県中途失聴者難聴者協会柏地区会
- ・ 柏市手をつなぐ育成会
- ・ 柏市視覚障害者協会
- ・ 柏市聴覚障害者協会
- ・ 柏市自閉症協会
- ・ 柏市身体障害者福祉会
- ・ 精神障害者家族会よつば会
- ・ 東葛菜の花「高次脳機能障害者と家族の会」

② 障害関係事業所等意見聴取及び委託相談支援事業所ヒアリング

当事者だけでなく、支援する側である事業所等の意見を聞き、支援者側が抱えている問題点や課題等を把握することを目的とした調査です。障害関係事業所等の意見聴取を行ったほか、その他に5つの委託相談支援事業所にもヒアリングを行いました。

(3) パブリックコメント

ノーマライゼーションかしわプランの策定に当たり、市民の意見及び提案を反映するため、パブリックコメントを実施しました。

① 実施期間

2017年12月28日から2018年1月31日（35日間）

② 実施結果

意見の提出はありませんでした。

あ行

アクセシビリティ

様々な製品、建物やサービスへの、アクセスのし易さ、接近可能性などの度合いを示すことば。転じて、障害のある人などの様々な閲覧環境への対応性を指す。

育成医療

身体に障害のある子どもの健全な育成を図るため行われる生活能力を得るために必要な医療。自立支援医療の一種として位置づけられている。

医療的ケア児

医学の進歩を背景として、NICU等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な障害のある子ども。

インクルーシブ教育

障害の有無に関わらず、子どもたちがともに学ぶ教育。障害のある児童生徒が教育制度一般から排除されず、地域において教育の機会が与えられ、個人に必要な「合理的配慮」が提供される教育。障害者権利条約の教育の条項（第24条）に基づく理念である。

NPO

1998年12月1日から施行された「特定非営利活動促進法（NPO法）」に基づいて法人格を取得した民間非営利団体のこと。

か行

柏市防災福祉 K-Net

避難行動要支援者と支援者のネットワークの総称で、避難行動要支援者の登録

制度を中核とする。

基幹相談支援センター

障害のある人及びそれに準じる人を対象とする地域の相談支援の拠点として、一般的な相談のほか、困難ケースへの対応、虐待防止、人材育成、ケアプラン（サービス等利用計画）の内容確認等を行うセンターのこと。

救急医療情報キット

かかりつけ医や持病などの救急医療情報を専用の用紙に記入し、筒状の容器に入れて冷蔵庫に保管しておくことで、救急隊が救急活動中に必要と判断した時に、救急医療情報キットの情報を迅速な救急活動に役立てるもの。

機能訓練

医療的なリハビリテーションを終了した人を対象に、日常動作など日々の周辺環境への適応や、本人への動機づけ等を主な目的として、保健センターなどの公共施設を利用して実施する訓練。

グループホーム

病気や障害などで日常生活の自立に困難のある人たちが、専門スタッフ等の援助を受けながら少人数で共同しながら地域社会に溶け込んで生活する形態。利用者間の支え合いやスタッフの援助により生活自立力の維持・向上を目指す。

ケアマネジメント

障害のある人（子どもを含む）とその家族の意向をふまえ、地域で豊かに暮らすための支援ができるよう、各種サービスを的確に提供し、地域における生活の支援を行う社会福祉援助技術。

高次脳機能障害

脳血管疾患や交通事故などによる脳損傷を原因とする、記憶・注意・思考・言語などの障害。外見上は障害が目立たないため、周囲の人に理解されにくかったり、本人自身が障害を十分に認識できないこともある。

更生医療

身体に障害のある人の自立と社会経済活動への参加の促進を図るために行われる更生のために必要な医療。自立支援医療の一種として位置づけられている。

合理的配慮

障害のある人が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。

さ行

児童発達支援センター

地域の障害のある子どもを通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う施設。

自立支援医療

心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度。精神通院医療・更生医療・育成医療が含まれる。

社会福祉士

社会福祉士及び介護福祉士法によって創設された福祉専門職の国家資格。身体上もしくは精神上障害があること、または環境上の理由により日常生活を営むことに支障がある人の福祉に関する相談に

応じ、助言・指導その他の援助を行う。

重症心身障害

障害の種別にかかわらず2つ以上の障害のある「重複障害」とは異なり、重度の肢体不自由と重度の知的障害が重複する場合に限って使われる名称。

障害者基本法

障害のある人の自立と社会参加の支援等のための施策に関して基本理念を定め、国や地方公共団体の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることによって障害者施策を総合的かつ計画的に進め、障害者福祉を増進することを目的とする法律（1993年施行）。

障害者虐待防止センター

障害のある人への虐待に対応する窓口として、虐待に関する通報や届出の受理、相談・指導、虐待防止に関する啓発活動等を行うセンターのこと。

障害者虐待防止法

正式名称は「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」で、障害のある人への虐待の防止、及びその養護者に対する支援等について定めている。

障害者雇用促進法

正式名称は「障害者の雇用の促進等に関する法律」で、障害のある人の雇用の促進について定めている。

障害者差別解消法

正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」で、障害を理由とする差別の解消の推進について定めている。

障害者就業・生活支援センター

就業や職場への定着が困難な障害のある人を対象として、身近な地域で雇用、福祉、教育等の関係機関との連携の拠点として連絡調整等を積極的に行いながら、就業及びそれに伴う日常生活、社会生活

上の支援を一体的に行う機関。

障害者総合支援法

2006年に成立した障害者自立支援法が、2012年に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改称されたもの。

障害者優先調達推進法

正式名称は「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」で、障害者就労施設、在宅就業障害者及び在宅就業支援団体の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めている。

ジョブコーチ（職場適応援助者）

障害のある人が職場への適応を図れるように支援する人、またはその制度のことを言う。障害のある人の職場への適応を直接支援するだけでなく、事業主や同僚、家族への助言、障害の状況に応じた職務の調整や職場環境の改善なども行う。

自立訓練

自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行うサービスで、身体障害者向けの「機能訓練」と、知的、精神障害者を想定した「生活訓練」とに分かれる。

自立支援協議会

地域における障害のある人の生活を支えるため、相談支援事業をはじめとするシステムづくり等に関して中核的な役割を果たすよう、相談支援事業者、サービス事業者及び関係団体等の参加により市町村が設置・運営するもの。

自立支援医療（精神通院）

精神医療を継続的に要する病状にある者に対し、その通院医療に係る自立支援医療費の支給を行う制度。

精神保健福祉士

精神保健福祉法に基づく精神障害者の社会復帰に関する専門職の国家資格。専門的知識及び技術をもって、社会復帰に関する相談・助言・支援等を行う。

成年後見制度

知的障害や精神障害、発達障害、認知症などの理由により判断能力が不十分で自分自身の権利を守ることができない人を保護・支援する制度。財産の管理やサービス利用などの契約、遺産分割の協議などをサポートする。

た行

地域活動支援センター

障害のある人等が通い、創作的活動や生産活動、社会との交流を進めるなど多様な活動を行う場。

地域共生社会（共生社会）

すべての人々が、1人ひとりの暮らしと生きがいを、ともに創り、高め合う社会。または困難を持つあらゆる人を地域で支えるための仕組みを目指す考え方。

地域生活支援事業

指定障害福祉サービスなどとは別に、障害者総合支援法第77、78条の規定に基づいて市町村、都道府県が行う事業で、「必須事業」と「任意事業」を含む。

地域包括ケアシステム

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援サービスを継ぎ目なく連続的かつ包括的に日常生活圏域で提供をしていく仕組み。

千葉県障害者就労事業振興センター

「障害のある人が地域で働き、自立した生活を営める社会」を実現するため、福祉作業所・授産施設の授産事業の活性化を進め、障害者福祉の向上を図ることを目的として 2005 年 9 月に設立された NPO 法人。千葉県、千葉市、船橋市、柏市から「福祉作業所等の機能を強化する事業」を受託し、地域活動支援センターなどの事業振興と障害者の自立に向けたさまざまな支援を行っている。

チャレンジドオフィスかしわ

一般企業等で働く意欲があるものの、なかなか就労にむすびつかない市内障害者を対象に、臨時職員として雇用し、就労スキルの向上や勤怠の安定を図ることにより、一般企業等への就労を円滑に行えるようにする事業。

特別支援教育

従来の「特殊教育」から転換された新しい教育制度で、障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた取り組みを支援するという視点に立ち、一人ひとりの必要に応じて能力を高め生活や学習上の困難を改善・克服するために適切な指導や必要な支援を行うもの。

な行

内部障害

心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の機能障害、もしくはヒト免疫不全ウィルス（HIV）による免疫の機能の障害を言う。

難病

原因が不明であったり、治療方法が確立していなかったり、後遺症を残すおそれがある病気を言う。経過が慢性的で、医療費がかかることや、介護等に人手を要するために、家族にとっては経済的・精神的な負担が大きくなる。具体的には

「筋萎縮性側索硬化症（ALS）」「潰瘍性大腸炎」「網膜色素変性症」「全身性エリテマトーデス」「ベーチェット病」「脊髄小脳変性症」「悪性関節リウマチ」「パーキンソン病」などがあげられる。

日常生活自立支援事業

知的障害や精神障害、発達障害、認知症などの理由により判断能力が不十分で自分自身の権利を守ることができない人について、地域での生活を営むのに不可欠な福祉サービスの利用等を援助する事業。

ニッポン一億総活躍プラン

一億総活躍社会（誰もが活躍できる、いわば全員参加型の社会）を目指し、国が策定した計画。

ネットワーク

各主体を網の目のように結び、つなぐこと。サービス提供においては、「サービス提供主体間の情報交換を促し、情報の共有化を図るとともに、協力・連携体制を構築すること」を意味する。

ノーマライゼーション

障害のある人を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整え、ともに生きる社会こそがあたり前（ノーマル）であるという考え方。

は行

発達障害

発達障害の定義は、発達障害者支援法第 2 条において「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」とされている。

バリアフリー

社会生活をしていく上で妨げとなる障壁（バリア=Barrier）となるものを除去（フリー=Free）するという意味で、建物や道路の段差解消など生活環境上の物理的障壁を除去すること。より広く、社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

ハローワーク

ハローワーク（公共職業安定所）とは、職業紹介事業を行う機関で、国が所管しています。無料で、職業紹介や就職支援のサービスを行っています。このほか、ハローワークでは、雇用保険に関する各種の手当や助成金の支給、公共職業訓練の斡旋、職業安定関係の業務なども行っています。

福祉的就労

生産活動に参加することを目的とする就労であり、労働法規が適用されないものを言う。賃金ではなく「工賃」が支払われ、法的には労働契約に基づく労働者として認められていない。

フレイル

老化に伴う様々な機能の低下（予備能力の低下）により、疾病発症や身体機能障害に対する脆弱性が増す状態。

ヘルプカード

障害等により、支援や配慮を必要としているが外見から分からない方などが、周囲の人に支援等を必要としていることを知らせるためのもの。

補装具

身体機能の障害による困難を補うことにより、日常生活能力の回復に寄与する器具のこと。盲人用安全杖、補聴器、車いすなどがこれに含まれる。

や行

要保護児童対策地域協議会

虐待を受けた子どもをはじめとする保護を要する子どもに関する情報の交換や支援を行うための協議を行う場で、各市町村が設置している。

ユニバーサルデザイン

特定の年齢・性別・国籍・心身状態の人を対象とするのではなく、どのような人でも利用することができる施設や製品を計画・設計すること。

ら行

ライフサポートファイル

発達障害がある子どもの行動の特性や発達の記録などの情報を記録するもの。医療・福祉・教育などの関係機関で情報共有を円滑にするためのもの。本市では「柏市サポートファイル」という。

ライフステージ

人の一生を年代によって分けたそれぞれの段階を言う。幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などに区分され、誕生・入学・卒業・就職・結婚・子どもの誕生・退職・死など、それぞれの段階に応じた節目となるできごとを経験する。また、それぞれの段階ごとに特徴的な悩みや問題などがみられる。

レスパイト

「息抜き」「休息」の意味。

療育

心身に障害のある児童（障害児）について、早期に適切な治療等を行い、障害の治癒や軽減を図りながら育成することを言う。

ノーマライゼーションかしわプラン

第3期柏市障害者基本計画（後期計画）・第5期障害福祉計画

発行年月：2018年3月

発行：千葉県 柏市

編集：柏市 健康福祉部 障害福祉課

所在地：〒277-8505 千葉県柏市柏5丁目10番1号

電話：04-7167-1111（代表）

FAX：04-7166-6026（代表）